

第四百十三回国会

参议院金融問題及び経済活性化に関する特別委員会会議録第四号(その一)

平成十年十月五日(月曜日) 午後四時五十分開会

委員の異動

九月十日

辞任

伊藤 基隆君

補欠選任

直嶋 正行君

九月十一日

辞任

小川 勝也君

補欠選任

小宮山洋子君

十月二日

辞任

魚住裕一郎君

補欠選任

海野 義孝君

出席者は左のとおり。

委員長

坂野 重信君

理事

石川 弘君

岩井 國臣君

岡 利定君

塩崎 恭久君

江田 五月君

齋藤 勤君

森本 晃司君

笠井 亮君

山本 正和君

委員

岩城 光英君

加納 時男君

景山俊太郎君

金田 勝年君

木村 仁君

佐々木知子君

田中 直紀君

林 芳正君

委員以外の議員

衆議院議員

岩城 光英君

加納 時男君

景山俊太郎君

金田 勝年君

木村 仁君

佐々木知子君

田中 直紀君

林 芳正君

日出 英輔君

平田 耕一君

三浦 一水君

溝手 頭正君

山本 一太君

小川 敏夫君

木俣 佳文君

小宮山洋子君

角田 義一君

直嶋 正行君

峰崎 直樹君

築瀬 進君

海野 義孝君

浜田卓二郎君

益田 洋介君

池田 幹幸君

緒方 靖夫君

小池 晃君

三重野栄子君

入澤 肇君

渡辺 秀史君

佐藤 道夫君

水野 誠一君

菅川 健二君

笠井 亮君

筆坂 秀世君

保岡 興治君

池田 元久君

枝野 幸男君

石井 啓一君

西川 知雄君

鈴木 淑夫君

保岡 興治君

事務局側

常任委員会専門員

小林 正二君

本日の会議に付した案件

○債権管理回収業に関する特別措置法案(衆議院提出)

○金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案(衆議院提出)

○競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(衆議院提出)

○特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案(衆議院提出)

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案(衆議院提出)

○金融再生委員会設置法案(衆議院提出)

○預金保険法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(衆議院提出)

○預金保険法の正常化に関する特別措置法案(筆坂秀世君外一名発議)

○金融監督委員会設置法案(筆坂秀世君外一名発議)

○金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案(筆坂秀世君外一名発議)

○委員長(坂野重信君) ただいまから金融問題及び経済活性化に関する特別委員会を開会いたします。

債権管理回収業に関する特別措置法案、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案、競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、いずれも衆議院提出、金融機能の正常化に関する特別措置法案、預金保険法の一部を改正する法律案、金融監督委員会設置法案及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案、いずれも筆坂秀世君外一名発議、以上十二案を一括して議題とし、発議者から順次趣旨説明を聴取いたします。

○衆議院議員(保岡興治君) 債権管理回収業に関する特別措置法案、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案、競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案及び特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案について、提案者を代表してその趣旨を御説明いたします。

我が国経済を立て直し再活性化させるためには、金融システムの安定化、再生が何よりも重要であります。このためには、金融機関の抱える不良債権を早急に処理しなければなりません。このための環境を整備しようとするものがこのたび提出いたしました四法案であります。

まず、債権管理回収業に関する特別措置法案に

本日、衆議院は、債権管理回収業に関する特別措置法案(衆議院提出)を可決し、衆議院を退会した。

同日、参議院は、債権管理回収業に関する特別措置法案(衆議院提出)を可決し、参議院を退会した。

同日、衆議院は、金融機能の正常化に関する特別措置法案(筆坂秀世君外一名発議)を可決し、衆議院を退会した。

同日、参議院は、金融機能の正常化に関する特別措置法案(筆坂秀世君外一名発議)を可決し、参議院を退会した。

同日、衆議院は、金融監督委員会設置法案(筆坂秀世君外一名発議)を可決し、衆議院を退会した。

同日、参議院は、金融監督委員会設置法案(筆坂秀世君外一名発議)を可決し、参議院を退会した。

同日、衆議院は、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案(筆坂秀世君外一名発議)を可決し、衆議院を退会した。

つきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、金融機関等が有する不良債権の実質的な処理の促進等を図ることが喫緊の課題となつて、一定の要件を満たす民間会社が業として債権の管理及び回収を行う制度を新たに設けるとともに、必要な規制を行うこととするものであります。

この法律案の要点は次のとおりであります。

第一に、法務大臣の許可を受けた債権回収会社は、弁護士法の規定にかかわらず、金融機関の有する貸付債権等の一定の金銭債権について、その管理及び回収を行うことができる旨の規定を設けることとしております。

第二に、債権回収会社の業務の適正な運営の確保を図るため、その取締役の一名以上に弁護士を選任を義務づけるとともに、暴力団員等の参入等を防止するための措置を講ずる等の規定を設けるほか、業務を遂行するに当たつて相手方を困惑させる等の行為を禁止し、また債権回収会社が一定の裁判上の行為を行うには弁護士に進行させるなどの行為規制に関する規定等を設けることとしております。

第三に、法令に違反するなどした債権回収会社に対する許可取り消し処分や業務改善命令などに関する規定を設けるとともに、監督者である法務大臣の立入検査等の規定を設けるほか、暴力団支配排除の観点から、警察庁長官による債権回収会社への立入検査や債権回収会社の回収に当たつての援助等の措置についても規定することとしております。

第四に、所要の罰則規定等を設けるとともに、その施行については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において行うこととしております。

以上が債権管理回収業に関する特別措置法案の趣旨であります。

次に、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いた

します。

この法律案は、金融機関等の不良債権の処理が喫緊の課題となつて、現在の状況にかんがみ、金融機関等が有する債権はその多くが根抵当権つき債権であるので、その譲渡の円滑化を図るための臨時の措置を定めようとするものであります。

この法律案の要点は次のとおりであります。

第一に、金融機関等が根抵当権により担保される債権を共同債権買取機構、整理回収銀行、サードパーティー等の債権回収機関に売却し、また元本を発生させる意思を有しない旨を書面により通知したときは、民法の定める元本の確定事由に該当するものとみなすこととしております。

第二に、この法律案の趣旨であります。次に、競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案についてであります。

この法律案は、不動産競売手続において不当な執行妨害行為により手続の遅延が生じている等の現状にかんがみ、手続のより円滑かつ適正な遂行を図る等のため、民事執行法等の一部を改正しようとするものであります。

この法律案の要点は次のとおりであります。

第一に、執行妨害を排除する観点から、不当な執行抗告の制限、買い受けの申し出をした差押さえ債権者のための保全処分の制度等を新設することとして、執行官等の調査権限を強化することとしております。

第二に、手続の迅速処理を図る観点から、配当期日の呼び出し状の送達方法の改善のほか、売却の見込みのない場合の特別の措置を定めることとしております。

第三に、競売制度を利用しやすきものにする観点から、買い受け人が銀行等からの融資を受けた

場合の代金納付による登記の嘱託方法を改善し、買い受け人が銀行ローンを活用する道を開くこととしております。

第四に、根抵当権に対する競売手続の開始等があったことを知ったときから二週間を経過したことに伴い根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登記について、債務者等の根抵当権設定者との共同申請を必要とせず、根抵当権者のみでこれを申請することができることとしております。

最後に、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、預金保険機構、整理回収銀行及び住宅金融債権管理機構が申し立てた競売手続について、その円滑な実施に資するため、同機構等の資料を利用できるよう、現況調査及び評価等に関し民事執行法の特例を臨時に設けようとするものであります。

この法律案の要点は次のとおりであります。

第一に、執行裁判所は、預金保険機構、整理回収銀行及び住宅金融債権管理機構が申し立てた競売手続について、同機構等から不動産の現況を明らかにする書面の提出を受けた場合において、相当と認めるときは、民事執行法の規定にかかわらず、執行官に現況調査を命じないでこれを現況調査報告書にかえる取り扱いを可能とすることとしております。

第二に、執行裁判所は、預金保険機構等から不動産の評価を記載した書面の提出を受けた場合において、相当と認めるときは、民事執行法の規定にかかわらず、評価人を選任することなく、その書面に記載された評価に基づいて最低売却価額を定めることができることとしております。

以上がこの臨時措置法案の趣旨であります。これをもちまして、議員提出四法案の説明とさせていただきます。今後の国会審議における議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。趣旨説明にかえたいと思ひます。

○委員長(坂野重信君) 次に、発議者衆議院議員池田元久君。

○衆議院議員(池田元久君) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、預金保険法の一部を改正する法律案、金融再生委員会設置法案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

まず、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案について御説明申し上げます。

昨年の大型金融破綻から一年近い時間が経過しようとしております。この間、我が国の金融システムに対する内外の信頼は大きく失われ、今や多くの金融機関が不良債権という重い病にかかっております。その最大の責任はもろろん政府にあります。金融機関の病のひどさを知らながら、国民に対しては症状は軽いという偽りのカルテを示し、手術はもろろんとして治療さえも満足に施しませんでした。しかも、一兆八千億円という巨額のお金をかけてまで打った高価な栄養剤は全く効果のないものであります。

このような状況に対応し、我が国の金融機能の安定及びその再生を図るため、金融機関の破綻の処理の原則を定めるとともに、破綻した金融機関の金融整理管財人による管理及び破綻した銀行の特別公的管財人の制度を設けること等により信用秩序の維持と預金者等の保護を確保することとして、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るため、新たに設置される金融再生委員会が主体となつて、金融機関の破綻処理を二〇〇一年三月までに集中的に実施することとしております。その際、破綻処理の原則として、破綻した金融機関の不良債権等の財務内容その他の経営の状況を開示すること、経営の健全性の確保が困難な金融機関を存続させないものとする、破綻した金融機関の株主及び経営者等の責任を明確にす

るものとする。預金者等を保護するものとする。金融機関の金融仲介機能を維持するものとする。金融機関の破綻処理に係る費用が最小となるようにすることという六つの原則を掲げております。

第二に、金融機関の財務内容等の透明性を確保するため、金融機関に対して定期的な資産の査定の実施と公表を義務づけることとしております。

第三に、金融機関が破綻した場合に、信用秩序の維持及び預金者等の保護を図るため、金融再生委員会が、裁判所の認可を受けて、当該破綻金融機関に対し、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分をすることができるとしております。

第四に、銀行が破綻した場合に、他の金融機関等の連鎖的な破綻を発生させることとなる等により、我が国における金融の機能に極めて重大な障害が生ずることとなる事態か、当該破綻銀行が業務を行っている地域または分野における融資比率が高率である等の理由により、他の金融機関による金融機能の代替が著しく困難であるため、当該地域または分野における経済活動に極めて重大な障害が生ずることとなる事態のいずれかの事態を生じさせるおそれがある場合は、金融再生委員会は裁判所の認可を受けて当該破綻銀行の特別公的管理の開始の決定をすることができることとしております。

第五に、公的資金による資本注入を認める金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律は、直ちに廃止することとしております。

次に、預金保険法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、破綻金融機関から営業を譲り受け、その整理を行うこと等を目的とする整理回収機構を設立し、債権の回収等の業務のほか、整理回収銀行及び住宅金融債権管理機構から引き継いだ業務を行わせるとともに、預金保険機構による破綻金融機関の営業を引き継ぐ受皿金融機関へ

の出資、特例業務の終了時における累積欠損金の国による負担、特定合併に係る資金援助の廃止等の措置を講ずる必要があることから、提出した次第であります。

以下、この法律案の主要な内容につきまして御説明を申し上げます。

第一に、整理回収機構は、破綻金融機関からその営業を譲り受け、及びその整理を行うこと、破綻金融機関からその資産を買い取り、及びその管理、処分を行うこと、金融機関の更生事件における管財人の職務等を行うこととしております。

第二に、整理回収機構の職員は、その債権の回収に係る業務を行う場合において必要があるときは、債務者等が所有する不動産に立ち入り、現況を確認し、その者に質問し、または帳簿等についての説明を求めることができることとしております。

第三に、整理回収機構は、整理回収銀行及び住宅金融債権管理機構の営業の全部を引き継ぎ、その業務を行うことができることとしております。

次に、金融再生委員会設置法案について御説明申し上げます。

この法律案は、金融制度及び証券取引制度について調査、企画及び立案をするほか、我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るため金融機関の破綻に対し必要な措置を講ずるとともに、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等についての免許及び検査その他の監督並びに証券取引等の監視に関する事務を行うため、総理府の外局として、金融再生委員会を設置する必要があることから、提出をした次第です。

以下、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、金融再生委員会を設置することとしております。

第二に、金融再生委員会の所掌事務及び権限を、金融制度及び証券取引制度の調査、企画及び立案をすること、破綻した金融機関の金融整理管財人による管理、破綻した銀行の特別公的管理その他金融機関の破綻の処理に関する事、銀行業の免許並びにこれらを行なう者の検査その他の監督に関する事、証券業を営む者登録及び検査その他の監督に関する事、預金保険機構及び整理回収機構並びに農水産業協同組合貯金保険機構の監督に関する事、日本銀行に関する事等とする事としております。

第三に、金融再生委員会の委員長は、国務大臣をもって充てることとしております。

第四に、国家行政組織法第三条第三項ただし書きの規定に基づいて、金融再生委員会に、金融監督庁を置くこととしております。

第五に、金融監督庁に、証券取引等監視委員会を置くこととしております。

第六に、金融再生委員会に、株価算定委員会を置くこととしております。

次に、金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、金融再生委員会設置法の施行に伴い、関係法律の整備を図る必要があることから提出をした次第であります。

以上がこれらの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

○委員長(坂野重信君) 次に、発議者筆坂秀世君。

○委員以外の議員(筆坂秀世君) ただいま議題となりました金融機能の正常化に関する特別措置法案、預金保険法の一部改正案、金融監督委員会設置法案及び金融機能安定化緊急措置法廃止法案について、その提案理由を説明いたします。

金融機関の抱えている不良債権を、道理ある方法で解決することは、日本経済が直面している重要な課題の一つであります。問題は、そのコストをだれが負担するのかという点にあります。もともと不良債権は、バブルの時期に大銀行などが土地投機など乱脈の限りを尽くし、みずからつくったものであります。このツケを国民が負担させられる

いわれは小さくありません。ところが、この間、政府は、銀行の責任を追及するどころか、超低金利政策、住専処理への税金投入、三十兆円の銀行支援策など、ひたすら公的資金による銀行甘やかし策をとってきました。これが最後は国が面倒を見てくれるという銀行のモラルハザードをつくり出し、不良債権の処理を先送りする結果となつてきたのであります。

アメリカでは、商業銀行の破綻処理に際して、公的資金は一切使わず、銀行業界の自己責任原則を貫いて問題を解決しました。

日本でも、今やるべきは野方図な公的資金の投入でモラルハザードを助長することではありません。預金者保護、善良な借り手の保護、決済業務という金融機関の本来責任を自己責任、自己負担の原則で行わせることです。そうしてこそ、銀行業界に自己規律が生まれ、金融システムへの真の信頼を勝ち取ることができるのであります。

四法案は、以上の考え方に立脚したものであります。以下、その概要を述べます。

まず、金融機能正常化法案についてであります。

第一に、法案の目的で「金融機関の自己責任の原則にのっとり我が国の金融の機能の安定及びその正常化を図る」ことを明記し、預金者保護、善良な借り手の保護も銀行業界の自己負担によることとしております。

第二に、不良債権の実態開示についてであります。

不良債権の実態開示に当たって重要なことは、処理を急ぐべき不良債権と善良な借り手を明確に区別すること、すなわち、その融資が投機的なものかどうかを明らかにすることであり、そのため、本法案では、金融機関に対し、資産査定結果とあわせて貸付資金の使途についても金融監督委員会に報告させ、自主開示する義務を負わせるとともに、虚偽報告には厳しい罰則を科すこととしております。

第三に、破綻処理は、金融監督委員会の指導監

督のもとに預金保険機構が行うこととし、破綻金融機関の営業譲渡のあっせんや営業譲渡先が未定である破綻金融機関の業務を一時的に引き継ぐ承継銀行の設立、出資をできることとしていきます。もちろん、その費用は銀行業界の自己負担原則を貫くこととしております。

また、預金保険法一部改正案によって、金融機関の破綻処理や不良債権処理への税金投入の仕組みをすべて廃止します。銀行の破綻処理費用は銀行業界の負担で行うべきであることから、預金保険機構の資金は保険料で賄うこととし、資金が不足すれば保険料を引き上げることでの財源の充実に図ります。また、保険料率、特別保険料率を定める際には、中小金融機関に配慮することとしていきます。

次に、金融監督委員会設置法案についてであります。

金融監督委員会は、金融機関に公共的役割を果たさせ、貸し渋りや投機的業務など乱脈経営を許さず、金融機関と金融業界の健全な体質を確保することを主たる任務とし、そのため健全経営に関するガイドラインの策定、金融機関の検査・監督、預金保険機構の監督、金融行政に対する苦情処理等を行うこととしていきます。

最後に、十三兆円の資本注入策を文字どおり全廃し、それに類似した資本注入策を一切退ける立場から提出しているのが金融機能安定化緊急措置法の廃止法案であります。

以上が日本共産党提出の四法案の提案理由ですが、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(坂野重信君) 以上で十二案の趣旨説明の聴取は終わりました。

法律案、以上六案は衆議院において修正されておりますので、衆議院における修正部分について順次説明を聴取いたします。修正案提出者衆議院議員岡田興治君。

○衆議院議員(岡田興治君) ただいま議題となりました債権管理回収業に関する特別措置法案及び金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案に対する衆議院における修正部分につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

初めに、債権管理回収業に関する特別措置法案に対する修正につきましては、第一に、本法が金融機関等の不良債権処理が現下喫緊の課題となっている状況に対応するためのものであることを明記することといたしました。

第二に、取扱対象債権につき、原案で規定されていたものうち、貸金業者の有する貸付債権については、金融機関系列の貸金業者が有する不動産担保つき事業者向け貸付債権に限定することといたしました。

第三に、悪質な取り立て行為を防止し、債務者の人権を擁護するとの観点から、債権回収に当たり、偽りその他不正な手段を用いることの禁止、利息制限法に違反する約定のなされた債権の回収の禁止、貸金業者から借り入れて弁済することを要求する行為の禁止、法律上支払い義務のない者に対する請求の禁止等、従来省令で規定する予定であったものなどについて可能な限り具体的に法文に盛り込むこととしてその明確化を図った上、暴力団員等の使用、白紙委任状の取得及び虚偽広告の禁止について新たに罰則を設けることといたしました。

第四に、本制度については金融機関等の有する不良債権の処理に焦点を合わせた制度としてまずして導入するものであることから、五年後をめどとして実施状況を勘案して検討を加え、必要な措置を講ずることといたしました。

次に、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案、以上六案は衆議院において修正されておりますので、衆議院における修正部分について順次説明を聴取いたします。修正案提出者衆議院議員岡田興治君。

する法律案に対する修正につきましては、第一に、我が国の金融システムの一環を構成する保険会社について、これを原案の適用対象となる金融機関等に加えることといたしました。

第二に、金融機関の資産の買い取りを行うこととなる住宅金融債権管理機構について、これを原案の適用の対象となる特定債権回収機関に加えることといたしました。

○委員長(坂野重信君) 次に、修正案提出者衆議院議員池田元久君。ただいま議題となり、修正案に対する衆議院における修正部分につきまして、その概要を御説明申し上げます。衆議院議員池田元久君。

第一に、金融機関の金融整理管財人による管理及び銀行の特別公的管財人のほか、破綻した金融機関の業務承継の制度を設けることとしたこと。

第二に、金融整理管財人による管理及び特別公的管財人について、裁判所の認可を受けるという要件を削ったこと。

第三に、金融再生委員会は、銀行が破綻するおそれが生ずると認める場合は、特別公的管財人の開始決定をすることができること。

第四に、預金保険機構による金融機関等の資産の買い取りに関する緊急措置を設けること。

第五に、預金保険機構の業務の特例として、破綻金融機関、承継銀行、または本法の規定に基づき特例資金援助または損失の補てんを受けた特別公的管財銀行の受け皿金融機関に対し、資本注入をできることとする。

次に、金融再生委員会設置法案に対する修正について御説明申し上げます。

統処理制度及び金融危機管理に関する調査、企画及び立案をすることとし、金融制度及び証券取引制度の調査、企画及び立案をすること及び日本銀行に関すること等を削ったこと。

最後に、野党三会派が提出したこれらの法律案は、与野党により修正を加えられた上、衆議院で可決されました。国会が立法院としての責任を果たし、この国会で金融再生のための道筋をつけることができるとすれば、日本発の金融恐慌は起こさないという世界に向けたメッセージが初めて説得力を持つこととなります。

○委員長(坂野重信君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。十二案に対する質疑は後日に譲ります。明日は午前九時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十二分散会

十月五日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、金融機能の正常化に関する特別措置法案(筆坂秀世君外一名発議)
- 一、預金保険法の一部を改正する法律案(筆坂秀世君外一名発議)
- 一、金融監督委員会設置法案(筆坂秀世君外一名発議)
- 一、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案(筆坂秀世君外一名発議)
- 一、債権管理回収業に関する特別措置法案(衆)
- 一、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案(衆)
- 一、競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(衆)

一、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案(衆)  
 一、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案(衆)

一、金融再生委員会設置法案(衆)  
 一、預金保険法の一部を改正する法律案(衆)  
 一、金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(衆)

金融機能の正常化に関する特別措置法案  
 (本号(その二)に掲載)

預金保険法の一部を改正する法律案(参第二号)  
 (本号(その二)に掲載)

金融監督委員会設置法案  
 (本号(その二)に掲載)

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案  
 (本号(その二)に掲載)

債権管理回収業に関する特別措置法案  
 (本号(その二)に掲載)

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案  
 (本号(その二)に掲載)

競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案  
 (本号(その二)に掲載)

特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案  
 (本号(その二)に掲載)

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案  
 (本号(その二)に掲載)

金融再生委員会設置法案  
 (本号(その二)に掲載)

預金保険法の一部を改正する法律案(衆第七号)  
 (本号(その二)に掲載)

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案  
 (本号(その二)に掲載)

第三号中正誤

一、段 行 誤 正

二、四 三 債権  
 〃 〃 〃 債権  
 〃 〃 〃 債権





平成十年十月十二日印刷

平成十年十月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

第四百十三回 参議院金融問題及び経済活性化に関する特別委員会会議録第四号(その二)

〔本号(その一)参照〕

金融機能の正常化に関する特別措置法案  
金融機能の正常化に関する特別措置法

目次

第一章 総則(第一条―第三条)  
第二章 金融機関の財務内容等の透明性の確保(第四条・第五条)

第三章 破綻した金融機関の預金保険機構による管理(第六条―第二十條)

第四章 預金保険機構の業務の特例(第二十一条―第二十七條)

第五章 雑則(第二十八條―第三十二條)  
第六章 罰則(第三十三條―第三十八條)  
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、金融機関の破綻が相次いで発生し、我が国の金融の機能が大きく低下するとともに、金融機関の救済のために多額の公的資金が投入されている状況にあることにかんがみ、金融機関の自己責任の原則にのっとり我が国の金融の機能の安定及びその正常化を図るため、金融機関の破綻の処理の原則を定めるとともに、金融機関の貸付けの投機性等を明らかにした金融機関の財務内容の開示並びに破綻した金融機関の預金保険機構(以下「機構」という。)による管理及び承継銀行の設立の制度を設けること等により信用秩序の維持と預金者等の保護を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関」とは、預金保険法(昭和四十六年法律第二十四号)第二条第一項に規定する金融機関をいう。  
2 この法律において「預金等」とは、預金保険

第二十三部 金融問題及び経済活性化に関する特別委員会会議録第四号(その二) 平成十年十月五日

法第二条第二項に規定する預金等をいう。

3 この法律において「預金者等」とは、預金保険法第二条第三項に規定する預金者等をいう。

4 この法律において「被管理金融機関」とは、第六条第一項の規定により機構による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた金融機関をいう。

5 この法律において「承継銀行」とは、営業若しくは事業の譲受け又は合併(以下「営業の譲受け等」という。)により被管理金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ業務を暫定的に維持継続することを主たる目的とする銀行をいう。

(金融機関の破綻処理の原則)

第三条 我が国の金融の機能の安定及びその正常化を図るため、金融監督委員会が講ずる金融機関の破綻に対する施策は、次に掲げる原則によるものとし、平成十三年三月三十一日までに実施するものとする。  
一 金融機能の安定及びその正常化を図るための費用は、自己責任の原則にのっとり金融機関の負担によるべきものとする。  
二 預金者等を保護するものとする。  
三 金融機関の金融仲介機能を維持するものとする。  
四 金融機関の破綻処理に係る費用が最小となるようにすること。

第二章 金融機関の財務内容等の透明性の確保

第四条 金融機関は、決算期その他金融監督委員会規則で定める期日において資産の査定を行い、金融監督委員会規則で定めるところにより、その結果及び貸付資金の使途並びに回収不能となる危険性の高い債権に対する引当ての状況(資産の査定報告)

第五条 金融機関は、決算期その他金融監督委員会規則で定める期日において資産の査定を行い、金融監督委員会規則で定めるところにより、その結果及び貸付資金の使途並びに回収不能となる危険性の高い債権に対する引当ての状況(資産の査定報告)

第六条 金融機関が一の都道府県の区域を越えないう区域を地区とする信用協同組合である場合にあっては当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事とし、当該金融機関が労働金庫である場合にあっては金融監督委員会及び労働大臣とする。第八条(第十四条第三項において準用する場合を含む)、第十条 第十一条第一項から第三項まで、第五項及び第六項並びに第十四条第一項において同じ。は、平成十三年三月三十一日までを限り、信用秩序の維持及び預金者等の保護を図るため、金融機関がその財産をもって

況について資産査定等報告書を作成し、金融監督委員会(当該金融機関が一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合である場合にあっては当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事とし、当該金融機関が労働金庫である場合にあっては金融監督委員会及び労働大臣とする。第六条第三項において同じ。)に提出しなければならない。

2 前項の「資産の査定」とは、金融監督委員会規則で定める基準に従い、回収不能となる危険性又は価値の毀損の危険性に応じてその有する債権その他の資産を区分することをいう。

(資産の査定公表)

第五条 金融機関は、前条の規定による資産の査定を行ったときは、金融監督委員会規則で定めるところにより、その区分に係る資産の合計額及び貸付資金の使途別の合計額、回収不能となる危険性の高い債権に対する引当ての状況その他の金融監督委員会規則で定める事項を公表しなければならない。

第三章 破綻した金融機関の預金保険機構による管理

(業務及び財産の管理を命ずる処分)

第六条 金融監督委員会(この項に規定する処分に係る金融機関が一の都道府県の区域を越えないう区域を地区とする信用協同組合である場合にあっては当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事とし、当該金融機関が労働金庫である場合にあっては金融監督委員会及び労働大臣とする。第八条(第十四条第三項において準用する場合を含む)、第十条 第十一条第一項から第三項まで、第五項及び第六項並びに第十四条第一項において同じ。は、平成十三年三月三十一日までを限り、信用秩序の維持及び預金者等の保護を図るため、金融機関がその財産をもって

債務を完済することができない場合その他金融機関がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認められる場合又は金融機関が預金等の払戻しを停止した場合であつて、次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該金融機関に対し、機構による業務及び財産の管理を命ずる処分をすることができる。

一 当該金融機関について、営業譲渡等(他の金融機関への営業若しくは事業の譲渡若しくは他の金融機関との合併又は他の金融機関若しくは銀行持株会社等に株式を取得されることによりその子会社(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第八項に規定する子会社又は同項の規定により子会社とみなされる会社)をいう。以下同じ。)となることをいう。以下同じ。)が行われないこと。

二 その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該金融機関が業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

2 前項に規定する「銀行持株会社等」とは、次に掲げる者をいう。  
一 銀行法第二条第十一項に規定する銀行持株会社  
二 株式を取得することにより銀行を子会社とする持株会社(銀行法第五十二条の二第一項に規定する銀行を子会社とする持株会社をいう。)となることについて同項の認可を受けた会社  
三 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社  
四 株式を取得することにより長期信用銀行を

債権を完済することができない場合その他金融機関がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認められる場合又は金融機関が預金等の払戻しを停止した場合であつて、次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該金融機関に対し、機構による業務及び財産の管理を命ずる処分をすることができる。

子会社とする持株会社(長期信用銀行法第六六条の二第一項に規定する長期信用銀行を子会社とする持株会社をいう。)となることについて同項の認可を受けた会社

3 平成十三年三月三十一日までを限り、金融機関は、その財産をもって債務を完済することができないことが明らかであるときその他その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあるときは、文書をもってその旨を金融監督委員会に申し出なければならぬ

4 一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合の監督に係る都道府県知事が当該信用協同組合に対して第一項の規定による処分をしたときは、直ちに、その旨を金融監督委員会に報告しなければならない

(被管理金融機関の代表権等)

第七条 前条第一項の規定による機構による業務及び財産の管理を命ずる処分(以下「管理を命ずる処分」という。)があつたときは、被管理金融機関を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、機構に専属する。商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百四十七号(信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第四十九号、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第五十四号及び労働金庫法(昭和二十八年法律第一二七号)第五十四号)において準用する場合を含む。、商法第二百八十条ノ十五、同法第二百八十条(信用金庫法第五十二条第三項(同法第五十八条第五項において準用する場合を含む。)、中小企業等協同組合法第五十七条第三項(同法第五十七条の三第四項において準用する場合を含む。))及び労働金庫法第五十七條第三項(同法第六十二条第五項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。、商法第四百十五條(信用金庫法第六十一条、中小企業等協同組合法第六十六條及び労働金庫法第六十五條)において準用する場合を含む。及び商法第四百二十八條(信

用金庫法第二十八條、中小企業等協同組合法第三十二條及び労働金庫法第二十八條)において準用する場合を含む。の規定による取締役(被管理金融機関が信用金庫、信用協同組合又は労働金庫である場合にあっては、理事。以下この章において同じ。)の権利についても、同様とする

2 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)第九十八條の四の規定は機構について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條第一項の規定は被管理金融機関について、それぞれ準用する。この場合において、民法第四十四條第一項中「理事其他ノ代理人」とあるのは「預金保険機構」と読み替へるものとする

(通知及び登記)

第八条 金融監督委員会は、管理を命ずる処分をしたときは、直ちに、被管理金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知し、かつ、嘱託書に当該命令書の謄本を添付して、被管理金融機関の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地の登記所に、その登記を嘱託しなければならない

(株主の名義書換の禁止)

第九条 被管理金融機関が銀行である場合において、金融監督委員会は、必要があると認めるときは、株主の名義書換を禁止することができる

(機構の報告義務)

第十条 機構は、管理を命ずる処分があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を調査し、金融監督委員会に報告しなければならない

- 一 被管理金融機関が管理を命ずる処分を受ける状況に至つた経緯
- 二 被管理金融機関の業務及び財産の状況
- 三 被管理金融機関に係る営業譲渡等の見込み
- 四 その他必要な事項

2 金融監督委員会は、機構に対し、前項の規定による調査及び報告に関し必要な措置を命ずることができる

(計画の作成等)

第十一条 金融監督委員会は、被管理金融機関に係る営業譲渡等のため必要があると認めるときは、機構に対し、次に掲げる事項を含む被管理金融機関の業務及び財産の管理に関する計画の作成を命ずることができる

一 被管理金融機関の資金の貸付けその他の業務の暫定的な維持継続に係る方針に関すること

二 被管理金融機関に係る営業譲渡等を円滑に行うための方策に関すること

2 機構は、前項の計画を作成したときは、金融監督委員会の承認を得なければならない

3 機構は、やむを得ない事情が生じた場合には、金融監督委員会の承認を受けて、第一項の計画を変更し、又は廃止することができる

4 機構は、第二項の規定による承認又は前項の規定による変更の承認があつたときは、遅滞なく、当該承認を受けた第一項の計画又は前項の規定による変更後の計画(以下この条において「計画」という。)を実行に移さなければならない

5 金融監督委員会は、機構に対し、計画の実行に関し必要な措置を命ずることができる

6 金融監督委員会は、必要があると認めるときは、機構に対し、計画の変更又は廃止を命ずることができる

7 被管理金融機関の取締役、監査役(被管理金融機関が信用金庫、信用協同組合又は労働金庫である場合にあっては、監事。次条及び第十三条において同じ。)及び支配人(被管理金融機関が信用協同組合又は労働金庫である場合にあっては、参事。次条において同じ。)その他の使用人は、機構による計画の実行に協力しなければならない

(機構の調査等)

第十二条 機構は、被管理金融機関の取締役、監査役及び支配人その他の使用人並びにこれらの

者であつた者に対し、被管理金融機関の業務及び財産の状況(これらの者であつた者については、その者が当該被管理金融機関の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。)につき報告を求め、又は被管理金融機関の帳簿、書類その他の物件を検査することができる

2 機構は、この章の規定による業務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる

(被管理金融機関の経営者の破綻の責任を明確にするための措置)

第十三条 機構は、被管理金融機関の取締役若しくは監査役又はこれらの者であつた者の職務上の業務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない

2 機構は、この章の規定による業務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない

(管理を命ずる処分の取消し)

第十四条 金融監督委員会は、管理を命ずる処分について、その必要がなくなつたと認めるときは、当該管理を命ずる処分を取り消さなければならない

2 第六条第四項の規定は、都道府県知事が前項の規定により管理を命ずる処分を取り消した場

合について準用する

3 第八条の規定は、第一項の場合について準用する

(会社整理に関する商法の規定の不適用)

第十五条 商法第三百八十一条第一項、第三百八十六條第一項、第三百八十七條第一項、第三百八十八條から第三百九十一条まで、第三百九十七條並びに第三百九十八條の規定は、管理を命ずる処分があつた場合における当該管理を命ずる処分に係る被管理金融機関については、適用しない

(株主總會等の特別決議等に関する特例)

第十六条 被管理金融機関における商法第二百十  
四条第一項、第二百四十五條第一項、第二百八  
十條ノ二第二項、第三百四十六條若しくは第三  
百七十五條第一項の規定による決議、同法第二  
百五十七條第二項(同法第二百八十九條第一項  
において準用する場合を含む。)、第四百四十三  
條、第三百四十五條第二項、第四百五條若しく  
は第四百八條第三項に規定する決議、信用金庫  
法第四十八條、中小企業等協同組合法第五十三  
條若しくは労働金庫法第五十三條の規定による  
議決又は金融機関の合併及び転換に関する法律  
(昭和四十三年法律第八十六號)第七條第三項  
(第一号において準用する商法第四百八條第三  
項に係る部分に限る。)、若しくは同法第七條第六  
項の規定による合併決議は、これらの規定にか  
かわらず、出席した株主又は会員、組合員若し  
しくは代議員若しくは総代(以下「株主等」とい  
う。)の議決権の三分の二以上に当たる多数を  
もつて、仮にすることができ。

2 被管理金融機関における商法第三百四十八條  
第一項若しくは第四百八條第四項の規定による  
決議又は金融機関の合併及び転換に関する法律  
第七條第三項(第一号において準用する商法第  
四百八條第四項に係る部分及び金融機関の合併  
及び転換に関する法律第七條第三項第二号に係  
る部分に限る。)の規定による合併決議若しくは  
同法第七條第五項に規定する決議は、これらの  
規定にかかわらず、出席した株主の過半数で  
あつて出席した株主の議決権の三分の二以上に  
当たる多数をもつて、仮にすることができ。

3 第一項の規定により仮にした決議、議決又は  
合併決議(以下「仮決議等」という。)があつた  
場合においては、各株主等に対し、当該仮決議  
等の趣旨を通知し、当該仮決議等の日から一月  
以内に再度の株主總會又は總會若しくは総代会  
(以下「株主總會等」という。)を招集しなけれ  
ばならない。

4 前項の株主總會等において第一項に規定する

多数をもつて仮決議等を承認した場合には、当  
該承認のあつた時に、当該仮決議等をした事項  
に係る決議、議決又は合併決議があつたものと  
みなす。

5 前二項の規定は、第二項の規定により仮にし  
た決議又は合併決議があつた場合について準用  
する。この場合において、前項中「第一項に規  
定する多数」とあるのは、「第二項に規定する  
多数」と読み替へるものとする。

(株主總會等の特別決議等に代わる許可)  
第十七條 銀行である被管理金融機関がその財産  
をもつて債務を完済することができない場合に  
は、当該被管理金融機関は、商法第二百四十五  
條、第三百七十五條及び第四百五條の規定にか  
かわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事  
項を行うことができる。

一 營業の全部又は重要な一部の譲渡  
二 資本の減少  
三 解散

2 信用金庫、信用協同組合又は労働金庫である  
被管理金融機関がその財産をもつて債務を完済  
することができない場合には、当該被管理金融  
機関は、信用金庫法第四十八條、中小企業等協  
同組合法第五十三條及び労働金庫法第五十三條  
の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次  
に掲げる事項を行うことができる。

一 解散  
二 事業の全部の譲渡

3 前二項に規定する許可(以下この条及び次条  
において「代替許可」という。)があつたとき  
は、当該代替許可に係る事項について株主總會  
等の決議又は議決があつたものとみなす。

4 代替許可に係る事件は、当該被管理金融機関  
の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地  
方裁判所が管轄する。

5 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)  
第三百三十三條ノ二第四項及び第五項の規定は、  
代替許可の申立てがあつた場合について準用す  
る。

6 代替許可の申立てに係る裁判に対しては、即  
時抗告をすることができ。この場合におい  
て、当該即時抗告が解散に係る代替許可の決定  
に対するものであるときは、執行停止の効力を  
有する。

7 前三項に規定するものほか、代替許可に係  
る事件に関しては、非訟事件手続法第一編(第  
二条から第四条まで、第十五條及び第十六條を  
除く。)の規定を準用する。

(代替許可に係る登記の特例)  
第十八條 前条第一項第二号若しくは第三号又は  
第二項第一号に掲げる事項に係る代替許可が  
あつた場合においては、当該事項に係る登記の  
申請書には、当該代替許可の決定書の謄本又は  
抄本を添付しなければならない。

(債権者保護手続の特例)  
第十九條 銀行である被管理金融機関が資本減少  
の決議をした場合においては、預金者その他政  
令で定める債権者に対する商法第三百七十六條  
第二項において準用する同法第百條の規定によ  
る催告は、することを要しない。

(金融監督委員会規則等への委任)  
第二十條 この章の規定を実施するための手続そ  
の他その執行について必要な事項は、金融監督  
委員会規則(労働金庫に係る事項については、  
総理府令、労働省令)で定める。

第四章 預金保険機構の業務の特例

(機構の業務の特例)  
第二十一條 機構は、預金保険法第三十四條に規  
定する業務のほか、前章の規定による業務、次  
条の規定による業務及び第二十三條の規定によ  
る業務を行うことができる。

(破綻した金融機関の機構による營業譲渡等の  
あつせん)  
第二十二條 機構は、金融機関がその財産をもつ  
て債務を完済することができない場合その他金  
融機関がその業務若しくは財産の状況に照らし  
預金等の払戻しを停止するおそれがあると認め  
る場合又は金融機関が預金等の払戻しを停止し

た場合には、当該金融機関の營業譲渡等のあつ  
せんを行うことができる。

(破綻した金融機関の業務承継に係る業務)  
第二十三條 機構は、破綻した金融機関の業務承  
継(承継銀行が營業の譲受け等により業務を引  
き継ぎ、かつ、その業務を暫定的に維持継続す  
ることをいう。第二号において同じ。)の実現を  
図ることにより第一條の目的を達成するため、  
次の業務を行うことができる。

一 承継銀行となる株式会社設立の発起人と  
なり、及び当該設立の発起人となつた株式會  
社を設立するための出資をすること。

二 前号の規定により出資して設立された承継  
銀行と、被管理金融機関の業務承継に関する  
協定(以下「協定」という。)を締結すること。

三 協定を締結した承継銀行(以下「協定承継  
銀行」という。)に対し、第二十五條の規定に  
よる貸付け又は債務の保証を行うこと。

四 協定承継銀行に対し、協定の定めによる業  
務の実施により生じた損失の補てんを行うこ  
と。

五 次条第五号の規定に基づき協定承継銀行か  
ら納付される金銭の取納を行うこと。

六 協定承継銀行に対し、協定の定めによる業  
務の実施に必要な指導及び助言を行うこと。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。  
(協定)  
第二十四條 協定は、次に掲げる事項を含むもの  
でなければならない。

一 協定承継銀行は、次に掲げる事項を実施す  
ること。  
イ 被管理金融機関から業務を引き継ぐため  
營業の譲受け等を行うこと。  
ロ 被管理金融機関の貸出債権その他の資産  
を引き継ぐこと。

ハ 資金の貸付けその他の業務の実施に際し  
ては、次号に規定する指針に従うこと。  
二 協定承継銀行は、法務、金融、会計等に精  
通している者を構成員とする委員会(以下こ

の条において「融資審査委員会」という。)を  
設置し、融資審査委員会において協定承継銀  
行の資金の貸付けその他の業務の指針を作成  
し機構の承認を受けた後公表すること。

三 前号の指針は、資金の貸付けその他の業務  
の暫定的な維持継続を図るという承継銀行の  
目的を踏まえ、協定承継銀行の業務の健全か  
つ適切な運営を確保する観点に立つて作成さ  
れるものであること。

四 第二号の指針は、協定承継銀行が資金の貸  
付けその他の業務のうち融資審査委員会の指  
定する取引について融資審査委員会の承認を  
受けて行うことを内容として含むものである  
こと。

五 協定承継銀行は、協定の定めによる業務の  
実施により生じた利益の額として政令で定め  
るところにより計算した額があるときは、当  
該利益の額に相当する金額を機構に納付する  
こと。

六 協定承継銀行は、速やかに、営業譲渡等に  
よりその業務を終了すること。  
(資金の貸付け及び債務の保証)

第二十五条 機構は、協定承継銀行から、協定の  
定めによる業務の円滑な実施のために必要とす  
る資金について、その資金の貸付け又は協定承  
継銀行によるその資金の借入れに係る債務の保  
証の申込みを受けた場合において、必要がある  
と認めるときは、当該貸付け又は債務の保証を  
行うことができる。

(損失の補てん)  
第二十六条 機構は、協定承継銀行に対し、協定  
の定めによる業務の実施により協定承継銀行に  
生じた損失の額として政令で定めるところによ  
り計算した金額の範囲内において、当該損失の  
補てんを行うことができる。ただし、当該損失  
の補てんを行うことが適当でない場合として政  
令で定める場合は、この限りでない。

(報告の徴求)  
第二十七条 機構は、第二十三条の規定による業

務を行うため必要があるときは、協定承継銀行  
に対し、協定の実施又は財務の状況に関し報告  
を求めることができる。

第五章 雑則  
(根抵当権の譲渡に係る特例)  
第二十八条 被管理金融機関が承継銀行その他の  
金融機関(以下「承継金融機関」という。)に対  
する営業又は事業の全部又は一部の譲渡により  
元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権  
の全部とともに譲渡しようとするときは、当該  
被管理金融機関及び当該承継金融機関は、次に  
掲げる事項について異議のある根抵当権設定者  
は当該被管理金融機関に対し一定の期間内に異  
議を述べべき旨を公告することができる。

一 当該被管理金融機関から当該承継金融機関  
に当該根抵当権が譲渡されること及びその期  
日  
二 当該根抵当権の譲渡の後においても当該根  
抵当権が当該債権を担保すべきものとするこ  
と。

2 前項の期間は、二週間を下ってはならない。  
3 第一項の公告に係る根抵当権設定者が同項各  
号に掲げる事項について同項の期間内に異議を  
述べなかつたときは、同項第一号に掲げる事項  
について当該根抵当権設定者の承諾が、同項第  
二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者  
と同項の公告に係る承継金融機関の合意が、そ  
れぞれあつたものとみなす。

4 根抵当権設定者が第一項各号に掲げる事項の  
一部について異議を述べたときは、同項各号に  
掲げる事項の全部について異議を述べたものと  
みなす。

5 前各項の規定は、承継銀行が他の金融機関に  
対する営業又は事業の全部又は一部の譲渡によ  
り元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債  
権の全部とともに譲渡しようとする場合につい  
て準用する。

(根抵当権移転登記等の申請手続の特例)  
第二十九条 前条第三項(同条第五項において準

用する場合を含む。)の場合における根抵当権の  
移転の登記の申請書には、公告をしたこと及び  
根抵当権設定者が同条第一項(同条第五項にお  
いて準用する場合を含む。)の期間内に異議を述  
べなかつたことを証する書面を添付しなければ  
ならない。

2 前条第三項(同条第五項において準用する場  
合を含む。)の場合における根抵当権の担保すべ  
き債権の範囲に譲渡に係る債権を追加すること  
を内容とする根抵当権の変更の登記は、申請書  
に前項に規定する書面を添付したときは、根抵  
当権者のみで申請することができる。

(課税の特例)  
第三十条 第八条(第十四条第三項において準用  
する場合を含む。)の規定による登記について  
は、登録免許税を課さない。

2 承継銀行が被管理金融機関の営業の譲受け等  
により不動産に関する権利の取得をした場合に  
ついては、大蔵省令で定めるところにより当該取  
得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録  
免許税を課さない。

3 承継銀行が被管理金融機関の営業の譲受け等  
により取得した土地又は土地の上に存する権利  
の譲渡(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二  
十六号)第六十二条の三第二項第一号に規定  
する譲渡をいい、同号二に掲げる行為を含む。)は、承継銀行(当該土地又は土地の上に存する  
権利の譲渡が同号二に掲げる行為の場合にあつ  
ては、承継銀行と合併する被管理金融機関を含  
む。)に係る同法第六十二条の三及び第六十三  
条の規定の適用については、同法第六十二条の三  
第二項第一号に規定する土地の譲渡等には該当  
しないものとする。

(預金保険法の適用)  
第三十一条 この法律により機構の業務が行われ  
る場合には、この法律の規定によるほか、預金  
保険法を適用する。この場合において、同法第  
四十四条中「この法律」とあるのは、「この法律

又は金融機能の正常化に関する特別措置法(平  
成十年法律第 号。以下「金融機能正常化  
特別措置法」という。)」と、同法第四十五条第  
二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあ  
るのは、「この法律又は金融機能正常化特別措置  
法」と、同法第九十一条第三号中「第三十四  
条に規定する業務」とあるのは、「第三十四条に  
規定する業務及び金融機能正常化特別措置法第  
三章、第二十二條及び第二十三條に規定する業  
務」とするほか、必要な技術的疏替又は、政令  
で定める。

(権限の委任)  
第三十二条 金融監督委員会は、この法律による  
権限(第六条第一項の規定による処分その他政  
令で定めるものを除く。)を金融監督庁長官に委  
任する。

2 金融監督庁長官は、政令で定めるところによ  
り、前項の規定により委任された権限(第三章  
の規定による権限に限る。)の一部を財務局長又  
は財務支局長に委任することができる。

3 前項の規定により財務局長又は財務支局長に  
委任された権限に係る事務に関しては、金融監  
督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督  
する。  
(政令への委任)  
第三十三条 この法律に規定するものほか、こ  
の法律を実施するために必要な事項は、政令で  
定める。

第六章 罰則

第三十四条 第四条第一項の資産査定等報告書に  
虚偽の記載をして提出した者は、五年以下の懲  
役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこ  
れを併科する。

2 第四条第一項の規定に違反して、資産査定等  
報告書の提出をしない者は、三年以下の懲役若  
しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを  
併科する。

第三十五条 被管理金融機関の取締役若しくは理  
事、監査役若しくは監事若しくは支配人若しく

は参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第十二条第一項(第七条第一項及び第十一條第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十六條 第二十七條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十七條 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第三十四條第一項 五億円以下の罰金刑  
二 第三十四條第二項 三億円以下の罰金刑  
三 前条 同条の刑

第三十八條 被管理金融機関の取締役又は理事が機構に事務の引渡しをしないときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

2 金融機関の取締役又は理事が第六條第三項の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をしたときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

附則  
(施行期日)  
第一條 この法律は、金融監督委員会設置法平成十年法律第 号)の施行の日から施行する。

(経過措置)  
第二條 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七号)の施行の日前日までの間における第六條第一項及び第二項の規定の適用については、同條第一項中「銀行法昭和五十六年法律第五十九号)第二

條第八項に規定する子会社又は同項の規定により子会社とみなされる会社」とあるのは「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七号)による改正前の銀行法(昭和五十六年法律第五十九号。以下「旧銀行法」といふ。)第五十二條の二第二項に規定する子会社又は同條第三項の規定により子会社とみなされる会社」と、同條第二項中「銀行法第二條第十一項」とあるのは「旧銀行法第五十二條の二第一項」と、銀行法第五十二條の二第一項とあるのは「旧銀行法第五十二條の三第一項」とする。

(地方税法の一部改正)  
第三條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十條に次の一項を加える。  
8 道府県は、金融機能の正常化に関する特別措置法(平成十年法律第 号)第二條第五項に規定する承継銀行が同條第四項に規定する被管理金融機関の営業又は事業の譲受けにより不動産を取得した場合には、当該取得が平成十三年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

附則第三十一條の二第二項中「附則第十條第六項」の下に「又は第八項」を加える。

この法律の施行により歳入減となる見込額度約六十億円の見込みである。

預金保険法の一部を改正する法律案  
預金保険法の二部を改正する法律

預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第六十七條の二」を「第六十七條」に改める。

第五條第二項、第十一條、第十七條及び第十九

條中「大蔵大臣」を「金融監督委員会」に改める。  
第二十一條第三項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣がそれぞれ」を「金融監督委員会が」に改める。  
第二十五條第四項、第二十六條、第二十九條、第三十條及び第三十五條第一項中「大蔵大臣」を「金融監督委員会」に改める。  
第三十六條第一項中「大蔵大臣」を「金融監督委員会」に改め、同條第二項中「大蔵省令」を「金融監督委員会規則」に改める。  
第三十九條及び第四十條中「大蔵大臣」を「金融監督委員会」に改める。

第四十一條中「大蔵省令」を「金融監督委員会規則」に改める。  
第四十二條の見出し中「及び預金保険機構債券」を削り、同條第一項中「大蔵大臣」を「金融監督委員会」に改め、同條第三項中「大蔵大臣」を「金融監督委員会」に改め、又は預金保険機構債券(以下「債券」といふ。)の発行債券の借換のための発行を含む。」を削り、同條第四項から第八項までを削る。  
第四十二條の二を削る。

第四十三條第一号及び第二号中「大蔵大臣」を「金融監督委員会」に改め、同條第三号中「大蔵省令」を「金融監督委員会規則」に改める。  
第四十四條(見出しを含む)中「大蔵省令」を「金融監督委員会規則」に改める。

第四十五條、第四十六條第一項及び第四十七條中「大蔵大臣」を「金融監督委員会」に改める。  
第五十條第一項中「大蔵省令」を「金融監督委員会規則」に改める。

第五十一條第五項を同條第六項とし、同條第四項中「大蔵大臣」を「金融監督委員会」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は債券の発行」を削り、「返済し、又はその債券を償還する」を「返済する」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

第五十二條第二項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改め、同條第三項中「通知」の下に、「(金融監督委員会による通知を除く。)」を加え、「大蔵大臣」を「金融監督委員会」に改める。  
第五十六條第二項中「大蔵大臣」を「金融監督委員会」に改め、同條第三項を削り、同條第四項を同條第三項とし、同條第五項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」及び「大蔵大臣並びに内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改め、同項を同條第四項とする。

第五十七條第二項中「前條第四項」を「前條第三項」に改め、同條第五項中「前條第五項」を「前條第四項」に改める。  
第五十九條第二項第四号中「大蔵大臣」を「金融監督委員会」に改め、同條第五項中「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改め、同條第六項中「大蔵大臣」を「金融監督委員会」に改める。  
第六十條第一項及び第二項中「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改め、同條第三項中「大蔵大臣」を「金融監督委員会」に改める。  
第六十一條第一項及び第三項から第六項までの規定中「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改め、同條第七項を削り、同條第八項ただし書中「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改め、同項を同條第七項とする。

第六十二條第一項及び第三項中「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改め、同條第四項中「第七項」を「第八項」に改める。  
第六十三條第二項から第四項までの規定及び第六項中「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改める。  
第六十四條第三項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」及び「大蔵大臣並びに内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改める。  
第六十五條中「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改める。  
第六十六條第一項中「商法」の下に「(明治三

3 保険料率を定めるに当たつては、中小規模の金融機関に対する配慮をするものとする。  
第五十五條第二項中「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改め、同條第三項中「通知」の下に、「(金融監督委員会による通知を除く。)」を加え、「大蔵大臣」を「金融監督委員会」に改める。  
第五十六條第二項中「大蔵大臣」を「金融監督委員会」に改め、同條第三項を削り、同條第四項を同條第三項とし、同條第五項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」及び「大蔵大臣並びに内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改め、同項を同條第四項とする。

第五十七條第二項中「前條第四項」を「前條第三項」に改め、同條第五項中「前條第五項」を「前條第四項」に改める。  
第五十九條第二項第四号中「大蔵大臣」を「金融監督委員会」に改め、同條第五項中「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改め、同條第六項中「大蔵大臣」を「金融監督委員会」に改める。  
第六十條第一項及び第二項中「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改め、同條第三項中「大蔵大臣」を「金融監督委員会」に改める。  
第六十一條第一項及び第三項から第六項までの規定中「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改め、同條第七項を削り、同條第八項ただし書中「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改め、同項を同條第七項とする。

第六十二條第一項及び第三項中「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改め、同條第四項中「第七項」を「第八項」に改める。  
第六十三條第二項から第四項までの規定及び第六項中「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改める。  
第六十四條第三項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」及び「大蔵大臣並びに内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改める。  
第六十五條中「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改める。  
第六十六條第一項中「商法」の下に「(明治三

【参議院】

第二十三部 金融問題及び経済活性化に関する特別委員会會議録第四号(その二) 平成十年十月五日

十二年法律第四十八号)を加え、「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改め、同条第四項を削る。

第六十七條の二を削る。  
第六十八條、第六十九條第一項、第三項、第六項及び第七項、第七十條第一項並びに第七十三條第六項中、「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改める。

第七十四條第四項及び第十一項中「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改め、同条第十二項を削る。

第七十九條第一項及び第三項中「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改める。

第八十一條の三第一項中「大蔵大臣」を「金融監督委員会」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 金融監督委員会は、第一項の認可を行う場合において、当該金融機関が労働金庫であるときは、労働大臣の同意を得なければならぬ。

第八十一條の三第四項中「大蔵大臣は、前項の同意を得て」を「金融監督委員会は」に改める。  
第八十一條の四第五項中「第五十六條第五項」を「第五十六條第四項」に改める。

第八十三條第一項中「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 金融監督委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第八十三條に次の一項を加える。  
4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。  
第八十七條第二号中「第五十六條第五項」を

「第五十六條第四項」に改める。  
第九十一條第一号及び第七号中「大蔵大臣」を「金融監督委員会」に改め、同条第八号中「第六十條第三項、第六十一條第七項(第六十二條第四項において準用する場合を含む。)、第六十六條第四項又は第七十四條第十二項」を「又は第六十條第三項」に改める。

附則第六條の三第一項及び同条第三項中「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改め、同条第四項中「第六項及び第七項」を「及び第六項」に、「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改める。

附則第六條の五第一項中「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改める。  
附則第六條の六見出し中「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改め、同条第一項中「大蔵大臣」及び「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改め、同条第三項中「第六項及び第七項」を「及び第六項」に、「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改める。

附則第六條の七第一項及び第二項中「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改める。  
附則第八條第一項第一号中「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改め、同項第二号の二中の「額のうち当該資金援助又は当該損失の補てんのための附則第十九條の三第一項の規定による特例業務基金の使用に係る」を削り、同項第六号中「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改め、同条第二項及び第三項中「大蔵大臣」を「金融監督委員会」に改める。

附則第九條、第十條第三項及び第十一條第二項中「大蔵大臣」を「金融監督委員会」に改める。  
附則第十六條第一項から第四項までの規定中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改める。  
附則第十七條第一項から第三項までの規定中「大蔵大臣」を「金融監督委員会」に改める。  
附則第十八條第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 金融機能の正常化に関する特別措置法(平成十年法律第 号。附則第二十三條第一項第三号において「金融機能正常化特別措置法」という。)第三章、第二十二條及び第二十三條に規定する業務  
附則第十八條第一項第四号中「次条第一項」の下に「及び第五項」を加える。  
附則第十九條第一項中「平成十二年度」を「政令で定める年度」に改め、同条に次の二項を加える。

5 機構は、前条第一項第一号、第二号及び第三号の二に規定する業務の終了の日として政令で定める日において特例業務勘定に累積欠損金として政令で定めるところにより計算した金額(特例業務勘定に政令で定めるところにより計算した責任準備金の額があるときは、当該責任準備金の額を控除した金額。以下「累積欠損金額」という。)があるときは、そのてん補に充てなければならない。この場合において、特別保険料率その他特別保険料の徴収に必要事項は、政令で定める。

6 第三項及び前項の特別保険料率を定めるに当たっては、中小規模の金融機関に対する配慮をするものとする。  
附則第十九條の二から第十九條の六までを削る。

附則第二十條の見出しを「(借入金の特例)」に改め、同条第一項中「第三号」を「第三号の二」に、「大蔵大臣」を「金融監督委員会」に改め、「を」とし、又は債券の発行(債券の借換えのための発行を含む。)を削り、同条第二項中「及び第四十二條の二」及び「又は債券の発行」を削り、同条第三項を削る。  
附則第二十條の二及び第二十條の三を削る。

附則第二十一條第一項中「平成十三年度末」を「附則第十九條第五項に規定する政令で定める日(同日において特例業務勘定に累積欠損金額があるときは、同項に規定する特別保険料をもつて当該累積欠損金額をてん補するために必要な期間を勘案して政令で定める日)」に改め、同条第二項を削る。  
附則第二十二條第一項中「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改める。  
附則第二十三條第一項第三号中「附則第七條第一項に規定する機構の業務」の下に「金融機能正常化特別措置法第三章、第二十二條及び第二十三條に規定する機構の業務」を加え、同条第二項第四号中「第四項」を「第三項」に改め、同項第五号中「第五十六條第五項」を「第五十六條第四項」に改め、同項第六号を削り、同項第七号中「第五十六條第五項」を「第五十六條第四項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同条第六号とし、同項第八号を同項第七号とする。

附則(施行期日)  
第一条 この法律は、金融監督委員会設置法(平成十年法律第 号)の施行の日から施行する。  
(経過措置)  
第二条 この法律による改正前の預金保険法(以下「旧法」という。)の規定により大蔵大臣その他の国の機関がした認可、承認、認定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の規定による改正後の預金保険法(以下「新法」という。)の相当規定に基づいて、金融監督委員会その他の相当の国の機関がした認可、承認、認定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

3 旧法の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対し報告、提出その他の手続をしなければならない事項でこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にその手続がされていないものについては、これを、新法の相当規定に基づいて

該累積欠損金額をてん補するために必要な期間を勘案して政令で定める日)」に改め、同条第二項を削る。  
附則第二十二條第一項中「内閣総理大臣」を「金融監督委員会」に改める。  
附則第二十三條第一項第三号中「附則第七條第一項に規定する機構の業務」の下に「金融機能正常化特別措置法第三章、第二十二條及び第二十三條に規定する機構の業務」を加え、同条第二項第四号中「第四項」を「第三項」に改め、同項第五号中「第五十六條第五項」を「第五十六條第四項」に改め、同項第六号を削り、同項第七号中「第五十六條第五項」を「第五十六條第四項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同条第六号とし、同項第八号を同項第七号とする。

て金融監督委員会その他の国の機関に対して報告、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がなされていらないものとみなして、新法の規定を適用する。

4 この法律の施行の際現に効力を有する旧法の規定に基づく命令は、新法の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

第三条 旧法第四十二条第三項又は旧法附則第二十条第一項の規定により発行された預金保険機構債券については、旧法第四十二条第四項から第八項まで及び附則第二十条第三項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第四条 この法律の施行前に旧法第四十二条の二（旧法附則第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき政府が保証をした機構の借入れ又は債券に係る債務については、旧法第四十二条の二及び附則第二十条第二項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第五条 預金保険機構（以下この条において「機構」という。）は、この法律の施行の際、旧法附則第十九条の二に規定する特例業務基金（以下この条において「特例業務基金」という。）に旧法附則第十九条の四第二項の規定により交付した国債のうち償還されていないものがあるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。

2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3 機構は、この法律の施行の際、第一項の規定により返還することとなる国債のほかは、特例業務基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 機構は、施行日以後に、特例業務基金の使用に係る金額の返還がされたとき、新法附則第七條第一項第二号の二の規定による金銭の取納（特例業務基金の使用に係る旧法附則第七條第一項第五号に規定する譲受け債権等について生

じた利益に係るものに限り）をしたとき、又は特別資金援助（旧法附則第十六條第五項に規定する資金援助をいう。）に係る資産の買取りにより機構が取得した資産（以下この項において「特定資産」という。）につき政令で定める事由により利益（特例業務基金の使用に係る資産について生じた利益に限る。）が生じたときは、その返還がされた金額、その取納した金銭の額及びその生じた利益の金額として政令で定める金額（特定資産につき政令で定める事由により損失が生じているときは、当該利益の金額から当該損失の金額として政令で定める金額の合計額（この項の規定により既に利益の金額から控除した金額を除く。）を控除した残額）を、旧法附則第十九条の三第一項の規定による特例業務基金の使用に係る金額の合計額から同条第三項の規定により特例業務基金に充てた金額の合計額を控除して得た金額に達するまでを限り、国庫に納付しなければならない。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第八条 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則第七十一条のうち第六十一条第八項の改正規定中「第六十一条第八項」を「第六十一条第七項」に改める。

金融監督委員会設置法案  
金融監督委員会設置法

目次  
第一章 総則（第一條）  
第二章 金融監督委員会  
第一節 通則（第二條―第十七條）

## 第二節 金融監督庁

第一款 通則（第十八條―第二十一條）  
第二款 証券取引等監視委員会（第二十二條―第三十一條）

## 第三章 職員（第三十二條）

### 附則

#### 第一章 総則

（目的）  
第一条 この法律は、金融機関の破綻が相次いで発生し、我が国の金融の機能が大きく低下している現状にかんがみ、新たに金融監督委員会を設置することとし、あわせて、その所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

#### 第二章 金融監督委員会

##### 第一節 通則

（設置）  
第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三條第二項に基づいて、総理府の外局として、金融監督委員会を設置する。

（任務）  
第三条 金融監督委員会は、法令の定めるところにより、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等を保護するとともに金融及び有価証券の流通の円滑を図るため、銀行業、保険業、証券業その他の金融業の免許等及びこれらを営む者の検査その他の監督をし、並びに証券取引等の監視をすることその他の金融及び証券取引に関する国の事務（大蔵省の所掌に属するものを除く。）を一体的に行うことにより、我が国の金融制度及び証券取引制度の健全な発展に資することを主たる任務とする。

（所掌事務及び権限）  
第四条 金融監督委員会の所掌事務は、次に掲げる事務とし、その権限の行使は、その所掌事務の範囲内で法律（法律に基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 銀行業、信託業及び無尽業の免許並びにこ

れらを営む者の検査その他の監督に関すること。

二 銀行持株会社の認可及び検査その他の監督に関すること。

三 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会の事業の免許並びに信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫その他の預金又は貯金の受入れを業とする民間事業者並びに信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の検査その他の監督に関すること。

四 預金保険機構の監督に関すること及び預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等の適格性の認定等を行うこと。

五 農水産業協同組合貯金保険機構の監督に関すること及び農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等の適格性の認定等を行うこと。

六 生命保険業務及び損害保険業の免許並びにこれらを営む者の検査その他の監督に関すること。

七 保険持株会社の認可及び検査その他の監督に関すること。

八 保険契約者保護機構（保険業法（平成七年法律第五号）に規定する保険契約者保護機構をいう。）の設立の認可及び監督に関すること並びに保険契約者保護機構による資金援助に係る保険契約の移転等の適格性の認定を行うこと。

九 地震再保険事業に関すること。

十 自動車損害賠償責任共済に関すること。

十一 証券業を営む者の登録及び検査その他の監督に関すること。

十二 投資者保護基金（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に規定する投資者保護基金をいう。）の設立の認可及び監督に関すること並びに投資者保護基金による返還資金融資に係る適格性の認定を行うこと。

- 十三 証券金融会社の免許及び検査その他の監督に関すること。
- 十四 証券投資信託委託業を営む者の認可及び検査その他の監督に関すること。
- 十五 証券投資法人(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)に規定する証券投資法人をいう。)の登録及び検査その他の監督に関すること。
- 十六 証券取引所の設立の免許及び検査その他の監督に関すること。
- 十七 証券業協会の設立の認可及び検査その他の監督に関すること。
- 十八 証券投資信託協会の監督に関すること。
- 十九 投資顧問業(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)に規定する投資顧問業をいう。)を営む者の登録及び検査その他の監督に関すること。
- 二十 証券投資顧問業協会及び全国証券投資顧問業協会連合会の検査その他の監督に関すること。
- 二十一 有価証券の発行に関する届出書又は発行登録書等、有価証券の公開買付けに関する届出書等、株券等の大量保有の状況に関する報告書及び有価証券に関する報告書についての審査及び処分に関すること。
- 二十二 企業会計の基準の設定に関すること。
- 二十三 企業資本その他企業の財務に関すること。
- 二十四 公認会計士、会計士補、監査法人及び日本公認会計士協会の監督に関すること。
- 二十五 社債等の登録に関すること。
- 二十六 金融先物取引業(金融先物取引法(昭和六十二年法律第七十七号)に規定する金融先物取引業をいう。)を営む者の許可及び検査その他の監督に関すること。
- 二十七 金融先物取引所の設立の免許及び検査その他の監督に関すること。
- 二十八 金融先物取引業協会の検査その他の監督に関すること。

- 二十九 貸金業(貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)に規定する貸金業をいう。)を営む者の登録及び検査その他の監督に関すること。
- 三十 抵当証券業(抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第十四号)に規定する抵当証券業をいう。)を営む者の登録及び検査その他の監督に関すること。
- 三十一 抵当証券保管機構の指定及び検査その他の監督に関すること。
- 三十二 抵当証券業協会の検査その他の監督に関すること。
- 三十三 特定目的会社(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)に規定する特定目的会社をいう。)の登録及び検査その他の監督に関すること。
- 三十四 商品投資販売業(商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)に規定する商品投資販売業をいう。)、特定債権等譲渡業及び小口債権販売業(特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)に規定する特定債権等譲渡業及び小口債権販売業をいう。)、並びに不動産特定共同事業(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)に規定する不動産特定共同事業をいう。))を営む者の許可及び検査その他の監督に関すること。
- 三十五 前払式証券の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号)の適用を受ける前払式証券の規制に関すること。
- 三十六 日本銀行に関すること。
- 三十七 準備預金制度に関すること。
- 三十八 金融機関の金利を調整すること。
- 三十九 国民貯蓄計画を樹立し、国民貯蓄を奨励すること。
- 四十 勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関すること。
- 四十一 預り金(出資の受入れ、預り金及び金

- 利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)に規定する預り金をいう。))となるべき金銭の受入れについての情報の収集に関すること。
- 四十二 証券取引及び金融先物取引に係る犯罪事件の調査に関すること。
- 四十三 金融機関の業務の健全性の確保に関する指針の策定に関すること。
- 四十四 金融機関に関する行政に関する苦情等につき、必要な処理をすること。
- 四十五 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき金融監督委員会に属させられた事務(国会に対する報告等)
- 第五条 金融監督委員会は、おおむね六月に一回、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。
- 第六条 金融監督委員会は、委員長及び委員四人をもって組織する。
- 第七条 委員長は、國務大臣をもって充てる。
- 2 委員長は、会務を総理し、金融監督委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- (委員の任命)
- 第八条 委員は、経済、金融又は法律に関する学識経験のある者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
- 2 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから委員を任命することができる。
- 3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない

- い。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。
- (委員の任期)
- 第九条 委員の任期は三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることが出来る。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- (委員の身分保障)
- 第十条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合は除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。
- 一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 金融監督委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。
- (委員の罷免)
- 第十一条 内閣総理大臣は、委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員を罷免しなければならない。
- (委員の服務等)
- 第十二条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 3 委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。
- 4 委員の給与は、別に法律で定める。
- (会議)
- 第十三条 金融監督委員会は、委員長が招集す

る。

2 金融監督委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 金融監督委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 金融監督委員会が第十条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

(規則の制定)  
第十四条 金融監督委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令の実施するため、又は金融監督委員会規則を制定することができる。

(事務局)  
第十五条 金融監督委員会の事務を処理させるため、金融監督委員会に事務局に置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。  
3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局の内部組織は、政令で定める。

(地方事務所)  
第十六条 第四号第四十四号の事務その他政令で定める金融監督委員会の事務を分掌させるため、金融監督委員会の事務局の地方機関として、所要の地に地方事務所を置く。

2 前項の地方事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

(関係行政機関との協力等)  
第十七条 金融監督委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 金融監督委員会は、その任務を達成するため必要があるときは、大蔵大臣に対して、金融制度又は証券取引制度の企画又は立案についての意見を述べることができる。

3 前項に規定するもののほか、金融監督委員会

及び大蔵大臣は、それぞれその所掌事務を適切に遂行するため、相互に緊密な連絡をとるものとする。

第二節 金融監督庁  
第一款 通則  
(設置)  
第十八条 国家行政組織法第三条第三項ただし書の規定に基づいて、金融監督委員会に、金融監督庁を置く。

(任務及び長)  
第十九条 金融監督庁は、法令の定めるところにより、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等を保護するとともに金融及び有価証券の流通の円滑を図るため、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等の業務の適切な運営又は経営の健全性が確保されるようこれらの民間事業者等について検査その他の監督をし、及び証券取引等の公正が確保されるようその監視をすることを主たる任務とする。

2 金融監督庁の長は、金融監督庁長官とする。

(所掌事務及び権限)  
第二十条 金融監督庁の所掌事務は、第四条第一号から第八号まで、第十号から第二十号まで、第二十六号から第三十五号まで及び第四十一号に掲げる事務(法律に基づく金融監督委員会の権限に属する事項に係るものを除く。)並びに同条第四十二号に掲げる事務その他法律に基づく命令を含む。)に基づく金融監督庁に属させられた事務とし、その権限の行使は、その所掌事務の範囲内で法律(法律に基づく命令を含む。)に従ってなされなければならない。

(関係行政機関との協力)  
第二十一条 金融監督庁長官は、金融監督庁の所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 金融監督庁長官及び金融関連業者(金融監督庁の所掌に係る金融業に類似し、又は密接に関連する事業を営む者をいう。)に対する検査を所

掌する行政機関の長は、効率的な検査の実施のため、意見の交換を図るとともに、それぞれの求めに応じ、それぞれの職員に協力させることができる。

第二款 証券取引等監視委員会  
(設置及び所掌事務)  
第二十二条 金融監督庁に、証券取引等監視委員会を置く。

2 証券取引等監視委員会は、第四条第十一号、第十六号、第十七号及び第二十六号から第二十八号までに掲げる事務に係る法律(法律に基づく命令を営む。)に基づくその権限に属させられた事項に係る事務並びに同条第四十二号に掲げる事務をつかさどる。

(職権の行使)  
第二十三条 証券取引等監視委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)  
第二十四条 証券取引等監視委員会は、委員長及び委員二人をもって組織する。

2 第七条第二項及び第三項の規定は、証券取引等監視委員会の委員長について準用する。

(委員長及び委員の任命)  
第二十五条 委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができなるときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

(準用規定)  
第二十六条 第九条から第十二条までの規定は、証券取引等監視委員会の委員長及び委員について準用する。

(会議)  
第二十七条 証券取引等監視委員会は、委員長が招集する。

2 証券取引等監視委員会の議事は、出席した委員長又は委員のうち、二人以上の賛成をもってこれを決する。

て準用する。

(勧告)  
第二十九条 証券取引等監視委員会は、証券取引法その他の法律の規定に基づき、検査又は犯罪事件の調査(次条において「証券取引検査等」という。)を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融監督委員会及び金融監督庁長官に勧告することができる。

2 金融監督委員会及び金融監督庁長官は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

3 証券取引等監視委員会は、第一項の勧告をした場合には、金融監督委員会及び金融監督庁長官に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(建議)  
第三十条 証券取引等監視委員会は、証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するために必要と認められる施策について金融監督委員会、金融監督庁長官又は大蔵大臣に建議することができる。

(金融監督庁長官が行う検査についての報告の義務等)

第三十一条 金融監督庁長官は、その行う金融及び証券取引に係る金融機関その他の者に対する検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)で政令で定めるもの(以下この条において「金融機関等検査」という)に関し、毎年、検査の実施方針その他の基本的事項について証券取引等監視委員会に諮り、その意見を聴かなければならない。

2 金融監督庁長官は、四半期ごとに、金融機関等検査の実施状況を証券取引等監視委員会に報告しなければならない。

3 証券取引等監視委員会は、必要があると認めるときは、金融機関等検査に係る事務の運営その他の施策について金融監督庁長官に建議することができる。

第三章 職員

第三十二条 前章に規定するものその他別に法律で定めるもののほか、金融監督委員会に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の定めるところによる。

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(所掌事務の特例)

第二条 金融監督委員会は、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、金融機能の正常化に関する特別措置法(平成十年法律第 号)に基づき金融監督委員会に属させられた事務をつかさどる。

(金融監督庁設置法の廃止)

第三条 金融監督庁設置法(平成九年法律第百一十号)は、廃止する。

(経過措置等)

第四条 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第百七号)の施行

行の日の前日までの間における第四条及び第二十条の規定の適用については、第四条中「次に掲げる事務」とあるのは、「次に掲げる事務(第十五号に掲げるものを除く。)」と、同条第十五号中「登録」とあるのは「免許」と、同条第十四号中「証券投資信託委託業者を営む者の認可」とあるのは「証券投資信託の委託会社の免許」と、第二十条中「第十号から第二十号まで」とあるのは「第十号から第十四号まで、第十六号から第二十号まで」とする。

第五条 第八条第一項の規定による金融監督委員会の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

2 この法律の施行の日以後最初に任命される金融監督委員会の委員の任命については、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第八条第二項及び第三項の規定を準用する。

第六条 従前の金融監督庁及びその職員は、この法律の規定に基づく金融監督庁及びその職員となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に従前の証券取引等監視委員会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日、第二十五条の規定により、この法律の規定に基づく証券取引等監視委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二十六条において準用する第九条第一項の規定にかかわらず、同日における従前の証券取引等監視委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行前に従前の証券取引等監視委員会が内閣総理大臣、金融監督庁長官又は大蔵大臣に対してした附則第三条の規定による廃止前の金融監督庁設置法第十八条第一項の勧告又は同法第十九条若しくは第二十条第三項の建議については、これを、この法律の規定に基づく証券取引等監視委員会が、この法律の相当規定

に基づいて、金融監督委員会若しくは金融監督庁長官に対してした勧告又は金融監督委員会、金融監督庁長官若しくは大蔵大臣に対してした建議とみなして、この法律の規定を適用する。(政令への委任)

第七条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(関係法律の整備)

第八条 この法律の施行に伴う関係法律の整備については、別に法律で定める。

この法律の施行に要する経費  
この法律の施行に要する経費としては、金融監督委員会の設置等について、金融監督庁及び大蔵省金融企画局の既定経費のほか、新たに平年度約六億円の経費を要する見込みである。

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案  
金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第五号)は、廃止する。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、金融監督委員会設置法(平成十年法律第 号)の施行の日から施行する。

(経過措置)  
第二条 廃止前の金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(以下「旧法」という)の第三

条第一項の規定による協定(当該協定の定めのうち、旧法第四条第一項第一号に規定する事項を定める部分を除く。次条第一項において「旧協定」という)は、この法律の施行後においても、なおその効力を有するものとする。

第三条 預金保険機構の前条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧協定の実施に関する業務、組織及び会計に関する事項、同条の

規定によりなおその効力を有するものとされる旧協定に係る旧法第二条第六項に規定する協定銀行の業務に関する事項並びに政府による財政援助に関する事項については、旧法の規定(第三条第二項第一号及び第二号並びに第三項、第四条第一項第一号、第五条第一項から第五項まで、第十一条第一項(預金保険機構債権に係る部分に限る。及び第四項、第二十三条、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条、第二十六条第二項並びに第三十八条を除く)は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

2 前項の場合において、旧法第三条第二項第三号中「第一号」とあるのは「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律(平成十年法律第 号)による廃止前の金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(以下「旧法」という)第三条第二項第一号」と、同項第四号中「第二号」とあるのは「旧法第三条第二項第二号」と、旧法第四条第一項第三号中「第一号」とあるのは「旧法第四条第一項第一号」と、「優先株式等の引受け等」とあるのは「優先株式等の引受け又は劣後特約金銭消費貸借による貸付け(以下「優先株式等の引受け等」という)。」と、旧法第五条第六項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」とあり、及び「大蔵大臣並びに内閣総理大臣」とあるのは「金融監督委員会」と、「信用協同組合」とあるのは「信用協同組合(一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合に限る。第二十条第一号において同じ。)」と、「する農水産業協同組合連合会等」とあるのは「する農水産業協同組合連合会等(第二条第一項第二号から第四号までに掲げるものをいう。以下同じ。)」と、「大蔵大臣並びに農林水産大臣、内閣総理大臣」とあるのは「金融監督委員会並びに農林水産大臣」と、「大蔵大臣並びに農林水産大臣及び内閣総理大臣」とあるのは「金融監督委員会及び農林水産大臣」と、旧法第六条第

二項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」とあるのは「金融監督委員会」と、旧法第七條第二項及び第十一條第一項中「大蔵大臣」とあるのは「金融監督委員会」と、旧法第二十四條第三項中「第五條第三項」とあるのは「旧法第五條第三項」と、「大蔵大臣」とあるのは「同條第二項に規定する大蔵大臣」と、「第一項」とあるのは「旧法第二十四條第一項」と、「発行金融機関等」とあるのは「金融機関等」と、同條第四項中「第一項」とあるのは「旧法第二十四條第一項」と、旧法第三十條第二項中「大蔵省令」とあるのは「金融監督委員会規則」と、旧法第三十四條第一項中「協定銀行の協定の定めによる優先株式等の引受け等の業務の終了の日として政令で定める」とあるのは「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律の施行の日」と、旧法第三十六條中「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」とあるのは「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」と、同法第三十九條中「内閣総理大臣」とあるのは「金融監督委員会」とする。

3 この法律の施行の際に効力を有する旧法第二條第三項から第五項までの規定における主務省令は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

4 この法律の施行の際に効力を有する旧法第三十條第二項の規定に基づく大蔵省令は、この法律の施行後においては、第二項の規定により読み替えられる第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第三十條第二項の規定に基づく金融監督委員会規則としての効力を有するものとする。

第四條 旧法第五條第六項、第六條第二項又は第七條第二項の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対して報告しなければならない事項でこ

の法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これらを前條第二項の規定により読み替えられる同條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第五條第六項、第六條第二項又は第七條第二項(以下この項において「旧報告規定」という。)の規定により金融監督委員会その他の国の機関に対して報告しなければならない事項でその手続がされていないものとみなして、旧報告規定を適用する。

2 旧法第十一條第一項の規定による資金の借入れ(借換えを含む。)に係る大蔵大臣の認可については、前條第二項の規定により読み替えられる同條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第十一條第一項(以下この項において「旧借入規定」という。)の規定による金融監督委員会の認可とみなして、旧借入規定を適用する。

第五條 この法律の施行前に旧法第十一條の規定に基づいて発行された預金保険機構債券については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第六條 この法律の施行前になされた旧法第五條第一項の議決に係る旧法第二十五條第一項の議事の概要を記載した書類又は同條第二項の議事録の作成及び公表並びに旧法第二十六條第二項の規定による職務の引継ぎについては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第七條 この法律の施行前にした行為及び附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八條 附則第二條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

債権管理回収業に関する特別措置法案

債権管理回収業に関する特別措置法案

目次

- 第一章 総則(第一條・第二條)
- 第二章 許可等(第三條-第十條)
- 第三章 業務(第十一條-第十九條)
- 第四章 監督(第二十條-第二十五條)
- 第五章 雑則(第二十六條-第三十二條)
- 第六章 罰則(第三十三條-第三十七條)

第一章 総則

第一条 この法律は、特定金銭債権の処理が喫緊の課題となつてゐる状況にかんがみ、許可制度を実施することにより弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の特例として債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行うことによりその業務の適正な運営の確保を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

第二条 この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 次に掲げる者が有する貸付債権
- イ 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二條第一項に規定する金融機関
- ロ 信用金庫連合会
- ハ 労働金庫連合会
- ニ 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
- ホ 農林中央金庫
- ヘ 政府関係金融機関
- ト 中小企業事業団
- チ 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十條第一項第二号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会
- リ 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一條第一項第二号の事

業を行う漁業協同組合及び同法第八十七條第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会

又 水産業協同組合法第九十三條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

ル 保険会社

ヲ イからルまでに掲げる者に類する者として政令で定めるもの

二 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)第二條第一項に規定する特定債権

三 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第二條第二項に規定する貸金業者(第一号に掲げる者の子会社その他の同号に掲げる者と政令で定める特殊の関係のある者に限る。)が有する貸付債権(不動産を目的とする担保権により担保されるものであつて、商業、工業、サービス業その他の事業を行う者に対するものに限る。)

四 第一号に掲げる者が有してゐる貸付債権

五 前各号に掲げる金銭債権を担保する保証契約に基づく債権

六 信用保証協会その他政令で定める者が前号に掲げる債権に係る債務を履行した場合に取得する求償権

七 前各号に掲げる金銭債権に類するものとして政令で定めるもの

2 この法律において「債権管理回収業」とは、弁護士以外の者が委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行う営業又は他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によつて特定金銭債権の管理及び回収を行う営業をいう。

3 この法律において「債権回収会社」とは、次條の許可を受けた株式会社をいう。

第二章 許可等

第三条 債権管理回収業は、法務大臣の許可を受けた株式会社でなければ、営むことができない。

(許可の申請)

第四条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を法務大臣に提出しなければならない。

- 一 商号
- 二 本店その他の営業所の名称及び所在地
- 三 取締役及び監査役(以下「役員」という。)の氏名及び住所
- 四 役員のうち弁護士であるものについては、その旨及び所属弁護士会の名称
- 五 資本の額
- 六 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 前項の許可申請書には、法務省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第五条 法務大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。

- 一 資本の額が五億円以上の株式会社でない者
- 二 第二十四条第一項の規定により第三条の許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない株式会社
- 三 この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない株式会社
- 四 常務に従事する取締役のうちその職務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有する弁護士のない株式会社
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において

「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する株式会社

六 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある株式会社

七 取締役(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)又は監査役(以下この号において「役員等」という。)のうち次の号に

おいて「役員等」という。)のうち次の号にいずれかに該当する者のある株式会社

イ 禁治産者若しくは準禁治産者又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ 債権の管理又は回収に関し、刑法(明治四十年法律第四十五号)、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)、貸金業の規制等に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令により罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ヘ 暴力団員等

ト 債権回収会社が第二十四条第一項の規定により第三条の許可を取り消された場合において、その取消の日前六月以内に当該債権回収会社の役員等であつた者で当該取消の日から五年を経過しないもの

チ 債権管理回収業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者

八 債権管理回収業を適正に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社

(許可に関する意見聴取)

第六条 法務大臣は、第三条の許可をしようとするときは、前条第五号、第六号及び第七号へに

該当する事由の有無について、警察庁長官の意見を聴くものとする。

2 法務大臣は、第三条の許可をしようとするときは、弁護士である取締役に

ついて、当該取締役がその職務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有するものであるか否かに関し、日本弁護士連合会の意見を聴くものとする。ただし、当該取締役がその所属する弁護士会の推薦を受けた者であるときは、この限りでない。

(変更の届出)

第七条 債権回収会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から二週間以内、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

- 一 第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたとき
  - 二 営業を開始し、休止し、又は再開したとき
  - 三 その他法務省令で定める場合に該当するとき
- 2 前条第二項の規定は、弁護士である取締役の変更の届出があつた場合に準用する。
- (債権管理回収業の譲渡及び譲受け並びに会社(合併))
- 第八条 債権管理回収業の全部又は一部の譲渡及

び譲受けは、法務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 債権回収会社の合併は、法務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第五条の規定は、前二項の認可について準用する。

(承継)

第九条 債権管理回収業の全部の譲渡があり、又は債権回収会社について合併があつたときは、債権管理回収業の全部を譲り受けた会社又は合併後存続する会社若しくは合併により設立された会社は、その債権回収会社の地位を承継する。

(廃業の届出等)

第十条 債権回収会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

- 一 破産により解散したとき。その破産管財人
- 二 合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人
- 三 債権管理回収業を廃止したとき。債権回収会社であつた会社の代表取締役

2 債権回収会社が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該債権回収会社の第三条の許可は、その効力を失う。

第三章 業務

第一节 業務

(受託債権の管理又は回収の権限等)

第十一条 債権回収会社は、委託を受けて債権の管理又は回収の業務を行う場合には、委託者のために自己の名をもって、当該債権の管理又は回収に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

2 債権回収会社は、委託を受けて債権の管理若しくは回収の業務を行い、又は譲り受けた債権の管理若しくは回収の業務を行う場合において、次に掲げる手続については、弁護士に追行させなければならない。

2 前条第二項の規定は、弁護士である取締役の変更の届出があつた場合に準用する。

一 簡易裁判所以外の裁判所における民事訴訟  
手続、民事保全の命令に関する手続及び執行  
抗告、民事保全の執行の手続に関する裁判に  
対する執行抗告を含むに係る手続

二 簡易裁判所における民事訴訟手続であつ  
て、訴訟の目的の価額が裁判所法(昭和二十  
二年法律第五十九号)第三十二条第一項第一  
号に定める額を超えざるもの

三 簡易裁判所における民事保全の命令に関す  
る手続であつて、本案の訴訟の目的の価額が  
裁判所法第三十二条第一項第一号に定める額  
を超えざるもの

(業務の範囲)  
第十二条 債権回収会社は、債権管理回収業及び  
次に掲げる業務以外の業務を営むことができな  
い。ただし、当該債権回収会社が債権管理回収  
業を営む上において支障を生ずることがないと  
認められるものについては、法務大臣の承認を受  
けたときは、この限りでない。

一 特定金銭債権の管理又は回収を行う業務であつて、債権管理回収業に該当しないもの  
二 債権管理回収業又は前号の業務に付随する業務であつて、政令で定めるもの  
(商号)  
第十三条 債権回収会社は、その商号中に債権回  
収という文字を用いなければならない。

2 債権回収会社でない者は、その商号のうち  
債権回収会社であると誤認されるおそれのある  
文字を用いてはならない。  
(名義貸しの禁止)  
第十四条 債権回収会社は、自己の名義をもつ  
て、他人に債権管理回収業を営ませてはならな  
い。

(受取証書の交付)  
第十五条 債権回収会社は、特定金銭債権の全部  
又は一部について弁済を受けたときは、その都  
度、直ちに、法務省令で定めるところにより、  
債権回収会社の商号及び本店の所在地、受領金  
額その他の法務省令で定める事項を記載した書

面を当該弁済をした者に交付しなければならない  
い。

2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する  
払込みその他法務省令で定める方法により弁済  
を受ける場合にあっては、当該弁済をした者の  
請求があつた場合に限り、適用する。  
(債権証書の返還)  
第十六条 債権回収会社は、特定金銭債権の全部  
の弁済を受けた場合において当該特定金銭債権  
の証書を有するときは、遅滞なく、これをその  
弁済をした者に返還しなければならない。

(業務に関する規制)  
第十七条 債権回収会社の業務に従事する者は、  
その業務を行うに当たり、人を威迫し又はその  
私生活若しくは業務の平穩を害するような言動  
により、その者を困惑させてはならない。  
2 債権回収会社の業務に従事する者は、その業  
務を行うに当たり、相手方の請求があつたとき  
は、当該債権回収会社の商号、自己の氏名その  
他法務省令で定める事項を、その相手方に明ら  
かにしなければならない。

第十八条 債権回収会社は、暴力団員等とその業  
務に従事させ、又はその業務の補助者として使  
用してはならない。  
2 債権回収会社は、その業務に関して広告をす  
るときは、債権の回収の確実性その他法務省令  
で定める事項について、著しく事実と相違する  
表示をし、又は著しく人を誤認させるような表  
示をしてはならない。  
3 債権回収会社は、債権管理回収業に係る債権  
の債務者又は保証人(以下この条において「債  
務者等」という)から、これらの者が当該債権  
に係る債務の不履行の場合に直ちに強制執行を  
受けるべきことを記載した公正証書の作成を公  
証人に囑託することを代理人に委任することを  
証する書面(以下「委任状」という)を取得す  
る場合においては、当該債権の債権金額その他  
法務省令で定める事項を記載していい委任状  
を取得してはならない。

4 債権回収会社は、特定金銭債権の管理又は回  
収の業務を行うに当たり、偽りその他不正の手  
段を用いてはならない。

5 債権回収会社は、特定金銭債権に係る債務で  
あつて利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第  
一条第一項に定める利息の制限額を超える利息  
(同法第二条の規定によつて利息とみなされる  
金銭を含む)の支払を伴い、又はその不履行に  
よる賠償額の予定が同法第四条に定める制限額  
を超えるものについて、債務者等に対し、その  
履行を要求してはならない。

6 債権回収会社は、債務者等に対し、貸金業の  
規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸  
金業を営む者からの金銭の借入れその他これに  
類する方法により特定金銭債権に係る債務の弁  
済資金を調達することをみだりに要求してはな  
らない。

7 債権回収会社は、債務者等の親族(債務者等  
と内縁関係にある者その他債務者等と同居し、  
かつ、生計を同じくする者を含む)又は債務者  
等が雇用する者その他の債務者等と密接な関係  
を有する者に対し、債務者等に代わつて債務を  
弁済することをみだりに要求してはならない。  
8 債権回収会社は、債務者等が特定金銭債権に  
係る債務の処理を弁護士に委託し、又はその処  
理のため必要な裁判所における民事事件に関す  
る手続をとつた場合において、その旨の通知が  
あつたときは、正当な理由がないのに、債務者  
等に対し、訪問し又は電話をかけて、当該債務  
を弁済することを要求してはならない。

9 債権回収会社は、前各項に定めるもののほ  
か、債権の管理又は回収に関する行為であつ  
て、債務者等の保護に欠け、又は債権の管理若  
しくは回収の適正を害するおそれがあるものと  
して法務省令で定める行為をしてはならない。  
(業務の委託及び債権譲渡の制限)  
第十九条 債権回収会社は、債権管理回収業に係  
る債権の管理又は回収を他の債権回収会社及び  
弁護士以外の者に委託してはならない。

2 債権回収会社は、債権管理回収業に係る債権  
の譲渡(以下この項において「債権譲渡」とい  
う)をしようとする場合において、その相手方  
が次の各号のいずれかに該当する者(以下この  
項において「譲受け制限者」という)であるこ  
とを知り、若しくは知ることができるとき、又  
は当該債権譲渡の後譲受け制限者が当該債権を  
譲り受けることを知り、若しくは知ることがで  
きるときは、当該債権譲渡をしてはならない。

一 暴力団員等  
二 暴力団員等がその運営を支配する法人その  
他の団体又は当該法人その他の団体の構成員  
三 当該債権の管理又は回収に当たり、第十七  
条第一項若しくは前条の規定に違反し、又は  
刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の  
罪を犯すおそれが明らかである者

第四章 監督  
(業務に関する帳簿書類)  
第二十条 債権回収会社は、法務省令で定めると  
ころにより、その業務に関する帳簿書類を作成  
し、これを保存しなければならない。  
(事業報告書の提出)  
第二十一条 債権回収会社は、事業年度ごとに、  
法務省令で定めるところにより、事業報告書を作  
作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを  
法務大臣に提出しなければならない。  
(立入検査等)  
第二十二条 法務大臣は、債権回収会社の業務の  
適正な運営を確保するため必要があると認め  
るときは、債権回収会社に対し、その業務若しく  
は財産に関して報告若しくは資料の提出を命  
じ、又は当該職員に、債権回収会社の営業所若  
しくは事務所立ち入り、その業務若しくは財  
産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査  
させ、若しくは関係者に質問させることができ  
る。

2 警察庁長官は、債権回収会社について、第五  
条第五号、第六号若しくは第七号へに該当する  
事由又は第十七条第一項、第十八条第一項若し

くは第十九条第二項の規定に違反する事実があるとき疑うに足りる相当な理由があり、かつ、第六條第一項、第二十四條第二項又は第二十七條の規定に基づき意見を述べたために必要であると認められる場合には、法務大臣に協議の上、第五條第五号、第六号若しくは第七号へに該当する事由又は第十七條第一項、第十八條第一項若しくは第十九條第二項の規定に違反する事実の有無を確認するために必要な限度で、債権回収会社に対し、その業務に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は警察庁職員に、債権回収会社の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 警察庁長官は、前項の規定により報告若しくは資料の提出を命じ、又は立入検査若しくは質問をさせたときは、その結果を速やかに文書で法務大臣に通報するものとする。

4 第一項又は第二項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)  
第二十三條 法務大臣は、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該債権回収会社に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)  
第二十四條 法務大臣は、債権回収会社が次の各号のいずれかに該当するときは、第三條の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五條各号のいずれかに該当することと

二 不正の手段により第三條の許可を受けたとき。  
三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。  
四 債権管理回収業に関し、著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと  
五 第三條の許可を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないとき。  
2 法務大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、第五條第五号、第六号若しくは第七号へに該当する事由又は第十七條第一項、第十八條第一項若しくは第十九條第二項の規定に違反する事実の有無について、警察庁長官の意見を聴くことができる。

(監督処分等の公告)  
第二十五條 法務大臣は、前條第一項の規定による処分をしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第五章 雑則  
第二十六條 法務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(法務大臣への意見)  
第二十七條 警察庁長官は、債権回収会社について、第五條第五号、第六号若しくは第七号へに該当する事由又は第十七條第一項、第十八條第一項若しくは第十九條第二項の規定に違反する事実があるとき疑うに足りる相当な理由があるため、法務大臣が当該債権回収会社に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、法務大臣に対し、その旨の意見を述べるることができる。

(援助)  
第二十八條 債権回収会社は、その業務を行うに

当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二條第一号に規定する暴力的不法行為等による被害を受け、又は被害を受けるおそれがあると認めるときは、警察庁長官に対し、必要な援助を受けたい旨の申出をすることができ、

警察庁長官は、前項の申出を相当と認めるときは、債権回収会社に対し、助言その他必要な援助を行うものとする。

(犯罪があると思料する場合の措置)  
第二十九條 債権回収会社は、その役員又は職員がその業務を行うことにより犯罪があると思料するときは直ちに所要の報告をさせ、当該報告があつたときは告発に向けて所要の措置をとらなければならない。

(警察庁長官への通報)  
第三十條 法務大臣は、第三條、第八條第一項若しくは第二項若しくは第二十四條第一項の規定による処分をし、又は第七條第一項若しくは第十條第一項の規定による届出を受けたときは、その旨を速やかに文書で警察庁長官に通報するものとする。

(命令への委任)  
第三十一條 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、法務省令で定める。

2 第六條第一項、第二十二條第二項、第二十四條第二項、第二十七條及び第二十八條第二項の規定により警察庁長官の権限に属する事務を実施するため必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(経過措置)  
第三十二條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に係る経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則

第三十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
一 第三條の規定に違反して、許可を受けないで債権管理回収業を営んだ者  
二 不正の手段により第三條の許可を受けた者  
三 第十四條の規定に違反して、他人に債権管理回収業を営ませた者  
四 第二十四條第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第三十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
一 第四條第一項の許可申請書又は同條第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者  
二 第十二條ただし書の規定による承認を受けないうで、債権管理回収業及び同條各号に掲げる業務以外の業務を営んだ者  
三 第十七條第一項の規定に違反した者  
四 第二十條の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成した者  
五 第二十一條の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者  
六 第二十二條第一項又は第二項の規定による命令に違反して、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者  
七 第二十二條第一項若しくは第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。  
一 第七條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
二 第十三條第二項の規定に違反した者  
三 第十五條第一項の規定に違反して書面を交

した者

した者

した者

した者

した者

付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 第十六条の規定に違反して、証書を返還しなかつた者

五 第十七条第二項の規定に違反した者

六 第十八条第一項の規定に違反した者

七 第十八条第二項の規定に違反して、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者

八 第十八条第三項の規定に違反して、同項に規定する事項を記載していない委任状を取得した者

九 第二十三条の規定による命令に違反した者

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第三十三条第四号 三億円以下の罰金刑

二 第三十四条第二号又は第四号から第七号まで 二億円以下の罰金刑

三 第三十三条第一号から第三号まで、第三十条第一号若しくは第三号又は前条 各本条の罰金刑

第三十七条 第十条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の過料に処する。

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(商号に関する経過措置) 第二条 第十三条第二項の規定は、この法律の施行の際に債権回収会社であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用

しない。  
(登録免許税法の一部改正) 第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十

三十二の三 債権管理回収業の許可

債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第七号)第三十条(債権管理回収業の許可)の債権管理回収業の許可

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正) 第四条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第七号)第六章に規定する罪

(法務省設置法の一部改正) 第五条 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第三号の二の次に次の一号を加える。

五の三 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第七号)の規定による債権管理回収業に関する事項

(警察法の一部改正) 第六条 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第十七号を第十八号とし、第九号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

九 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第七号)の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関する事項。

第三十条第一項中「第八号まで、第十号から第十二号まで及び第十五号から第十七号まで」を「第九号まで、第十一号から第十三号まで及び第十六号から第十八号まで」に改める。

第三十三条第一項中「第五条第二項第十一

五号)の一部を次のように改正する。  
別表第三十二号の二の次に次の一号を加える。

許可件数 一件につき十五万円

号)を「第五条第二項第十二号」に改める。

(検討) 第七条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の実施状況等を勘案しつつ検討が加えられるものとし、必要があるものと認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律

(趣旨) 第一条 この法律は、金融機関等が有する回収が困難となった債権であつて不動産を担保とするものの処理が喫緊の課題となつている状況にかんがみ、金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化を図るための臨時の措置を定めるものとする。

(定義) 第二条 この法律において「金融機関等」とは、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関、信用金庫連合会、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第九号)第九号の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合法

(昭和二十二年法律第三十二号)第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会及び保険会社をいう。

2 この法律において「特定債権回収機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 預金保険法附則第七條第一項の規定に基づき預金保険機構との間で同項の協定を締結した銀行

二 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第九十三号)第三條第一項第一号の規定により出資して設立された株式会社

三 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第七号)第二條第三項に規定する債権回収会社

四 金融機関等から回収が困難となつた債権を買取り取ることを業として行う株式会社であつて法務大臣が指定したもの

3 前項第四号の指定は、告示してしなければならない。

(根抵当権の担保すべき元本の確定) 第三条 金融機関等が、その有する根抵当権の担保すべき債権の全部を特定債権回収機関に売却しようとする場合において、債務者に対し、その旨及び当該根抵当権の担保すべき元本を新たに発生させる意思を有しない旨を書面により通知したときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三百九十八条ノ二十第一項の規定の適用については、同項第一号に規定する場合に該担保すべき元本の確定すべき期日の定めのあるときは、この限りでない。

(登記の申請の特例) 第四条 前条の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登記は、同条の規定による通知に係る特定債権回収機関に対する当該根抵当権の移転の登記とともに申請する場合に限

り、申請書に当該通知をしたことを証する書面を添付して、根拠当権者のみで申請することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。  
(この法律の失効)

2 この法律は、平成十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までに第三条の規定により根拠当権の担保すべき元本が確定した場合の登記の申請については、この法律は、その時以後も、なお効力を有する。

競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律

(民事執行法の一部改正)

第一条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第十条第五項を次のように改める。

5 次の各号に該当するときは、原裁判所は、執行抗告を却下しなければならない。

一 抗告人が第三項の規定による執行抗告の理由書の提出をしなかつたとき。

二 執行抗告の理由の記載が明らかに前項の規定に違反しているとき。

三 執行抗告が不適法であつてその不備を補正することができないことが明らかであるとき。

四 執行抗告が民事執行の手続を不当に遅延させることを目的としてされたものであるとき。

第十八条第二項中「財産」の下に「(財産が土地である場合にはその上にある建物を、財産が建物である場合にはその敷地を含む)」を加える。

第五十七条に次の二項を加える。

4 執行官は、第一項の調査のため必要がある場合には、市町村(特別区の存する区域にあつては、都)に対し、不動産(不動産が土地である場合にはその上にある建物を、不動産が建物である場合にはその敷地を含む。)に対し課される固定資産税に関して保有する図面その他の資料の写しの交付を請求することができる。

5 執行官は、前項に規定する場合には、電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付を行う公益事業を営む法人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

第五十八条第三項中「前条第二項」を「第十八条第二項並びに前条第二項、第四項及び第五項」に改める。

第六十八条の次に次の二条を加える。  
(買受けの申出をした差押債権者のための保全処分)

第六十八条の二 入札又は競り売りの方法により売却を実施させても買受けの申出がなかつた場合において、不動産を占有する債務者又は不動産の占有者でその占有の権原を差押債権者、仮差押債権者若しくは第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に対抗することができないものが、不動産の売却を困難にする行為をし、又はその行為をするおそれがあるときは、執行裁判所は、差押債権者(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。以下この条において同じ。)の申立てにより、買受人が代金を納付するまでの間、担保を立てさせて、その行為をし、又はその行為をするおそれがある者に対し、不動産に対する占有を解いて執行官又は申立人に保管させるべきことを命ずることができる。

2 差押債権者は、前項の申立てをするには、最低売却価額以上の額(以下この項において「申出額」という。)を定めて、次の入札又は

競り売りの方法による売却の実施において申出額に達する買受けの申出がないときは自ら申出額で不動産を買取り受ける旨の申出をし、かつ、申出額に相当する保証の提供をしななければならない。

3 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより又は職権で、第一項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。

4 第五十五条第三項、第七項及び第八項の規定は第一項の規定による決定について、同条第五項の規定は第一項の申立てについての裁判、前項の規定による裁判又は同項の申立てを却下する裁判について、同条第六項の規定は前項の規定による決定について、同条第九項の規定は第一項の申立て又は同項の規定による決定の執行に要した費用について、第六十三条第四項の規定は第二項の保証の提供について準用する。

(売却の見込みのない場合の措置)

第六十八条の三 執行裁判所は、入札又は競り売りの方法による売却を三回実施させても買受けの申出がなかつた場合において、不動産の形状、用途、法令による利用の規制その他の事情を考慮して、更に売却を実施させても売却の見込みがないと認めるときは、強制競売の手続を停止することができる。この場合においては、差押債権者に対し、その旨を通知しなければならない。

2 差押債権者が、前項の規定による通知を受けた日から三月以内に、買受けの申出をしようとする者があることを理由として、売却を実施させるべき旨を申し出たときは、執行裁判所は、売却を実施させなければならない。

3 差押債権者が前項の期間内に同項の規定による売却実施の申出をしないときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消すことができる。同項の規定により売却を実施させた場合において買受けの申出がなかつたときも、

同様とする。  
第七十八条第三項中「第六十三条第二項第一号」の下に「又は第六十八条の二第二項」を加える。

第八十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 買受人及び買受人から不動産の上に抵当権の設定を受けようとする者が、最高裁判所規則で定めるところにより、代金の納付の時までに申出をしたときは、前項の規定による嘱託は、登記の申請の代理を業とすることができる者で申出人の指定するものに嘱託書を交付して登記所に提出させる方法によつてしなければならない。この場合において、申出人の指定する者は、遅滞なく、嘱託書を登記所に提出しなければならない。

第八十五条に次の一項を加える。

第六十六条第三項及び第四項の規定は、第二項の債権者(同条第一項前段に規定する者を除く。)に対する呼出状の送達について準用する。

第八百六十八条に次の一項を加える。  
第五十七条第五項の規定は、第一項の強制執行について準用する。

8 第五十七条第五項の規定は、第一項の強制執行について準用する。  
(滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部改正)

第二条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十一年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第八号第三号中「場合において、すみやかに売却をすべきことを徴収職員等に催告したにかかわらず、その催告の効果がない」を削る。  
(不動産登記法の一部改正)

第三条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。  
第九号九中「前七条」を「前八条」に改め、同条を第九号十とする。

第百十九條ノ八の次に次の一条を加える。  
第百十九條ノ九 民法第三百九十八條ノ二十第  
一項第四号ノ規定ニ依リ根抵当權ノ担保スベ  
キ元本方確定シタル場合ノ登記ハ申請書ニ民  
事執行法(昭和五十四年法律第四号)第四十九  
條第二項(同法第百八十八條ニ於テ準用スル  
場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ催告又ハ国税徴収  
法(昭和三十四年法律第百四十七号)第五十五  
條(同条ノ例ニ依ル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ  
通知ヲ受ケタルコトヲ証スル書面ヲ添付シタ  
ルトキハ根抵当權者ノミニテ之ヲ申請スルコ  
トヲ得但根抵当權又ハ之ヲ目的トスル權利  
ノ取得ノ登記ト共ニ爲ス場合ニ限ル  
第百五十一條ノ四中「昭和五十四年法律第  
四号」を削る。

(執行官法の一部改正)  
第四條 執行官法(昭和四十一年法律第百十一号)  
の一部を次のように改正する。  
第八條第一項第十七号中「第五十五條第二  
項」の下に「第六十八條ノ二第一項」を加  
え、「保管する」を「保管し、又は保管のため  
申立人ニその占有を取得させる」に改める。  
(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)  
第五條 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十  
六年法律第四十号)の一部を次のように改正す  
る。  
別表第一の一七の項口中「代払の許可を求め  
る申立て」の下に「同法第六十八條ノ二第一  
項の規定による買受けの申出をした差押債権者  
のための保全処分申立て」を加える。  
附則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して二月を經  
過した日から施行する。  
(滞納処分と強制執行等との手続の調整に関す  
る法律の一部改正に伴う経過措置)  
2 この法律の施行前にされた強制執行手続の決  
定の申請については、なお従前の例による。

特定競売手続における現況調査及び評価等の  
特例に関する臨時措置法案  
特定競売手続における現況調査及び評価等  
の特例に関する臨時措置法案  
(趣旨)  
第一条 この法律は、特定競売手続の円滑な実施  
に資するため、特定競売手続における現況調査  
及び評価等に関し民事執行法(昭和五十四年法  
律第四号)の特例を定めるものとする。  
(定義)  
第二条 この法律において「特定債権者」とは、  
預金保険機構、預金保険法(昭和四十六年法律  
第三十四号)附則第七條第一項の規定に基づき  
預金保険機構との間で同項の協定を締結した銀  
行及び特定住宅金融専門会社の債権債務の処理  
の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第  
九十三号)第三條第一項第一号の規定により出  
資して設立された株式会社をいう。

2 この法律において「特定競売手続」とは、特  
定債権者の申立てに係る民事執行法第四十三條  
第一項に規定する不動産(同法第二項の規定に  
より不動産とみなされるものを含む。以下「不  
動産」という。)を目的とする強制競売又は担保  
権の実行としての競売の手続をいう。  
(現況調査の特例)  
第三条 執行裁判所は、特定競売手続について、  
特定債権者から不動産の形状、占有関係その他  
の現況を明らかにする書面の提出を受けた場合  
において、相当と認めるときは、民事執行法第  
五十七條第一項(同法第百八十八條において準  
用する場合を含む。以下この条において同じ。)  
の規定にかかわらず、同項の調査を命じないこ  
とができる。  
(評価等の特例)  
第四条 執行裁判所は、特定競売手続について、  
特定債権者から不動産の評価を記載した書面の  
提出を受けた場合において、相当と認めるとき  
は、民事執行法第五十八條第一項及び第六十條  
第一項(これらの規定を同法第百八十八條にお

いて準用する場合を含む。)の規定にかかわら  
ず、評価人を選任することなく、その書面に記  
載された評価に基づいて最低売却価額を定める  
ことができる。  
(最高裁判所規則)  
第五条 この法律に定めるもののほか、特定競売  
手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定  
める。

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して二月を經  
過した日から施行する。  
(この法律の失効)  
2 この法律は、施行の日から起算して十年を經  
過した日にその効力を失う。ただし、その時ま  
でにされた申立てに係る特定競売手続について  
は、この法律は、その時以後も、なお効力を有  
する。

第九章 雜則(第六十八條―第七十七條)  
第十章 罰則(第七十八條―第八十七條)  
附則  
第一章 總則  
(目的)  
第一条 この法律は、金融機関の破綻が相次いで  
発生し、我が国の金融の機能が大きく低下する  
とともに、我が国の金融システムに対する内外  
の信頼が失われつつある状況にあることにかん  
がみ、我が国の金融の機能の安定及びその再生  
を図るため、金融機関の破綻の処理の原則を定  
めるとともに、金融機関の金融整理管財人によ  
る管理及び破綻した金融機関の業務承継、銀行  
の特別公的管理並びに金融機関等の資産の買取  
りに関する緊急措置の制度を設けること等によ  
り信用秩序の維持と預金者等の保護を確保する  
ことを目的とする。  
(定義)  
第二条 この法律において「銀行」とは、銀行法  
(昭和五十六年法律第五十九号)第二條第一項に  
規定する銀行及び長期信用銀行法(昭和二十七  
年法律第百八十七号)第二條に規定する長期信  
用銀行をいう。  
2 この法律において「金融機関」とは、預金保  
險法(昭和四十六年法律第三十四号)第二條第一  
項に規定する金融機関をいう。  
3 この法律において「預金等」とは、預金保  
險法第二條第二項に規定する預金等をいう。  
4 この法律において「預金者等」とは、預金保  
險法第二條第三項に規定する預金者等をいう。  
5 この法律において「被管理金融機関」とは、  
第八條第一項の規定により金融整理管財人によ  
る業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた金  
融機関をいう。  
6 この法律において「子会社」とは、銀行法第  
二條第八項に規定する子会社又は同項の規定に  
より子会社とみなされる会社をいう。  
7 この法律において「承継銀行」とは、営業若  
しくは事業の譲受け又は合併(以下「営業の譲

金融機能の再生のための緊急措置に関する法  
律案  
金融機能の再生のための緊急措置に関する  
法律  
目次  
第一章 總則(第一條―第二條)  
第二章 金融機関の破綻の処理(第三條―第五  
條)  
第三章 金融機関の財務内容等の透明性の確保  
(第六條―第七條)  
第四章 金融整理管財人による管理(第八條―  
第二十六條)  
第五章 破綻した金融機関の業務承継(第二十  
七條―第三十五條)  
第六章 特別公的管理(第三十六條―第五十二  
條)  
第七章 金融機関等の資産の買取りに関する緊  
急措置(第五十三條―第五十九條)  
第八章 預金保険機構の業務の特例等(第六十  
條―第六十七條)

受け等」という。)により被管理金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ業務を暫定的に維持継続することを主たる目的とする銀行であつて、預金保険機構(以下「機構」といふ。)の子会社として設立されたものをいう。

8 この法律において「特別公的管理銀行」とは、第三十六条第一項又は第三十七条第一項の規定により特別公的管理の開始の決定をされた銀行をいう。

第二章 金融機関の破綻の処理

(金融機関の破綻処理の原則)

第三条 我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るため、金融再生委員会が講ずる金融機関の破綻に対する施策は、次に掲げる原則によるものとし、平成十三年三月三十一日までに、集中的に実施するものとする。

一 破綻した金融機関の不良債権等の財務内容その他の経営の状況を開示すること。

二 経営の健全性の確保が困難な金融機関を存続させないものとする。

三 破綻した金融機関の株主及び経営者等の責任を明確にするものとする。

四 預金者等を保護するものとする。

五 金融機関の金融仲介機能を維持するものとする。

六 金融機関の破綻処理に係る費用が最小となるようにすること。

(金融再生委員会に対する意見の申出)

第四条 日本銀行及び機構は、前条の原則により講ずべき施策に関する事項その他破綻した金融機関の処理の方法に関し、金融再生委員会に対して意見を述べることが出来る。

(国会に対する報告)

第五条 政府は、おおむね六月に一回、又はその求めがあつたときは直ちに、破綻した金融機関の処理のために講じた措置の内容その他金融機関の破綻の処理の状況を国会に報告しなければならない。

第三章 金融機関の財務内容等の透明性の

確保

(資産の査定)

第六条 金融機関は、決算期その他主務省令で定める期日において資産の査定を行い、主務省令で定めるところにより、資産査定等報告書を作成し、金融再生委員会(当該金融機関が一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合である場合にあつては当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事とし、当該金融機関が労働金庫である場合にあつては金融再生委員会及び労働大臣とする。第六十八条第一項において同じ。)に提出しなければならない。

2 前項の「資産の査定」とは、主務省令で定める基準に従い、回収不能となる危険性又は価値の毀損の危険性に応じてその有する債権その他の資産を区分することをいう。

(資産の査定公表)

第七条 金融機関は、前条の規定による資産の査定を行ったときは、主務省令で定めるところにより、その区分に係る資産の合計額その他の主務省令で定める事項を公表しなければならない。

第四章 金融整理管財人による管理

(業務及び財産の管理を命ずる処分)

第八条 金融再生委員会(この項に規定する処分に係る金融機関が一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合である場合にあつては当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事とし、当該金融機関が労働金庫である場合を含む。)第三項(次条第二項において準用する場合を含む。)、同条第一項、第十一条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条第一項から第三項まで、第十五条及び第六項、第十五条、第十九条第一項、第二十五項及び第六項、第十九条において同じ)は、平成十三年三月三十一日までの限り、信用秩序の維持及び預金者等の保護を図るため、金融機関がその財産をもって債務を完済することができない場合その他金融機関がその

業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認められる場合又は金融機関が預金等の払戻しを停止した場合であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該金融機関に対し、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分(以下「管理を命ずる処分」といふ)をすることが出来る。

一 当該金融機関の業務の運営が著しく不適切であること。

二 当該金融機関について、営業譲渡等(他の金融機関への営業若しくは事業の譲渡若しくは他の金融機関との合併又は他の金融機関若しくは銀行持株会社等に株式を取得されることによりその子会社となることをいう。以下同じ)が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該金融機関が業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者への利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

2 前項に規定する「銀行持株会社等」とは、次に掲げる者をいう。

一 銀行法第二十一条に規定する銀行持株会社

二 株式を取得することにより銀行を子会社とする持株会社(銀行法第五十二条の二第一項に規定する銀行を子会社とする持株会社をいう。)となることについて同項の認可を受けた会社

三 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社

四 株式を取得することにより長期信用銀行を子会社とする持株会社(長期信用銀行法第十六条の二第一項に規定する長期信用銀行を子会社とする持株会社をいう。)となることについて同項の認可を受けた会社

3 金融再生委員会は、第一項の規定により管理を命ずる処分をしたときは、主務省令で定めるところにより、これを公告しなければならない

4 一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合の監督に係る都道府県知事が当該信用協同組合に対して管理を命ずる処分をしたときは、直ちに、その旨を金融再生委員会に報告しなければならない。

(管理を命ずる処分の取消)

第九条 金融再生委員会は、管理を命ずる処分について、その必要がなくなったと認めるときは、当該管理を命ずる処分を取り消さなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 前条第四項の規定は、都道府県知事が第一項の規定により管理を命ずる処分を取り消した場

合について準用する。

(株主の名義書換の禁止)

第十条 被管理金融機関が銀行である場合において、金融再生委員会は、必要があると認めるときは、株主の名義書換を禁止することができる。

(金融整理管財人の選任等)

第十一条 第八条第一項の規定による管理を命ずる処分があつたときは、被管理金融機関を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、金融整理管財人に専属する。商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百四十七条(信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第四十九条、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第五十四条及び労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第五十四條において準用する場合を含む。)、商法第二百八十条ノ十五、同法第二百八十条(信用金庫法第五十二条第三項(同法第五十八条第五項において準用する場合を含む。)、中小企業等協同組合法第五十七条第三項(同法第五十七條の三第四項において準用する場合を含む。))及び労働金庫法第五十七條第三項(同法第六十二条第五項において準用する場合を含む。))において準

用する場合を含む。)、商法第四百十五條(信用金庫法第六十一條、中小企業等協同組合法第六十六條及び労働金庫法第六十五條において準用する場合を含む。及び商法第四百二十八條(信用金庫法第二十八條、中小企業等協同組合法第三十二條及び労働金庫法第二十八條において準用する場合を含む。の)の規定による取締役(被管理金融機関が信用金庫、信用協同組合又は労働金庫である場合にあつては、理事。以下同じ。の)の権利についても、同様とする。

2 金融再生委員会は、管理を命ずる処分と同時に、一人又は数人の金融整理管財人を選任しなければならぬ。この場合において、金融再生委員会は、機構の意見を聴かなければならぬ。

3 金融再生委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定により金融整理管財人を選任した後においても、更に金融整理管財人を選任し、又は金融整理管財人が被管理金融機関の業務及び財産の管理を適切に行つていないと認めるときは、金融整理管財人を解任することができる。

4 金融再生委員会は、第二項若しくは前項の規定により金融整理管財人を選任したとき又は同項の規定により金融整理管財人を解任したときは、主務省令で定めるところにより、被管理金融機関にその旨を通知するとともに、これを公告しなければならない。

5 第八条第四項の規定は、都道府県知事が第二項又は第三項の規定により金融整理管財人を選任した場合及び同項の規定により金融整理管財人を解任した場合について準用する。

6 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)第九十七條、第九十八條、第九十八條の四及び第二百八十五條の規定は金融整理管財人について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條第一項の規定は被管理金融機関について、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第九十七條第一項中「裁判所の許可」とある

るのは「金融再生委員会(当該金融整理管財人の管理に係る金融機関が一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合である場合にあつては当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事とし、当該金融機関が労働金庫である場合にあつては金融再生委員会及び労働大臣とする。以下同じ。の)承認」と、同法第九十八條中「管財人代理」とあるのは「金融整理管財人代理」と、同条第二項中「裁判所の許可」とあるのは「金融再生委員会の承認」と、同法第二百八十五條第一項中「裁判所」とあるのは「金融再生委員会」と、「管財人代理」とあるのは「金融整理管財人代理」と、民法第四十四條第一項中「理事其他ノ代理人」とあるのは「金融整理管財人」と読み替へるものとする。

第十二條 法人は、金融整理管財人又は金融整理管財人代理となることができ、

2 機構は、預金保険法第三十四條に規定する業務及び第六十條に規定する業務のほか、金融整理管財人又は金融整理管財人代理となりその業務を行うことができる。

第十三條 金融整理管財人は、就職の後遅滞なく、次に掲げる事項を調査し、金融再生委員会に報告しなければならない。

一 被管理金融機関が管理を命ずる処分を受けたる状況に至つた経緯

二 被管理金融機関の業務及び財産の状況  
三 被管理金融機関に係る営業譲渡等の見込み  
四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項  
五 その他必要な事項  
2 金融再生委員会は、金融整理管財人に対し、前項の規定による調査及び報告に關し必要な措置を命ずることができ、

含む被管理金融機関の業務及び財産の管理に關する計画の作成を命ずることができ、

2 金融整理管財人は、前項の計画を作成したときは、金融再生委員会の承認を得なければならぬ。

3 金融整理管財人は、やむを得ない事情が生じた場合には、金融再生委員会の承認を得て、第一項の計画を変更し、又は廃止することができる。

4 金融整理管財人は、第二項の規定による承認又は前項の規定による変更の承認があつたときは、遅滞なく、当該承認を得た第一項の計画又は前項の規定による変更後の計画(以下この条及び次条において「計画」といふ)を実行に移さなければならない。

5 金融再生委員会は、金融整理管財人に対し、計画の実行に關し必要な措置を命ずることができ、

6 金融再生委員会は、必要があると認めるときは、金融整理管財人に対し、計画の変更又は廃止を命ずることができ、

機関が信用協同組合又は労働金庫である場合にあつては、参事その他の使用人並びにこれらの方であつた者に対し、被管理金融機関の業務及び財産の状況(これらの者であつた者については、その者が当該被管理金融機関の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。につき報告を求め、又は被管理金融機関の帳簿、書類その他の物件を検査することができ、

2 金融整理管財人は、その職務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

2 金融整理管財人又は金融整理管財人代理が法人であるときは、金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に従事しなくなつた後においても、同様とする。

(被管理金融機関の経営者の破綻の責任を明確にするための措置)  
第十八條 金融整理管財人は、被管理金融機関の取締役若しくは監査役又はこれらの者であつた者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。

2 金融整理管財人は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

場合においては、民法第百八条の規定は、適用しない。

2 前項の承認を得ないでした行為は、無効とする。ただし、善意の第三者に対抗することができない。

(会社整理に関する商法の規定の不適用)

第二十条 商法第百八十一條第一項、第百八十六條第一項(第六号から第九号までを除く。)

及び第二項、第百八十七條第一項、第百八十八條から第百九十一條まで、第百九十七條並びに第百九十八條の規定は、管理を命ずる処分があつた場合における当該管理を命ずる処分に係る被管理金融機関については、適用しない。

(株主總會等の特別決議等に関する特例)

第二十一条 被管理金融機関における商法第二百

十四條第一項、第二百四十五條第一項、第二百八十条ノ二第一項、第三百四十六條若しくは第三百七十五條第一項の規定による決議、同法第三百四十三條、第三百四十五條第二項、第四百五條若しくは第四百八條第三項に規定する決議、信用金庫法第四十八條、中小企業等協同組合法第五十三條若しくは労働金庫法第五十三條の規定による議決又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第七條第三項(第一号において準用する商法第四百八條第三項に係る部分に限る。若しくは金融機関の合併及び転換に関する法律第七條第六項の規定による合併決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主又は会員、組合員若しくは代議員若しくは総代(以下「株主等」という。))の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

2 被管理金融機関における商法第三百四十八條第一項若しくは第四百八條第四項の規定による決議又は金融機関の合併及び転換に関する法律第七條第三項(第一号において準用する商法第四百八條第四項に係る部分及び金融機関の合併及び転換に関する法律第七條第三項第二号に係る部分に限る。))の規定による合併決議若しくは同条第五項に規定する決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の過半数であつて出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

3 第一項の規定により仮にした決議、議決又は合併決議(以下「仮決議等」という。)があつた場合においては、各株主等に対し、当該仮決議等の趣旨を通知し、当該仮決議等の日から一月以内に再度の株主總會又は總會若しくは総代会(以下「株主總會等」という。)を招集しなければならない。

4 前項の株主總會等において第一項に規定する多数をもって仮決議等を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮決議等をした事項に係る決議、議決又は合併決議があつたものとみなす。

5 前二項の規定は、第二項の規定により仮にした決議又は合併決議があつた場合について準用する。この場合において、前項中「第一項に規定する多数」とあるのは、「第二項に規定する多数」と読み替へるものとする。

(株主總會等の特別決議等に代わる許可) 第二十二條 銀行である被管理金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない場合には、当該被管理金融機関は、商法第二百四十五條、第三百七十五條及び第四百五條の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

- 一 営業の全部又は重要な一部の譲渡
- 二 資本の減少
- 三 解散

2 信用金庫、信用協同組合又は労働金庫である被管理金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない場合には、当該被管理金融機関は、信用金庫法第四十八條、中小企業等協同組合法第五十三條及び労働金庫法第五十三條の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一 解散

二 事業の全部の譲渡

3 金融整理管財人は、商法第二百五十七條第一項(同法第二百八十条第一項において準用する場合を含む。)、信用金庫法第三十八條第一項、中小企業等協同組合法第四十一條第一項及び労働金庫法第四十一條第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理金融機関の取締役又は監査役を解任することができる。

4 前三項に規定する許可(以下この条及び次条において「代替許可」という。)があつたときは、当該代替許可に係る事項については、株主總會等の決議又は議決があつたものとみなす。

5 代替許可に係る事件は、当該被管理金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

6 非訟事件手続法明治三十一年法律第十四号)第百三十三條ノ二第四項及び第五項の規定は、代替許可の申立てがあつた場合について準用する。

7 代替許可の申立てに係る裁判に対しては、即時抗告をすることができる。この場合において、当該即時抗告が解散に係る代替許可の決定に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

8 前三項に規定するもののほか、代替許可に係る事件に関しては、非訟事件手続法第一編(第二章から第四章まで、第十五條及び第十六條を除く。))の規定を準用する。

(代替許可に係る登記の特例)

第二十三條 前条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項第一号に掲げる事項又は同条第三項に定める事項に係る代替許可があつた場合においては、当該事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

(債権者保護手続の特例) 第二十四條 銀行である被管理金融機関が資本減少の決議をした場合においては、預金者その他

政令で定める債権者に対する商法第三百七十六條第二項において準用する同法第百条の規定による催告は、することを要しない。

(管理の終了) 第二十五條 金融整理管財人は、管理を命ずる処分があつた日から一年以内に、被管理金融機関の営業譲渡その他の方法により、その管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内にその管理を終えることができない場合には、金融再生委員会の承認を得て、一年を限り、この期限を延長することができる。

(主務省令への委任) 第二十六條 この章の規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 破綻した金融機関の業務承継

(承継銀行の設立の決定) 第二十七條 金融再生委員会は、平成十三年三月三十一日までを限り、被管理金融機関が第八條第一項第二号に掲げる要件に該当し、かつ、当該被管理金融機関の業務承継(承継銀行が営業の譲受け等により業務を引き継ぎ、かつ、その業務を暫定的に維持継続することをいう。以下同じ。))のため承継銀行を活用する必要があると認めるときは、次に掲げる決定を行うことができる。

一 機構が当該被管理金融機関から業務を引き継ぐため営業の譲受け等を行う承継銀行を子会社として設立し、当該承継銀行が当該営業の譲受け等を行うべき旨の決定

二 承継銀行が当該被管理金融機関から業務を引き継ぐため営業の譲受け等(前号)に規定する営業の譲受け等を除く。)を行うべき旨の決定

2 金融再生委員会は、必要があると認めるときは、前項の決定を取り消し、又は変更する決定を行うことができる。

3 金融再生委員会は、第八條第四項の規定によ

る報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る信用協同組合の監督に係る都道府県知事に当該信用協同組合の業務承継のため承継銀行を活用する必要があるか否かにつき意見を求めなければならぬ。

4 金融整理管財人は、必要があると認めるときは、金融再生委員会に第一項又は第二項の規定による決定を行うことを求めることができる。  
(被管理金融機関の資産の判定)

第二十八條 機構は、前条第一項又は第二項の規定による同条第一項各号に掲げる決定があつたときは、金融再生委員会に対し、当該被管理金融機関の貸出債権その他の資産の内容を審査し、承継銀行が保有する資産として適当であるか否かの判定を行うよう求めるものとする。

2 金融再生委員会は、前項の規定による求めがあつたときは、円滑な業務承継を図る観点及び承継銀行の業務の健全かつ適切な運営を図る観点から、同項の判定を行うものとする。

3 金融再生委員会は、前項の判定を行うための基準をあらかじめ定め、これを公表しなければならない。

4 前項の基準は、第二項の判定の対象となる債権に係る債務者の債務の履行状況及び当該債務者の財務内容の健全性に関する基準を含むものでなければならない。

(承継銀行の設立等)  
第二十九條 機構は、第二十七條第一項又は第二項の規定による同条第一項第一号に掲げる決定があつたときは、当該決定に係る出資の内容について金融再生委員会の承認を受けて、平成十三年三月三十一日までに、承継銀行となる株式会社設立の発起人となり、及び当該設立の発起人となつた株式会社を子会社として設立するたため出資をしなければならない。  
2 機構は、前項に規定するほか、承継銀行に対する出資を行うおとすときは、金融再生委員会の承認を受けなければならない。  
3 金融再生委員会は、前二項の承認を行うため

の基準をあらかじめ定め、これを公表しなければならない。

4 機構は、第一項又は第二項に規定する出資をしたときは、速やかに、その内容を金融再生委員会に報告しなければならない。  
(承認銀行の経営管理)

第三十條 機構は、承継銀行が次に掲げる事項を適確に実施できるようその経営管理を行わなければならない。

一 第二十七條第一項又は第二項の規定による同条第一項各号に掲げる決定があつたときは、当該決定の対象とされた被管理金融機関から業務を引き継ぐため営業の譲受け等を行うこと。

二 第二十八條第二項の規定により承継銀行が保有する資産として適当であると判定された資産を引き継ぐこと。

三 資金の貸付けその他の業務の実施に際しては、次に規定する指針に従うこと。

2 機構は、承継銀行の資金の貸付けその他の業務についての指針を次の各号に定めるところにより作成し、金融再生委員会の承認を受けた後、公表しなければならない。

一 当該指針は、資金の貸付けその他の業務の暫定的な維持継続を図るとして承継銀行の目的を踏まえ、第二十八條第三項に規定する基準との整合性に配慮しつつ、承継銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点に立つて作成されるものであること。

二 当該指針は、承継銀行が資金の貸付けその他の業務のうち機構の指定する取引について機構の承認を受けて行うことを内容として含むものであること。

3 機構は、承継銀行に対し、その経営に必要な指導及び助言を行うことができる。

4 機構は、承継銀行の経営管理の円滑な実施等のための人材の確保に資するため、法務、金融、会計等に精通している者に関する情報収集を行わなければならない。

(経営管理の終了等)  
第三十一條 機構は、承継銀行が最初に業務を引き継いだ被管理金融機関に対する管理を命ずる処分の日から一年以内に、次に掲げる措置を講ずることにより当該承継銀行の経営管理を終了しなければならない。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該経営管理を終了することができない場合には、一年ごとに二回までを限り、この期限を延長することができる。

一 当該承継銀行の合併(当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人が機構の子会社でないものに限る。)

二 当該承継銀行の営業の全部の譲渡

三 当該承継銀行の株式の譲渡その他の処分(当該処分により当該承継銀行が機構の子会社でなくなるものに限る。)

四 株主総会の決議による当該承継銀行の解散

2 機構は、前項本文の規定による経営管理の終了又は同項ただし書の規定による期限の延長をしようとするときは、金融再生委員会の承認を受けなければならない。

3 機構は、第一項の規定により承継銀行の経営管理を終了したとき又は承継銀行(承継銀行であつた銀行を含む)の株式の譲渡その他の処分(同項第三号に掲げるものを除く)を行ったときは、速やかに、その旨を金融再生委員会に報告しなければならない。

(協定)  
第三十二條 機構は、承継銀行と次に掲げる事項を含む協定(以下この章において「協定」という)を締結するものとする。

一 協定を締結した承継銀行(以下「協定承継銀行」という)は、第三十條第一項各号に掲げる事項を実施すること。

二 協定承継銀行は、機構が当該協定承継銀行の資金の買取りを行うことを機構に申し込むことができること。

三 協定承継銀行は、次条第一項に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する

契約の締結をしようとするときは、当該締結をしようとする契約の内容について機構の承認を受けなければならない。

2 機構は、協定を締結したときは、直ちに、その協定の内容を金融再生委員会に報告しなければならない。  
(資金の貸付け及び債務の保証)

第三十三條 機構は、協定承継銀行から、協定承継銀行の業務の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定承継銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。

2 機構は、前項の規定により協定承継銀行との間で同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を金融再生委員会に報告しなければならない。

(損失の補てん)  
第三十四條 機構は、協定承継銀行に対し、協定の前記による業務の実施により協定承継銀行に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において、当該損失の補てんを行うことができる。ただし、当該損失の補てんを行うことが適当でない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

(報告の徴求)  
第三十五條 機構は、この章の規定による業務を行うため必要があるときは、承継銀行に対し、協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めることができる。

第六章 特別公的管理  
第三十六條 金融再生委員会は、銀行がその財産をもつて債務を完済することができない場合その他銀行がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認められる場合又は銀行が預金等の払戻しを停止した場合であつて、次に掲げる要件に該当すると認

めるときは、当該銀行につき、特別公的の管理の開始の決定(以下「特別公的の管理開始決定」という。)をすることができ、

一 当該銀行について営業譲渡等が行われることとなり、当該銀行の業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、次に掲げるいづれかの事態を生じさせるおそれがあること。

イ 他の金融機関等の連鎖的な破綻を発生させることとなる等により、我が国における金融の機能に極めて重大な障害が生ずることとなる事態

ロ 当該銀行が業務を行っている地域又は分野における融資比率が高率である等の理由により、他の金融機関による金融機能の代替が著しく困難であるため、当該地域又は分野における経済活動に極めて重大な障害が生ずることとなる事態

二 この章に定める特別公的の管理以外の方法によつては前号イまたはロに掲げる事態を回避することができないこと。

2 金融再生委員会は、前項の規定により特別公的の管理開始決定をしたときは、金融再生委員会規則で定めるところにより、これを公告しななければならない。

第三十七条 金融再生委員会は、銀行がその業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれが生ずると認める場合であつて、次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該銀行につき、特別公的の管理開始決定をすることができ、

一 当該銀行について営業譲渡等が行われることとなり、当該銀行の業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、前条第一項第一号イに掲げる事態を生じさせるおそれがあり、かつ、国際金融市場に重大な影響を及ぼすこととなる事態を生じさせるおそれがあること。  
二 この章に定める特別公的の管理以外の方法によつては前号に掲げる事態を回避することができないこと。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により特別公的の管理開始決定をした場合について準用する。(特別公的の管理銀行の株式の取得の決定)

第三十八条 金融再生委員会は、特別公的の管理開始決定と同時に、機構が当該特別公的の管理開始決定に係る特別公的の管理銀行の株式を取得することを決定するものとする。

2 金融再生委員会は、前項の規定による決定をしたときは、金融再生委員会規則で定めるところにより、その旨を機構及び当該特別公的の管理銀行に通知するとともに、これを公告しななければならない。

(株式の取得等)  
第三十九条 前条第二項の規定による公告があつた場合には、特別公的の管理銀行の株式は、当該公告があつた時(以下「公告時」という。)に、機構が取得する。

2 前項の規定により機構が取得した株式(以下「取得株式」という。)に係る株券(端株券を含む。以下同じ。)は、公告時において無効とする。

3 第一項の規定による株式の取得については、商法第二百五条第一項及び第二百六条第一項の規定は、適用しない。  
(株式の対価)  
第四十条 株価算定委員会は、公告時における当該特別公的の管理銀行の純資産額を基礎として、金融再生委員会規則で定める算定基準に従い、取得株式の対価を決定するものとする。

2 金融再生委員会は、前項の算定基準を定めるときは、これを公示するものとする。  
3 第三十八条第二項の規定は、第一項の規定により取得株式の対価を決定した場合について準用する。  
(株式の対価の支払の請求)  
第四十一条 公告時において特別公的の管理銀行の株主(端株主を含む。)であつた者(以下「旧株主」という。)は、前条第一項の決定があつたとき

きは、機構に対し、取得株式の対価の支払を請求することができる。  
2 第三十九条第二項の規定により無効とされた株券の占有者は、公告時における過法な所持人と推定する。

3 第一項の規定による取得株式の対価の支払方法その他取得株式の対価の支払に関し必要な事項は、政令で定める。  
(担保権の消滅等)  
第四十二条 第三十九条第一項の規定により機構が特別公的の管理銀行の株式を取得したときは、当該株式を目的とする質権その他の担保権は、消滅する。

2 前項の場合において、これらの権利は、前条第一項の規定により旧株主が受けるべき取得株式の対価に対しても行うことができる。ただし、その支払の前に差押えをしなければならない。

(政令への委任)  
第四十三条 前条に定めるもののほか、取得株式につき質権その他の担保権を有する者その他の政令で定める関係人がある場合における取得株式の対価の支払について必要な事項は、政令で定める。  
(旧株主等に周知させるための措置)  
第四十四条 機構は、第三十八条第二項の規定による公告があつたときは、金融再生委員会規則で定めるところにより、同条第一項の規定による決定の内容及その他金融再生委員会規則で定める事項について、旧株主その他関係人に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(特別公的の管理銀行の役員及び解任の特例)  
第四十五条 機構は、商法第二百五十四条第一項(同法第二百八十条第一項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、金融再生委員会の指名に基づき、特別公的の管理銀行の取締役及び監査役を選任することができる。この場合において、特別公的の管理銀行の取締役又は監査

役の変更の登記の申請書には、指名及び選任を証する書面を添付しなければならない。  
2 機構は、商法第二百五十七条第一項(同法第二百八十条第一項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、金融再生委員会の承認を得て、特別公的の管理銀行の取締役又は監査役を解任することができる。  
(特別公的の管理銀行の報告義務)  
第四十六条 特別公的の管理銀行は、特別公的の管理開始決定の後遅滞なく、次に掲げる事項を調査し、金融再生委員会に報告しなければならない。

一 特別公的の管理銀行について特別公的の管理開始決定が行われる状況に至つた経緯

二 特別公的の管理銀行の業務及び財産の状況

三 前二号に定めるもののほか、金融再生委員会規則で定める事項

四 その他必要な事項  
2 金融再生委員会は、特別公的の管理銀行に対し、前項の規定による調査及び報告に関し必要な措置を命ずることができる。  
(経営合理化計画の作成等)  
第四十七条 特別公的の管理銀行は、金融再生委員会規則で定めるところにより、経営合理化計画を作成し、金融再生委員会の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の経営合理化計画(以下この条及び第四十九条第一項において「計画」という。)には、次に掲げる事項を定めなければならない。  
一 特別公的の管理銀行の資金の貸付けその他の業務の実施に係る方針

二 特別公的の管理銀行の業務の整理及び合理化に係る方針

三 その他金融再生委員会規則で定める事項  
3 金融再生委員会は、必要があると認めるときは、特別公的の管理銀行に対し、計画の変更を命ずることができる。  
(特別公的の管理銀行の業務)

第四十八条 特別公的管理銀行は、資金の貸付けその他の業務を行う基準を作成し、金融再生委員会の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。  
(報告又は資料の提出等)

第四十九条 金融再生委員会は、必要があると認めるときは、特別公的管理銀行に対し、その業務及び財産の状況、計画の実施の状況等に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

2 預金保険法第三十七条第三項の規定は、特別公的管理銀行の取締役、監査役及び支配人その他の使用人並びにこれらの者であった者について準用する。

(特別公的管理銀行の経営者の破綻の責任を明確にするための措置)

第五十条 特別公的管理銀行は、その取締役若しくは監査役又はこれらの者であった者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。

2 特別公的管理銀行の取締役及び監査役は、その職務を行うことにより犯罪があると思考するときは、告発をしなければならない。  
(準用規定)

第五十一条 第二十四条の規定は、特別公的管理銀行が資本減少の決議をした場合について準用する。

(特別公的管理の終了)

第五十二条 金融再生委員会は、平成十三年三月三十一日までに、機構又は特別公的管理銀行に次に掲げる措置を行わせることにより、この章に定める特別公的管理を終えるものとする。

一 特別公的管理銀行の営業の譲渡

二 特別公的管理銀行の株式の譲渡その他の処分

第七章 金融機関等の資産の買取りに関する緊急措置

(金融機関等の資産の買取りに関する業務)

第五十三条 機構は、金融機関その他の者の資産

を買い取ることに第一の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 次に掲げる金融機関その他の者(以下「金融機関等」という。)から資産を買い取ることを

イ 被管理金融機関  
ロ 協定承継銀行

ハ 特別公的管理銀行

ニ イから八までに掲げる金融機関以外の金融機関、信用金庫連合会、中小企業等協同組合第九号の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、労働金庫連合会、農林中央金庫、農業協同組合昭和二十二年法律第百三十二号)第十号第一項第二号の事業を行う農業協同組合及び水産業協同組合(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七号第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会

二 預金保険法附則第七條第一項の規定により同項の整理回収業務に関する協定を締結した銀行と金融機関等からの資産の買取り並びに当該買取り取った資産の管理及び処分を行う業務等に関する協定(以下「特定整理回収協定」という。)を締結し、当該特定整理回収協定を締結した銀行(以下「特定協定銀行」という。)に対し、機構に代わって当該資産の買取りを行うことを委託すること。

2 前項に規定する資産の買取り及びその委託は、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ当該各号に定める場合に限り行うものとする。

一 前項第一号イ、ハ及びニに掲げる金融機関等 平成十三年三月三十一日までに当該金融機関等から資産の買取りの申込みがなされた場合

二 前項第一号ロに掲げる金融機関 平成十三年三月三十一日までに第三十二条第一項第二号の規定による同号の申込みがなされた場合

3 預金保険法附則第七條第一項(第一号及び第二号を除く。)の規定は、機構が特定協定銀行に

対し第一項第二号の規定による資産の買取りの委託を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項各号列記以外の部分中「破綻金融機関との合併により承継し、又は破綻金融機関から譲り受けた営業の整理を行い、並びに破綻金融機関から買取り取った資産の管理及び処分を行うこと(以下「整理回収業務」という。))を目的の一つとする一の銀行(第二号第一項第一号に掲げる銀行をいう。以下この条及び次条において同じ。)と整理回収業務に関する協定(以下「協定」という。)を締結し、並びに当該協定」とあるのは「金融機関の再生のための緊急措置に関する法律(以下「金融機関再生緊急措置法」という。))第五十三条第一項第二号に規定する特定整理回収協定(以下「特定整理回収協定」という。))と、同項第二号中「附則第十條の二」とあるのは「金融機関再生緊急措置法第五十八条において準用する金融機関再生緊急措置法第三十四号本文」と、附則第十一條第一項」とあるのは「金融機関再生緊急措置法第五十七條第一項」と、同項第二号の二中「次条第一項第二号の二」とあるのは「金融機関再生緊急措置法第五十四條第一項第三号」と、同項第三号中「整理回収業務」とあるのは「特定整理回収協定の定めによる業務」と、同項第五号及び第六号中「協定」とあるのは「特定整理回収協定」と、「整理回収業務」とあるのは「業務」と、「第二号の二」とあるのは「金融機関再生緊急措置法第五十三條第三項において準用する第二号の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(特定整理回収協定)

第五十四条 特定整理回収協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 特定協定銀行は、前条第一項第二号の規定による資産の買取りの委託の申出を受けた場合において、機構との間でその申出に係る委託の契約を締結したときは、当該委託に係る資産を機構に代わって買取り、その買

取った資産の管理及び処分を行うこと。

二 特定協定銀行は、特定整理回収協定の定めによる業務に係る経理については、他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理すること。

三 特定協定銀行は、毎事業年度、特定整理回収協定の定めによる業務により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すること。

2 預金保険法附則第八條第一項第一号から第二号の二まで及び第六号を除く。)の規定は、特定整理回収協定について準用する。この場合において、同項第三号中「第二号」とあるのは「金融機関の再生のための緊急措置に関する法律(以下「金融機関再生緊急措置法」という。))第五十四條第一項第一号」と、附則第十一條第一項」とあるのは「金融機関再生緊急措置法第五十七條第一項」と、同項第四号中「第一号の規定による営業の譲受け等又は第二号」とあるのは「金融機関再生緊急措置法第五十四條第一項第一号」と、「整理回収業務」とあるのは「特定整理回収協定の定めによる業務」と、同項第五号中「前号」とあるのは「金融機関再生緊急措置法第五十四條第二項において準用する前号」と、同項第七号中「債務者の財産が」とあるのは「債務者の財産、当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。以下この号及び金融機関再生緊急措置法第五十四條第二項において準用する次号において同じ。が」と、同項第八号の二中「前号」とあるのは「金融機関再生緊急措置法第五十四條第一項において準用する前号」と、同項第九号中「第七号」とあるのは「金融機関再生緊急措置法第五十四條第二項において準用する第七号」と、「整理回収業務」とあるのは「業務」と、同項第十号中「整理回収業務」とあるのは「業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定め

る。  
3 第三十二条第二項の規定は、機構が特定整理回収協定を締結した場合について準用する。

(資産の買取りの決定等)  
第五十五条 機構は、第五十三条第二項各号に規定する資産の買取りの申込みを受けたときは、次条の基準に従い、当該資産の買取りの価格その他の条件を定めなければならない。

2 機構は、特定協定銀行に対し資産の買取りの委託の申出をするときは、前項の規定により定められた資産の買取りの価格その他の条件を提示するものとする。  
3 機構は、第一項の申込みに係る資産の買取り(特定協定銀行が機構の委託を受けて資産の買取りを行う場合を含む)を決定するときは、金融再生委員会の承認を受けなければならない。

(資産買取基準)  
第五十六条 第五十三条第一項第一号の規定により金融機関等の資産を買取る場合の価格は、当該資産が回収不能となる危険性等を勘案して適正に定められたものでなければならない。  
2 前項に定めるもののほか、金融再生委員会は、前条第三項の承認を行うための基準をあらかじめ定め、これを公表しなければならない。

(資金の貸付け及び債務の保証)  
第五十七条 機構は、金融機関等の資産の買取りのために必要とする資金その他の特定整理回収協定の定めによる業務の実施のために必要とする資金について、特定協定銀行に対するその資金の貸付け又は特定協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証を行うことができる。

2 第三十三条第二項の規定は、前項の規定により機構が特定協定銀行に対し資金の貸付け又は債務の保証を行う場合について準用する。

(準用)  
第五十八条 第三十四条本文及び預金保険法附則第十二条から第十五条までの規定は、特定協定銀行が特定整理回収協定に従い特定整理回収協

定の定めによる業務を行う場合について準用する。この場合において、同法附則第十三条中「附則第七条第一項」とあるのは「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(以下「金融機能再生緊急措置法」という。第五十三条第三項において準用する附則第七条第一項」と、同法附則第十四条中「附則第七条第一項」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十三条第三項において準用する附則第七条第一項」と、同法附則第十四条の二第一項中「附則第七条第一項第五号に掲げる業務又は附則第十六条第五項に規定する特別資金援助に係る資産の買取りにより機構が取得した債権(次項において「特定債権」という)の回収に係る業務」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十三条第三項において準用する附則第七条第一項第五号に掲げる業務」と、同法附則第十四条の三中「前条」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十八条において準用する前条」と、同法附則第十五条第一項中「附則第七条第六号」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十三条第三項において準用する附則第七条第一項第六号」と、同条第二項中「附則第八条第一項第八号の二」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する附則第八条第一項第八号の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定協定銀行による債権の取立て等の受託)  
第五十九条 特定協定銀行は、金融機関等から回収が困難となった債権を買取ることを業として行う株式会社であつて金融再生委員会が指定したものの又は金融機関等から債権の取立て又は処分を委託を受けたときは、当該株式会社又は当該金融機関等のために自己の名をもって、当該委託を受けた債権の取立て又は処分に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

第八章 預金保険機構の業務の特例等  
(機構の業務の特例)

第六十条 機構は、預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。  
一 第二十九条第一項の規定により承継銀行となる株式会社の設立の発起人となり、及び設立のための出資を行い、並びに同条第二項の規定により承継銀行に対し出資を行うこと。  
二 第三十条第一項の規定により承継銀行の経営管理を行うこと。  
三 第三十二条第一項の規定により承継銀行と協定を締結すること。  
四 第三十三条第一項の規定により協定承継銀行に対し資金の貸付け又は債務の保証を行うこと。  
五 第三十四条の規定により協定承継銀行に対しその業務の実施により生じた損失の補てんを行うこと。

六 第三十九条第一項の規定により特別公的管理銀行の株式を取得すること。  
七 第四十五条の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役を選任し、又は解任すること。  
八 第五十三条第一項に規定する業務を行うこと。  
九 次条の規定により特別公的管理銀行に対しその業務に必要な資金の貸付けを行うこと。  
十 第六十二条の規定により特別公的管理銀行に対しその業務の実施により生じた損失の補てんを行うこと。

十一 第六十三条の規定により破綻金融機関(預金保険法第二十四条第四項に規定する破綻金融機関をいう。第六十三条において同じ。)、承継銀行又は特別公的管理銀行(第六十二条の規定による損失の補てん又は第七十二条の規定による特別資金援助を受けた特別公的管理銀行に限る。第六十三条において同じ)の営業若しくは事業を譲り受け、若しくはその株式を譲り受ける金融機関の発行する株式その他政令で定める有価証券(以下「株式等」という)の引受けを行い、又は当該金融機関

に対する劣後特約付金銭消費貸借(元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、金融再生委員会規則で定めるものをいう。第六十三条において同じ)による貸付けを行うこと。  
十二 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(資金の貸付け)  
第六十一条 機構は、金融再生委員会の承認を得て、特別公的管理銀行に対し、その業務に必要な資金を貸し付けることができる。  
(損失の補てん)  
第六十二条 機構は、金融再生委員会の承認を得て、特別公的管理銀行に対し、その業務の実施により生じた損失の補てんを行うことができる。

(株式等の引受け等)  
第六十三条 機構は、金融再生委員会の承認を得て、破綻金融機関、承継銀行又は特別公的管理銀行の営業若しくは事業を譲り受け、若しくはその株式を譲り受ける金融機関の発行する株式等の引受けを行い、又は当該金融機関に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けを行うことができる。ただし、当該営業若しくは事業の譲受け又は株式の譲受けにより自己資本の充実の状況が悪化する場合であつて、かつ、機構による株式等の引受け等(株式等の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けをいう。以下この条において同じ)が当該金融機関の自己資本の充実の状況を改善するために必要な範囲を超えないものとして金融再生委員会規則で定める場合に限る。

2 前項の規定により株式等の発行又は劣後特約付金銭消費貸借による借入れを行うとする金融機関は、平成十三年三月三十一日までに、機構に対し、株式等の引受け等の申込みを行うものとし、機構が当該申込みを受けたときは、金融再生委員会に対し、当該申込みに係る株式等

の引受けを行い、又は当該金融機関に対する劣後特約付金銭消費貸借(元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、金融再生委員会規則で定めるものをいう。第六十三条において同じ)による貸付けを行うこと。  
十二 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

の引受け等を行うことについての承認の申請をし、その承認を求めなければならない。

3 機構は、第一項の規定により引き受けた株式等及び貸付けに係る債権については、できる限り早期に譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

4 機構は、第一項の規定による株式等の引受け等を行ったとき及び前項の規定による処分を行ったときは、直ちに、その旨を金融再生委員会に報告しなければならない。

(区分経理)  
第六十四条 機構は、第六十条の規定による業務(以下「金融再生業務」という。)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「金融再生勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

(借入金及び預金保険機構債券)  
第六十五条 機構は、金融再生業務を行うため必要と認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、金融再生委員会の認可を受けて、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れ借換えを含むをし、又は預金保険機構債券(以下「債券」という。)の発行(債券の借換えのための発行を含む。)をすることができ

2 日本銀行は、日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第四十三条第一項の規定にかかわらず、機構に対し、前項の資金の貸付けをすることができ

3 農林中央金庫は、農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十六条の規定にかかわらず、機構に対し、第一項の資金の貸付けをすることができ

4 第一項の規定により発行される債券については、これを預金保険法第四十二条第三項の規定により発行される債券とみなして、同条第四項から第八項までの規定を適用する。

(政府保証)  
第六十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助

助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第二条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は債券に係る債務の保証をすることができ

(金融再生勘定の廃止)  
第六十七条 機構は、金融再生業務の終了の日として政令で定める日において、金融再生勘定を廃止するものとする。

2 機構は、金融再生勘定の廃止の際、金融再生勘定に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

第九節 雑則  
第六十八条 金融機関は、平成十三年三月三十一日までを限り、その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあるときは、その旨及びその理由を、文書をもって、金融再生委員会に申し出なければならない。

2 銀行は、平成十三年三月三十一日までを限り、その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあるときは、その旨及びその理由を、文書をもって、金融再生委員会に申し出なければならない。

(通知及び登記)  
第六十九条 金融再生委員会は、管理を命ずる処分をしたとき若しくは管理を命ずる処分を取り消したとき又は特別公的管理開始決定をしたとき若しくは特別公的管理を終了したときは、直ちに、被管理金融機関又は特別公的管理銀行の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知し、かつ、嘱託書に当該命令書又は決定書の謄本を添付して、被管理金融機関又は特別公的管理銀行の本店又は主たる事務所の所在地及び支店又は従たる事務所の所在地の登記所に、その登記を嘱託しなければならない。

(訴訟)  
第七十条 第四十条第一項の規定により株価算定委員会が決定した取得株式の対価に不服のある者は、同条第三項において準用する第三十八条第二項の規定による公告があった日から起算して六月以内に、訴えをもってその変更を請求することができる。

2 前項の規定による訴えにおいては、機構を被告としなければならない。

(預金保険法の適用)  
第七十一条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは、「事項(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第 号)以下「金融機能再生緊急措置法」という。)の規定による機構の業務に係るものを除く。」と、同法第三十五条第一項中「以下同じ」とあるのは、「第三十七条第一項中「金融機関」とあるのは、「金融機関(金融機能再生緊急措置法第五十三条第一項に規定する業務を行う場合にあつては、同項第二号に規定する金融機関等)」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能再生緊急措置法」と、同法第五十一条第二項中「業務」とあるのは、「業務(金融機能再生緊急措置法第六十条に規定する業務を除く。)」と、同法第九十一条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能再生緊急措置法」と、同法第九十一条第二号中「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能再生緊急措置法」と、同法第九十一条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは、「第三十四条に規定する業務及び金融機能再生緊急措置法第六十条に規定する業務」とする。

(特別公的管理銀行等に対する預金者等の保護)  
第七十二条 特別公的管理銀行は、預金者等の保護のため、その必要の限度において、機構から金銭の贈与、資金の貸付け若しくは預入れ、資産の買取り又は債務の保証若しくは引受け(以下この条において「特別資金援助」という。)を受けなければならない。特別資金援助を受けるときは、機構に対し、当該特別資金援助を申し込むことができる。

2 前項の申込みが行われたときは、当該特別公的管理銀行を預金保険法第五十九条第一項の救済金融機関と、当該特別資金援助の申込みを同項の資金援助の申込みとみなし、同法第六十四条第一項及び同法附則第十六条第一項の規定を適用する。この場合において、同法第六十一条第一項の規定は適用しない。

3 機構は、第三十九条第一項の規定により特別公的管理銀行の株式を取得したときは、金融再生委員会に対し、当該特別公的管理銀行の貸出債権その他の資産の内容を審査し、その保有する資産として適当であるか否かの判定を行うよう求めなければならない。

4 金融再生委員会は、前項の規定による求めがあつたときは、第二十八条第三項に規定する基準に基づいて前項の判定を行うものとする。

5 第一項の規定による資産の買取りの申込みは、前項の規定により特別公的管理銀行の保有する資産として適当でない判定された資産について行うものとする。

6 機構が預金保険法附則第十条第一項の規定により前項の資産の買取りを同法附則第七條第一項第一号の協定銀行に委託したときは、同号の協定銀行による当該資産の管理及び処分を同項の規定による同項の整理回収業務とみなし、同項の規定を適用する。この場合において、同項、同法附則第八條第一項第二号、同法附則第十條第一項及び第四項、同法附則第十一條第一項並びに同法附則第二十二條第一項中「破綻金融機関」とあるのは、「特別公的管理銀行」と

第七十条 第四十条第一項の規定により株価算定委員会が決定した取得株式の対価に不服のある者は、同条第三項において準用する第三十八条第二項の規定による公告があった日から起算して六月以内に、訴えをもってその変更を請求することができる。

2 前項の規定による訴えにおいては、機構を被告としなければならない。

(預金保険法の適用)  
第七十一条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは、「事項(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第 号)以下「金融機能再生緊急措置法」という。)の規定による機構の業務に係るものを除く。」と、同法第三十五条第一項中「以下同じ」とあるのは、「第三十七条第一項中「金融機関」とあるのは、「金融機関(金融機能再生緊急措置法第五十三条第一項に規定する業務を行う場合にあつては、同項第二号に規定する金融機関等)」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能再生緊急措置法」と、同法第五十一条第二項中「業務」とあるのは、「業務(金融機能再生緊急措置法第六十条に規定する業務を除く。)」と、同法第九十一条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能再生緊急措置法」と、同法第九十一条第二号中「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能再生緊急措置法」と、同法第九十一条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは、「第三十四条に規定する業務及び金融機能再生緊急措置法第六十条に規定する業務」とする。

(特別公的管理銀行等に対する預金者等の保護)  
第七十二条 特別公的管理銀行は、預金者等の保護のため、その必要の限度において、機構から金銭の贈与、資金の貸付け若しくは預入れ、資産の買取り又は債務の保証若しくは引受け(以下この条において「特別資金援助」という。)を受けなければならない。特別資金援助を受けるときは、機構に対し、当該特別資金援助を申し込むことができる。

2 前項の申込みが行われたときは、当該特別公的管理銀行を預金保険法第五十九条第一項の救済金融機関と、当該特別資金援助の申込みを同項の資金援助の申込みとみなし、同法第六十四条第一項及び同法附則第十六条第一項の規定を適用する。この場合において、同法第六十一条第一項の規定は適用しない。

3 機構は、第三十九条第一項の規定により特別公的管理銀行の株式を取得したときは、金融再生委員会に対し、当該特別公的管理銀行の貸出債権その他の資産の内容を審査し、その保有する資産として適当であるか否かの判定を行うよう求めなければならない。

4 金融再生委員会は、前項の規定による求めがあつたときは、第二十八条第三項に規定する基準に基づいて前項の判定を行うものとする。

5 第一項の規定による資産の買取りの申込みは、前項の規定により特別公的管理銀行の保有する資産として適当でない判定された資産について行うものとする。

6 機構が預金保険法附則第十条第一項の規定により前項の資産の買取りを同法附則第七條第一項第一号の協定銀行に委託したときは、同号の協定銀行による当該資産の管理及び処分を同項の規定による同項の整理回収業務とみなし、同項の規定を適用する。この場合において、同項、同法附則第八條第一項第二号、同法附則第十條第一項及び第四項、同法附則第十一條第一項並びに同法附則第二十二條第一項中「破綻金融機関」とあるのは、「特別公的管理銀行」と



は参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第十六条第一項(第十一条第一項の規定により読み替へて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 特別公的管理銀行の取締役、監査役若しくは支配人その他の使用人又はこれらの者であつた者が第四十九条第二項において準用する預金保険法第三十七条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときも、前項と同様とする。

第八十三條 第十五条又は第四十九条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

第八十四條 第二十九條第四項、第三十一條第三項、第三十二條第二項(第五十四條第三項において準用する場合を含む。)、又は第三十三條第二項(第五十七條第二項において準用する場合を含む。)、の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした機械の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第八十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十五條又は第五十八條において準用する預金保険法附則第十四條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第五十八條において準用する預金保険法附則第十四條の規定による立入り又は現況の確認を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第五十八條において準用する預金保険法附則第十四條の二の規定による機械の職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

四 第五十八條において準用する預金保険法附則第十四條の二の規定による帳簿等(同条に規定する帳簿等をいう。以下この号において同じ。)の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

2 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。を含む。))以下この項において同じ。)の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。))又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

3 人格のない社団等については前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十六條 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても当該各号に定める罰金刑を科する。

- 一 第七十八條第一項 五億円以下の罰金刑
- 二 第七十八條第二項 三億円以下の罰金刑
- 第八十七條 被管理金融機関の取締役又は理事が金融整理管財人に事務の引渡しをしないときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

2 金融整理管財人が第九条第一項の規定により同項に規定する管理を命ずる処分が取り消されたにもかかわらず、被管理金融機関の取締役若しくは理事又は清算人に事務の引渡しをしないときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

3 金融機関の取締役又は理事が第六十八條第一項又は第二項の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をしたときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置) 第二条 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七十七号)の施行の日(前日までの間)における第二条第一項及び第六項並びに第八條第二項の規定の適用については、第二条第一項中「及び長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行」とあるのは、「長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行及び金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七十七号)第十二條の規定による廃止前の外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第二条第一項に規定する外国為替銀行」と、同条第六項中「銀行法第二条第八項に規定する子会社又は同項の規定により子会社とみなされる会社」とあるのは、「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律による改正前の銀行法(以下「旧銀行法」という。))第五十二條の二第二項に規定する子会社又は同条第三項の規定により子会社とみなされる会社」と、第八條第二項中「銀行法第二条第十一項」とあるのは、「旧銀行法第五十二條の二第二項」と、

「銀行法第五十二條の二第二項」とあるのは「旧銀行法第五十二條の三第一項」とする。

第三条 金融再生委員会設置法(平成十年法律第七十七号)の施行の日(前日までの間)におけるこの法律の適用については、「金融再生委員会」とあり、及び「株価算定委員会」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。この場合において、金融再生委員会規則により定めるべき事項は、総理府令で定める。

2 金融再生委員会設置法の施行の日(前日までの間)の規定により内閣総理大臣がした承認、決定その他の処分又は通知その他の行為については、これを、この法律の相当規定に基づいて金融再生委員会がした承認、決定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

(金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律の廃止) 第四条 金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第五号)は、廃止する。

第五条 前条の規定による廃止前の金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(以下「旧金融機能安定化法」という。))第三条第一項の規定に基づく金融機関等の自己資本充実のための業務の委託に関する協定に係る旧協定銀行旧金融機能安定化法第二条第六項に規定する協定銀行をいう。の業務(前条の規定の施行の際有する取得優先株式等(旧金融機能安定化法第三条第二項第三号に規定する取得優先株式等)をいう。))及び取得貸付債権(同項第四号に規定する取得貸付債権をいう。))に係るものに限る。及び当該業務に係る機械の業務については、旧金融機能安定化法(第四条第一項及び第三項、第五條、第六條第一項、第三章、第二十八條から第三十三條まで及び第五章の規定を除く。))の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧金融機能安定化法第四条第一項第四号中「機械が第十二條に規定

する金融危機管理審査委員会(以下この章において「審査委員会」という。)の議決を経て定める取得優先株式等及び取得付債権の譲渡その他の処分を従い」とあるのは「機構の承認を得て」と、旧金融機能安定化法第六條第二項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」とあるのは「金融再生委員会及び大蔵大臣」と、旧金融機能安定化法第七條第一項中「審査委員会の議決を経て、当該貸付け」とあるのは「当該貸付け」と、同條第二項中「大蔵大臣」とあるのは「金融再生委員会及び大蔵大臣」と、旧金融機能安定化法第十條中「特別の勘定以下「金融危機管理勘定」という。)を設けて」とあるのは「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第 号)第六十四條に規定する金融再生勘定において」と、旧金融機能安定化法第十一條第一項中「大蔵大臣」とあるのは「金融再生委員会及び大蔵大臣」と、旧金融機能安定化法第三十九條中「内閣総理大臣」とあるのは「金融再生委員会」と読み替へるものとする。

第六條 機構は、この法律の施行の際、旧金融機能安定化法第二十八條に規定する金融危機管理基金(以下「基金」という。)に旧金融機能安定化法第三十一條第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがあるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。

2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3 この法律の施行の際、第一項の規定により返還することとなる国債のほかは、基金に残余があるときは、当該残余の額は、金融再生勘定に帰属するものとする。

第七條 この法律の施行の際、旧金融機能安定化法第十條に規定する金融危機管理勘定に属する資産及び負債は、金融再生勘定に帰属するものとする。

第八條 この法律の施行前に、旧金融機能安定化法第十一條第一項の規定により発行された預金保険機構債券については、これを預金保険法第四十二條第三項の規定により発行された債券とみなして、同條第四項から第八項までの規定を適用する。

第九條 この法律の施行前に作成された旧金融機能安定化法第五條第一項の議決に係る議事録の公表については、旧金融機能安定化法第二十五條第二項の規定は、なおその効力を有するものとする。この場合において、同項中「委員長」とあるのは「機構の理事長」と、「審査委員会」とあるのは「機構」とする。

第十條 附則第四條の規定の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一條 附則第二條、第三條及び第五條から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法の一部改正)

第十二條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六號)の一部を次のように改正する。

附則第十條に次の一項を加える。

8 道府県は、金融機能の再生のための緊急措置に關する法律(平成十年法律第 号)第二條第七項に規定する承継銀行が、金融再生委員会の同法第二十七條第一項又は第二項の規定による同條第一項各号に掲げる決定を受けて行つた同法第二條第五項に規定する被管理金融機関の営業又は事業の譲受けにより不動産(同法第二十八條第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適當であると判定されたものに限る。)を取得した場合に、当該被管理金融機関に係る同法第二十七條第一項各号に掲げる決定が平成十三年三月三十一日までになされたときに限り、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に對しては、不動産取得税を課することができない。

附則第三十一條の二の二第二項中「附則第十條第六項」の下に「若しくは第八項」を加える。

(金融監督庁設置法の一部改正)

第十三條 金融監督庁設置法(平成九年法律第九號)の一部を次のように改正する。

第四條第二十五號ロ(7)を削る。

金融再生委員会設置法

第一章 總則(第一條)

第一節 金融再生委員会

第一款 通則(第二條―第十五條)

第二款 証券取引等監視委員会(第二十一條―第三十二條)

第三節 株価算定委員会(第三十三條―第三十六條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 この法律は、金融再生委員会の所掌事務の範圍及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

第二章 金融再生委員会

第一節 通則

(設置)

第二條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十號)第三條第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、金融再生委員会を設置する。

(任務)

第三條 金融再生委員会は、金融破綻処理制度及び金融危機管理に關する調査、企画及び立案をするほか、法令の定めるところにより、我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るため、金融機関の破綻に對し必要な施策を講ずると

もに、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護並びに金融及び有価証券の流通の円滑を図るため、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等の業務の適切な運営又は経営の健全性が確保されるようこれらの民間事業者等について免許及び検査その他の監督をし、並びに証券取引等の公正が確保されるようその監視をすることを主たる任務とする。

(所掌事務及び権限)

第四條 金融再生委員会の所掌事務は、次に掲げる事務とし、その権限の行使は、その所掌事務の範圍内で法律(法律に基づく命令を含む)に従つてなされなければならない。

一 金融破綻処理制度及び金融危機管理に關する調査、企画及び立案をすること。

二 金融整理管財人による管理、特別公的管理その他の金融機関の破綻の処理等に關すること。

三 銀行業、信託業及び無尽業の免許並びにこれらを営む者の検査その他の監督に關すること。

四 銀行持株会社の認可及び検査その他の監督に關すること。

五 信用金庫及び労働金庫の事業の免許並びに信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫その他の預金又は貯金の受入れを業とする民間事業者並びに信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の検査その他の監督に關すること。

六 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の監督に關すること。

七 生命保険業及び損害保険業の免許並びにこれらを営む者の検査その他の監督に關すること。

八 保険持株会社の認可及び検査その他の監督に關すること。

九 保険業法(平成七年法律第五號)の規定に基づいて、保険契約者保護機構による資金援

助に係る保険契約の移転等の適格性の認定及び保険契約の引受けの適格性の認定を行うこと。

十 自動車損害賠償責任共済に関すること。  
十一 証券業を営む者の登録及び検査その他の監督に関すること。

十二 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の規定に基づいて、投資者保護基金による返還資金融資に係る適格性の認定を行うこと。

十三 証券金融会社の免許及び検査その他の監督に関すること。

十四 証券投資信託委託業を営む者の認可及び検査その他の監督に関すること。

十五 証券投資法人(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)に規定する証券投資法人をいう)の登録及び検査その他の監督に関すること。

十六 証券取引所の設立の免許及び検査その他の監督に関すること。

十七 証券業協会の設立の認可及び検査その他の監督に関すること。

十八 証券投資信託協会の監督に関すること。

十九 投資顧問業(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)に規定する投資顧問業をいう)を営む者の登録及び検査その他の監督に関すること。

二十 証券投資顧問業協会及び全国証券投資顧問業協会連合会の検査その他の監督に関すること。

二十一 金融先物取引業(金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)に規定する金融先物取引業をいう)を営む者の許可及び検査その他の監督に関すること。

二十二 金融先物取引所の設立の免許及び検査その他の監督に関すること。

二十三 金融先物取引業協会の検査その他の監督に関すること。

二十四 貸金業(貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)に規定する貸金業をいう)を営む者の登録及び検査その他の監督に関すること。

二十五 抵当証券業(抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第十四号)に規定する抵当証券業をいう)を営む者の登録及び検査その他の監督に関すること。

二十六 抵当証券保管機構の指定及び検査その他の監督に関すること。

二十七 抵当証券業協会の検査その他の監督に関すること。

二十八 特定目的会社(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)に規定する特定目的会社をいう)の登録及び検査その他の監督に関すること。

二十九 商品投資販売業(商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)に規定する商品投資販売業をいう)、特定債権等譲受業及び小口債権販売業(特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)に規定する特定債権等譲受業及び小口債権販売業をいう)並びに不動産特定共同事業(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)に規定する不動産特定共同事業をいう)を営む者の許可及び検査その他の監督に関すること。

三十 前払式証券の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号)の適用を受ける前払式証券の規制に関すること。

三十一 預り金出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)に規定する預り金をいう)となるべき金銭の受入れについての情報の収集に関すること。

三十二 証券取引及び金融先物取引に係る犯罪事件の調査に関すること。

三十三 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づき命令を含む)に基づき金融再生委員

員会に属させられた事務  
(組織)  
第五条 金融再生委員会は、委員長及び委員四人をもって組織する。

(委員の任命)  
第六条 委員長は、国務大臣をもって充てる。  
2 委員長は、会務を総理し、金融再生委員会を代表する。  
3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任命)  
第七条 委員は、経済、金融又は法律に関して優れた識見と経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員に欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

(任期)  
第八条 委員の任期は、別に法律で定める金融再生委員会の廃止の日までとする。

(身分保障)  
第九条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合は除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。  
二 禁錮以上の刑に処せられたとき。  
三 金融再生委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(委員の罷免)  
第十条 内閣総理大臣は、委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

(委員の職務等)  
第十一条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

4 委員の給与は、別に法律で定める。

(会議)  
第十二条 金融再生委員会は、委員長が招集する。

2 金融再生委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 金融再生委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 金融再生委員会が第九条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く委員の一致がなければならない。

(規則の制定)  
第十三条 金融再生委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、金融再生委員会規則を制定することができる。

(事務局)  
第十四条 金融再生委員会の事務を処理させるため、金融再生委員会に事務局を置く。

2 金融再生委員会の事務局に置かれる職員は、免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第

百二十号)の定めるところによる。

(関係行政機関との協力等)

第十五条 金融再生委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、日本銀行、預金保険機構その他の者に對し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 金融再生委員会及び大蔵大臣は、それぞれその所掌事務を適切に遂行するため、相互に緊密な連絡をとるものとする。

3 金融再生委員会は、必要に応じ、日本銀行又は預金保険機構の役員又は職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第二節 金融監督庁

第一款 通則

(設置)

第十六条 国家行政組織法第三条第三項ただし書の規定に基づいて、金融再生委員会に、金融監督庁を置く。

(任務及び長)

第十七条 金融監督庁は、法令の定めるところにより、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等を保護するとともに金融及び有価証券の流通の円滑を図るため、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等の業務の適切な運営又は経営の健全性が確保されるようこれらの民間事業者等について検査その他の監督をし、及び証券取引等の公正が確保されるようその監視をすることを主たる任務とする。

2 金融監督庁の長は、金融監督庁長官とする。

(所掌事務)

第十八条 金融監督庁は、第四条第三号から第三十三号までに掲げる事務(法律(法律に基づく命令を含む)に基づく金融再生委員会の権限に属する事項に係るものを除く)をつかさどる。

(関係行政機関との協力)

第十九条 金融監督庁長官は、金融監督庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、金融再生委員会を通じて、関係行政機関の

長に對し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 金融監督庁長官及び金融関連業者(金融監督庁の所掌に係る金融業に類似し、又は密接に関連する事業を営む者をいう)に對する検査を所掌する行政機関の長は、効率的な検査の実施のため、意見の交換を図るとともに、それぞれの求めに応じ、それぞれの職員に協力させることができる。

(準用規定)

第二十条 第十四条第二項の規定は、金融監督庁に置かれる職員について準用する。

第二款 証券取引等監視委員会

(設置及び所掌事務)

第二十一条 金融監督庁に、証券取引等監視委員会を置く。

2 証券取引等監視委員会は、第四条第十一号、第十六号、第十七号及び第二十一号から第二十三号までに掲げる事務に係る法律(法律に基づく命令を含む)に基づきその権限に属させられた事項に係る事務並びに同条第三十二号に掲げる事務をつかさどる。

(職権の行使)

第二十二条 証券取引等監視委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第二十三条 証券取引等監視委員会は、委員長及び委員一人をもって組織する。

2 委員長は、会務を総理し、証券取引等監視委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第二十四条 委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかか

ならず、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長及び委員の任期)

第二十五条 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができ

る。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(準用規定)

第二十六条 第九条から第十一条までの規定は、証券取引等監視委員会の委員長及び委員について準用する。この場合において、第九条第三号中「金融再生委員会」とあるのは、「証券取引等監視委員会」と読み替えるものとする。

(会議)

第二十七条 証券取引等監視委員会は、委員長が招集する。

2 証券取引等監視委員会の議事は、出席した委員長又は委員のうち、二人以上の賛成をもってこれを決する。

(事務局)

第二十八条 証券取引等監視委員会の事務を処理させるため、証券取引等監視委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局の内部組織は、政令で定める。

(勸告)

第二十九条 証券取引等監視委員会は、証券取引法その他の法律の規定に基づき、検査又は犯罪

事件の調査(次条において「証券取引検査等」という。)を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融再生委員会及び金融監督庁長官又は大蔵大臣に勧告することができる。

2 金融再生委員会及び金融監督庁長官並びに大蔵大臣は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

3 証券取引等監視委員会は、第一項の勧告をした場合には、金融再生委員会及び金融監督庁長官又は大蔵大臣に對し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

(建議)

第三十条 証券取引等監視委員会は、証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するために必要と認められる施策について金融再生委員会、金融監督庁長官又は大蔵大臣に建議することができる。

(金融監督庁長官が行う検査についての報告の義務等)

第三十一条 金融監督庁長官は、その行う金融及び証券取引に係る金融機関その他の者に対する検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)で政令で定めるもの(以下この条において「金融機関等検査」という)に關し、毎年、検査の実施方針その他の基本的事項について証券取引等監視委員会に諮り、その意見を聴かなければならない。

2 金融監督庁長官は、四半期ごとに、金融機関等検査の実施状況を証券取引等監視委員会に報告しなければならない。

3 証券取引等監視委員会は、必要があると認めるときは、金融機関等検査に係る事務の運営その他の施策について金融監督庁長官に建議することができる。

(公表)

第三十二条 証券取引等監視委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

第三節 株価算定委員会

第三十三条 金融再生委員会に、株価算定委員会を置く。

2 株価算定委員会は、第四条第二号に掲げる事務に係る法律(法律に基づく命令を含む。)に基づきその権限に属させられた事項に係る事務をつかさどる。

(組織)

第三十四条 株価算定委員会は、委員五人をもって組織する。

2 委員は、法務、金融、会計等に関し優れた識見と経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第三十五条 株価算定委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、株価算定委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(準用規定)

第三十六条 第七条第二項及び第三項、第八条から第十条まで並びに第十一条第一項及び第二項の規定は、株価算定委員会の委員について準用する。この場合において、第九条第三号中「金融再生委員会」とあるのは、「株価算定委員会」と読み替へるものとする。

2 第十二条及び第十九条第一項の規定は、株価算定委員会について準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条第一項及び第七

条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第 号)の規定に基づく金融再生委員会の事務が終了した後、速やかに、廃止するものとする。

(金融監督庁設置法の廃止)

第三条 金融監督庁設置法(平成九年法律第百一十号)は、廃止する。

(職員引継ぎ)

第四条 この法律の施行の際現に従前の金融監督庁の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、同一の勤務条件をもって、金融監督庁の職員となるものとする。

(経過措置等)

第五条 第七条第一項の規定による金融再生委員会の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

2 この法律の施行の日以後最初に任命される金融再生委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。

第六條 従前の証券取引等監視委員会は、この法律の規定に基づく証券取引等監視委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に従前の証券取引等監視委員会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により、この法律の規定に基づく証券取引等監視委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二十五条第一項の規定にかかわらず、同日における従前の証券取引等監視委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行前に従前の証券取引等監視委員会が内閣総理大臣、金融監督庁長官又は大蔵

大臣に対してした附則第三条の規定による廃止前の金融監督庁設置法第十八条第一項の勧告又は同法第十九条若しくは第二十条第三項の建議については、これを、この法律の規定に基づく証券取引等監視委員会が、この法律の相当規定に基づいて、金融再生委員会、金融監督庁長官又は大蔵大臣に対してした勧告又は建議とみなして、この法律の規定を適用する。

第七條 附則第五条第一項の規定は、第三十四条第二項の規定による株価算定委員会の委員の任命のために必要な行為について準用する。

2 この法律の施行の日以後最初に任命される株価算定委員会の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。

(政令への委任)

第八條 附則第四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

預金保険法の一部を改正する法律案  
預金保険法の一部を改正する法律  
(預金保険法の一部改正)

第一条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項、第十一條、第十七條及び第十九條中、「大蔵大臣」を、「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二十一條第三項中、「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を、「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二十四條中、「三人」を、「四人」に改める。

第二十五條第四項中、「大蔵大臣」を、「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第二十六條を次のように改める。  
(役員任命)  
第二十六條 役員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 役員が任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、役員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその役員を解任しなければならない。

第二十九條第一項中、「大蔵大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る」を、「内閣総理大臣は、それぞれその任命に係る」に改め、同條第二項中、「大蔵大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る」を、「内閣総理大臣は、それぞれその任命に係る」に改め、第二十六條の例により「を削る」。

第三十條ただし書中、「大蔵大臣」を、「内閣総理大臣」に改める。

第三十一條の次に次の一條を加える。  
(代理人の選任)

第三十一條の二 理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。

第三十五條第一項中、「大蔵大臣」を、「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第三十六條第一項中、「大蔵大臣」を、「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同條第二項中、「大蔵省令」を、「総理府令・大蔵省令」に改める。

第三十七條第三項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。  
3 機構は、破綻金融機関の取締役(破綻金融機関が信用金庫、信用協同組合又は労働金庫である場合にあつては、理事)、監事、破綻金融機関が信用金庫、信用協同組合又は労働金庫である場合にあつては、監事)及び支配人(破綻金融機関が信用協同組合又は労働金庫である場合にあつては、参事)その他の使

用人並びにこれらの者であつた者に対し、破綻金融機関の業務及び財産の状況(これらの者であつた者については、その者が当該破綻金融機関の業務に従事していた期間内に知ることで了した事項に係るものに限る。)につき報告を求め、又は破綻金融機関の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

第三十九条及び第四十条中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第四十一条中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第四十二条第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第六項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第四十三条第一号及び第二号中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第三号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第四十四条(見出しを含む)中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第四十五条、第四十六条第一項及び第四十七条中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第五十条第一項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第五十一条第四項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第五十五条第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項中「前二項の規定による」を「第二項の規定により金融再生委員会から」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 機構は、第一項の規定による通知を受けたとき又は前項の規定により労働大臣若しくは都道府県知事から通知を受けたときは、直ちに、その旨を金融再生委員会及び大蔵大臣に

報告しなければならない。

第五十六条第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に、「大蔵大臣並びに内閣総理大臣及び」を「金融再生委員会及び大蔵大臣並びに」に改め、同項を同条第四項とする。

第五十七条第二項中「前条第四項」を「前条第三項」に改め、同条第五項中「前条第五項」を「前条第四項」に改める。

第五十九条第二項第四号中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第五項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第六十条第一項及び第二項、第六十一条第一項、第三項から第六項まで及び第八項ただし書、第六十二条第一項及び第三項並びに第六十三条第二項から第四項まで及び第六項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第六十四条第三項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に、「大蔵大臣並びに内閣総理大臣及び」を「金融再生委員会及び大蔵大臣並びに」に改める。

第六十五条、第六十六条第一項及び第三項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第三項、第六項及び第七項、第七十条第一項、第七十三条第六項、第七十四条第四項及び第七十一項並びに第七十九条第一項及び第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第八十一条の三第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に、「ときは、内閣総理大臣」を「場合において」に、「内閣総理大臣及び労働大臣」を「労働大臣」に改め、同条第四項中「大蔵大臣は、前項の同意を得て」を「金融再生委員会

及び大蔵大臣は」に改める。

第八十一条の四第五項中「第五十六条第五項」を「第五十六条第四項」に改める。

第八十三条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令で定める」を「第六十一条第一項の規定による認定その他金融再生委員会規則で定める処分に係る」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第八十三条に次の一項を加える。

4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第八十四条の次に次の一項を加える。

第八十四条の二 破綻金融機関の取締役若しくは理事、監査役若しくは監事若しくは支配人若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第三十七条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十七条第二号中「第五十六条第五項」を「第五十六条第四項」に改める。

第九十一条第一号及び第七号中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第八号中「第五十五条第三項」を「第五十五条第三項及び第四項」に改める。

附則第六条の二中「及び附則第七条」を「並びに附則第七条及び第八条の二第一項」に改め、附則第六条の三第一項中「内閣総理大臣」を

「金融再生委員会」に、「平成十三年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第三項及び第四項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第六条の五第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第六条の六の見出し中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第六条の七第一項及び第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第七条第一項中「主たる目的」を「目的の一つ」に改める。

附則第八条第一項第一号及び第六号中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同項第八号の二中「債権処理会社」の下に「次条において「債権処理会社」という。」を加え、同条第二項及び第三項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

附則第八条の次に次の一項を加える。

(特別協定)

第八条の二 機構は、協定銀行と債権処理会社との合併(以下この条及び附則第十一条において「特別合併」という。)に関する協定(以下この条及び附則第十一条において「特別協定」という。)を協定銀行と締結し、及び当該特別協定を実施するため、特別合併に必要な措置を講ずることができる。

2 特別協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 協定銀行は、特別合併において、債権処理会社を当該特別合併後存続する会社とする。

二 協定銀行は、特別合併後、当該特別合併前の協定銀行から承継した業務及び附則第七条第一項に規定する整理回収業務その他

協定銀行が行う業務として機構が適当と認める業務に係る経理について、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理すること。

三 協定銀行は、特別合併により当該特別合併前の協定銀行の株主に割り当てる株式については、残余財産の分配を行うときに、一定の金額につき優先的に支払を受け、その金額を超えて支払を受けることができない特別の内容を有するものとする。

3 前条第二項及び第三項の規定は、特別協定の締結について準用する。この場合において、同項中「機構と協定を締結しようとする銀行が協定の定めによる整理回収業務」とあるのは、「協定銀行が特別協定の定めによる特別合併」と読み替えるものとする。

附則第九条中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

附則第十條第三項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

附則第十一條第一項中「又は協定の」を「若しくは協定の」に改め、「実施のために必要とする資金」の下に「又は特別協定の定めによる特別合併の円滑な実施のために必要とする資金」を加え、同条第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

附則第十六條第一項から第四項までの規定中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

附則第十七條第一項から第三項までの規定中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

附則第十八條第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 附則第八條の二第二項に規定する業務

附則第十九條の三第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。  
附則第二十條第一項中「第三号」を「第三号

の二」に、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に、「若しくは金融機関等」を「金融機関その他の者」に改める。

附則第二十條の三中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

附則第二十二條第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「一年」を「三年」に改める。

附則第二十三條第一項第三号中「附則第七條第一項」の下に「及び第八條の二第一項」を加え、同条第二項第四号中「第四項第三号」を「第三項第三号」に改め、同項第五号中「第五十六條第五項」を「第五十六條第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 附則第八條の二第二項に規定する機構の業務が行われる場合には、第九十一條の規定の適用については、同条第三号中「第三十四條」とあるのは、「第三十四條及び附則第八條の二第一項」とする。

第二条 預金保険法の一部を次のように改正する。

附則第六條の二中「次条から附則第六條の八までの規定による資金援助並びに附則第七條及び第八條の二第一項」を「次条及び附則第八條の二第一項」に改める。

附則第六條の三から第六條の八までを削る。

附則第十條第一項及び第四項中「附則第六條の八において準用する場合を含む。」を削る。

附則第十六條第一項中「第六十條第一項、附則第六條の四第一項又は附則第六條の五第一項」を「又は第六十條第一項」に改め、「(附則第六條の八において準用する場合を含む。第五項において同じ。)」を削り、同条第二項中「又は特定合併」を削り、同条第五項中「(附則第六條の八において準用する場合を含む。)」及び「又は特定合併」を削り、「第六十四條第一項」を「同条第一項」に改める。

附則第十八條第一項第一号中「及び附則第六

條の二に規定する資金援助」を削る。

附則第二十三條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び附則第十六條から第十八條までの規定は、平成十一年四月一日から施行する。

(第一条の規定による改正に伴う経過措置)  
第一条 金融再生委員会設置法平成十年法律第号の施行の日の前日までの間における

第一条の規定による改正後の預金保険法(以下この条から附則第五條まで及び附則第九條において「新法」という)の規定の適用については、新法中「金融再生委員会」とあるのは「内閣総理大臣」とする。

2 第一条の規定による改正前の預金保険法(以下この条から附則第五條まで及び附則第九條において「旧法」という)の規定により大蔵大臣その他の国の機関がした認可、承認、認定その他の処分又は通知その他の行為は、新法の相当規定に基づいて、金融再生委員会及び大蔵大臣その他の相当の国の機関がした認可、承認、認定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

3 第一条の規定の施行の際現に旧法の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対してされている申請その他の行為は、新法の相当規定に基づいて、金融再生委員会及び大蔵大臣その他の相当の国の機関に対してされた申請その他の行為とみなす。

4 旧法の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対し報告、提出その他の手続をしなければならぬ事項で第一条の規定の施行の日(以下「施行日」という)前にその手続がされていないものについては、これを、新法の相当規定に

基づいて金融再生委員会及び大蔵大臣その他の相当の国の機関に対して報告、提出その他の手続をしなければならぬ事項についてその手続がされていないものとみなして、新法の規定を適用する。

5 第一条の規定の施行の際現に効力を有する旧法の規定に基づく命令は、新法の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

第三条 第一条の規定の施行の際現に旧法第二十六條に規定する理事長、理事又は監事である者は、それぞれ施行日に新法の相当規定により理事長、理事又は監事として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新法第二十七條第一項の規定にかかわらず、施行日における旧法第二十七條第一項の規定による理事長、理事又は監事のそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

第四条 平成十年度において新法附則第二十二條第二項において準用する新法第四十二條の二の規定により政府が新法附則第二十二條第一項の借入れ又は債券に係る債務の保証をする場合には、旧法附則第二十二條第二項において準用する旧法第四十二條の二の規定に基づく国会の議決を経た金額(平成十年度に係るものに限る)の範囲内においても、これを行うことができる。

第五条 新法附則第二十二條第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する協定に基づく譲受け等により不動産に関する権利の取得をする場合における同項に規定する登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法附則第二十二條第一項に規定する協定に基づく譲受け等により不動産に関する権利の取得をした場合における同項に規定する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

第六条 第一条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 附則第二条から前条までに定めるもの

ほか、第一条の規定の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部改正)

第八条 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第四条中「前条第一項」の下に「及び第十二条の第二項」を加える。

第五条第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第三項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第四項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第五項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第六項中「大蔵省令」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第九条第四項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第五項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第十二条第一号及び第五号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第七号の二中「協定銀行」の下に「(次条において協定銀行」という。)を加える。

(特別協定)

第十二条の二 機構は、第三条第一項に規定する業務のほか、債権処理会社と協定銀行との合併(以下この条において「特別合併」という。)に關する協定(以下この条において「特別協定」という。)を債権処理会社と締結し、及び当該特別協定を実施するため、特別合併に必要な措置を講ずることができる。

2 特別協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならぬ。

一 債権処理会社は、特別合併において、債権処理会社を当該特別合併後存続する会社とする。

二 債権処理会社は、特別合併後、第三条第一項に規定する機構の業務に對應する債権処理会社の業務に係る経理について、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理すること。

三 債権処理会社は、特別合併により当該特別合併前の協定銀行の株主に割り当てる株式については、残余財産の分配を行うときに、一定の金額につき優先的に支払を受け、その金額を超えて支払を受けることができない特別の内容を有するものとする。

3 機構は、特別協定を締結しようとするときは、運営委員会の議決を経て特別協定の内容を定め、金融再生委員会及び大蔵大臣の認可を受けなければならない。

4 金融再生委員会及び大蔵大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る特別協定の内容が法令の規定に適合するものであり、かつ、債権処理会社が特別協定の定めによる特別合併を適切に行い得るものであると認めるときでなければ、当該認可をしてはならない。

第十三条中「前条第十号」を「第十二条第十号」に改める。

第十五条第二項中「大蔵省」を「金融再生委員会、大蔵省」に改める。

第二十条中「第三項」の下に「第十二条の二第三項」を加える。

第二十一条中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第三十一条中「特定住專債権等処理法第三条第一項」の下に「及び第十二条の二第一項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

(特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置等)

第九条 前条の規定による改正後の特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(以下「新住專処理法」という。)第三条第一項第二号に規定する債権処理会社(以下「債権処理会社」という。)と新法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行(以下「協定銀行」という。)との合併(以下「特別合併」という。)により、当該特別合併後存続する会社(以下「新会社」という。)が債権処理会社である場合において、当該新会社が銀行法昭和五十六年法律第五十九号(第四条第一項の金融再生委員会の免許(第十一条において「銀行業免許」という。))を受けたときは、預金保険機構(以下「機構」という。)が旧法附則第七条第一項の規定により協定銀行と締結した協定は、新会社との間で締結した協定とする。

2 前項の規定は、新法附則第八条の二第一項に規定する特別協定及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第五十三号)第五十三条第一項第二号に規定する特定整理回収協定に準用する。

第十条 新会社が債権処理会社である場合において、新会社が新住專処理法第三条第一項に規定する機構の業務に對應する新会社の業務を終了し、かつ、機構が特別合併の前から保有していた債権処理会社の株式の全部につき譲渡その他の処分をしたとき又は当該株式の全部を住專勘定において整理することを終えたときは、債権処理会社が解散したものとみなして、新住專処理法第二十五条第二項及び第二十七条から第二十九条までの規定を適用する。この場合において、新住專処理法第二十七条中「残余財産の分配を受けたとき」とあるのは「機構が特別合併の前から保有していた債権処理会社の株式の全部に相當する金額を、譲渡その他の処分により受領したとき又は当該株式に代わるものとして住專勘定において整理したとき」と、「当該分配を受けた金額」とあるのは「当該譲渡その他

の処分により受領した金額又は当該株式に代わるものとして住專勘定において整理した金額」とする。

第十一条 新会社が銀行業免許を受けて銀行法第二十条第二項に規定する銀行業(次項から第九項までにおいて「銀行業」という。)を営む場合には、新会社は、同法第六条第一項の規定にかかわらず、その商号中に銀行という文字を使用することを要しない。

2 新会社が銀行業免許を受けて銀行業を営む場合には、新会社は、銀行法第八条の規定にかかわらず、支店その他の営業所の設置、位置の変更(本店の位置の変更を含む)、種類の変更若しくは廃止又は代理店の設置若しくは廃止をしようとするときに金融再生委員会への届出を行った場合には、同条に規定する認可を受けたものとみなす。

3 新会社が銀行業免許を受けて銀行業を営む場合には、新会社は、銀行法第十二条の規定にかかわらず、当該新会社が営む銀行業に支障がないものとして、金融再生委員会の認可を受けたときは、特別合併の際に債権処理会社が貸付債権その他の財産の回収、処分等の円滑な実施のために営んでいる業務又はこれに關連する業務を営むことができる。

4 新会社が銀行業免許を受けて銀行業を営む場合には、新会社は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七十七号)第十条の規定による改正後の銀行法(以下この項、第六項、第七項及び第九項において「新銀行法」という。)第十三条の規定にかかわらず、特別合併その他やむを得ない理由がある場合において、金融再生委員会の承認を受けたときは、新会社の同一人(新銀行法第十三条第一項に規定する同一人をいう。)に対する信用の供与等(同項に規定する信用の供与等をいう。)の額は、同項に規定する信用供与等限度額を超えることができる。

5 新会社が銀行業免許を受けて銀行業を営む場

合には、銀行法第十五条の規定は、新会社には適用しない。

6 新会社が銀行業免許を受けて銀行業を営む場合には、新会社は、新銀行法第十六条の二第一項の規定にかかわらず、当該新会社が営む銀行業に支障がないものとして、金融再生委員会の認可を受けたときは、特別合併の際現に債権処理会社が貸付債権その他の財産の回収、処分等の円滑な実施のために子会社(新銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この項及び次項において同じ。)としている会社又はこれに関連する会社を子会社とすることができる。

7 新会社が銀行業免許を受けて銀行業を営む場合には、特別合併の際現に債権処理会社又はその子会社が、国内の会社(前項に規定する金融再生委員会の認可に係る会社を除く。)の株式(議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。)又は持分について、特別合併又は貸付債権その他の財産の回収、処分等の円滑な実施に資するものとして、合算して、当該国内の会社の発行済株式(議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。)の総数又は出資の総額に百分の五を乗じて得た株式又は持分の数又は額を超え、当該新会社又はその子会社は、新銀行法第十六条の三第一項の規定にかかわらず、当該新会社が営む銀行業に支障がないものとして、金融再生委員会の認可を受けたときは、合算して、当該発行済株式の総数又は出資の総額に百分の五を乗じて得た株式又は持分の数又は額を超え、当該新会社又はその子会社は、新銀行法第十八条の規定は、新会社には適用しない。

8 新会社が銀行業免許を受けて銀行業を営む場合には、銀行法第十八条の規定は、新会社には適用しない。

9 新会社が銀行業免許を受けて銀行業を営む場合には、新銀行法第二十六条第二項の規定は、新会社には適用しない。

10 新会社が発行する有価証券(証券取引法(昭和

二十三年法律第二十五号)第二条第一項及び第二項に規定する有価証券をいう。以下この項において同じ。)は、同法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券に該当しないものとみなす。ただし、新会社が発行する有価証券特別合併の際に発行するものを除く。が特別合併後新たに同項各号に掲げる有価証券に該当することとなつたときは、この限りでない。

11 新会社が宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第三条第一項の免許を受けて同法第二条第二号に規定する宅地建物取引業を営む場合には、同法第四十一条及び第四十一条の二の規定は、新会社には適用しない。

12 新会社が債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第 号)第三条の許可を受けて同法第二条第二項に規定する債権管理回収業を営む場合には、新会社は、同法第十三条第一項の規定にかかわらず、その商号中に債権回収という文字を使用することを要しない。

13 金融再生委員会は、第二項から第七項まで(第五項を除く。)の規定による権限を金融監督庁長官に委任する。

2 附則第八条の規定による改正前の特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(以下「旧住専処理法」という。)の規定により大蔵大臣がした認可は、新住専処理法の相当規定に基づいて、金融再生委員会及び大蔵大臣がした認可とみなす。

3 附則第八条の規定の施行の際現に旧住専処理法の規定により大蔵大臣に対してされている申請その他の行為は、新住専処理法の相当規定に基づいて、金融再生委員会及び大蔵大臣に対してされた申請その他の行為とみなす。

4 附則第八条の規定の施行の際現に効力を有する旧住専処理法の規定に基づく命令は、新住専処理法の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

附則第八条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十五条 附則第九条から前条までに定めるもののほか、附則第八条の規定の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

第十六条 第二条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の預金保険法(以下「旧法」という。)附則第六条の三第一項の規定によるあつせんがされた特定合併(同項に規定する特定合併をいう。)に関し機構が行う同条から旧法附則第六条の八までの規定による資金援助及び旧法附則第七条第一項の規定による業務については、なお従前の例による。

第十七条 第二条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る第二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十八条 前二条に定めるもののほか、第二条の規定の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案  
金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

第一条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。  
別表第一「総理府の項中「公害等調整委員会」を「公害等調整委員会」に改め、同表の備考中「金融再生委員会」を「金融再生委員会」に改め、同表の備考中「防衛施設庁」を「金融監督庁は金融再生委員会に、防衛施設庁は」に改める。

第二条 総理府設置法(昭和二十四年法律第十七号)の一部を次のように改正する。  
第十八条中「公害等調整委員会」を「公害等調整委員会」に改める。  
第十九条の表「公害等調整委員会」の項の次に次のように加える。

第十九条の表「金融監督庁」の項を削る。  
(沖繩開発庁設置法の一部改正)  
第三条 沖繩開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。  
第七条第二項中「されている事務のうち」の

下には、金融再生委員会の所掌に属する事務(金融監督庁の所掌に属するものを除く。)については金融再生委員会としを加える。  
(大蔵省設置法の一部改正)  
第四条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四

金融再生委員会  
金融再生委員会設置法(平成十年法律第 号)

金融再生委員会設置法(平成十年法律第 号)

金融再生委員会設置法(平成十年法律第 号)

金融再生委員会設置法(平成十年法律第 号)

金融再生委員会設置法(平成十年法律第 号)

第十四号の一部を次のように改正する。  
第三条中「金融監督庁」を「金融再生委員会」に改める。

第二十七条第一項中「金融監督庁設置法(平成九年法律第百一号)」を「金融再生委員会設置法(平成十年法律第 号)」に改め、同条第二項中「金融監督庁長官」を「金融再生委員会」に改める。

第二十八条第二項中「金融監督庁設置法」を「金融再生委員会設置法」に改める。  
「金融再生委員会設置法」に改める。  
(担保附社債信託法の一部改正)  
第五十条 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。  
本則(第百十九条ノ三を除く)中「主務大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第百十九条ノ三を次のように改める。  
第百十九条ノ三 本法ニ規定スル金融再生委員会ノ職権第五條ノ規定ニ依ル免許其ノ他金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル職権ヲ除クハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス  
(信託業法の一部改正)  
第六十条 信託業法(大正十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

本則(第百十九条ノ二を除く)中「主務大臣」を「金融再生委員会」に改める。  
第十九条ノ二を次のように改める。  
第十九条ノ二 本法ニ規定スル金融再生委員会ノ職権第一條第一項ノ規定ニ依ル免許其ノ他金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル職権ヲ除クハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス  
(農林中央金庫法の一部改正)  
第七十条 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十五条第三項を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。  
第二十五条第三項を次のように改める。  
本法中金融再生委員会ノ職権ニ属スル事項(第三十二條ノ規定ニ依ル解散ノ命令其ノ他金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル職権ヲ除ク)ハ金融監督庁長官ニ之ヲ委任ス

フ除ク)ハ金融監督庁長官ニ之ヲ委任ス  
(無尽業法の一部改正)  
第八條 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。  
本則(第四十二條第一項及び第二項を除く)中「主務大臣」を「金融再生委員会」に改める。  
第四十二條第一項及び第二項を次のように改める。

本法ニ規定スル金融再生委員会ノ職権(第三條第一項ノ規定ニ依ル免許其ノ他金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル職権ヲ除ク)ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス  
政令ノ定ムル所ニ依リ金融再生委員会ノ職権(前項ノ規定ニ依リ金融監督庁長官ニ委任サレタルモノヲ除ク)ノ一部ハ之ヲ財務局長又ハ財務支局長ニ委任スルコトヲ得  
第四十二條第三項中「前項」を「第一項」に改め、同条に第四項として次の一項を加える。  
前項ノ規定ニ依リ財務局長又ハ財務支局長ニ委任サレタル職権ニ属スル事務ハ金融監督庁長官之ヲ指揮監督ス  
(銀行等の事務の簡素化に関する法律の一部改正)  
第九條 銀行等の事務の簡素化に関する法律(昭和十八年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣ノ権限」を「金融再生委員会ノ権限(金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル権限ヲ除ク)」に改める。  
(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)  
第十條 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。  
本則(第九條ノ二第一項を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第九條ノ二第一項を次のように改める。  
本法ニ規定スル金融再生委員会ノ職権(第一條第一項ノ認可其ノ他金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル職権ヲ除ク)ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス  
第九條ノ二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。  
政令ノ定ムル所ニ依リ金融再生委員会ノ職権(前項ノ規定ニ依リ金融監督庁長官ニ委任サレタルモノヲ除ク)ノ一部ハ之ヲ財務局長又ハ財務支局長ニ委任スルコトヲ得  
第九條ノ二に次の一項を加える。  
前項ノ規定ニ依リ財務局長又ハ財務支局長ニ委任サレタル職権ニ係ル事務ニ関シテハ金融監督庁長官之ヲ指揮監督ス  
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)  
第十一條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十一條第三項中「金融監督庁長官」を「金融再生委員会」に改め、同条に次の一項を加える。  
前項の金融再生委員会の事務は、金融再生委員会規則で定めるところにより金融監督庁長官に委任する。  
(農業協同組合法の一部改正)  
第十二條 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。  
本則(第九十八條第六項を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。  
第九十八條第六項を次のように改める。

金融再生委員会は、この法律による権限(第十一條第一項の規定による承認その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く)を金融監督庁長官に委任する。  
第九十八條第七項中「前項」を「第六項」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。  
金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第九十八條に次の一項を加える。  
前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。  
第九十九條の六第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。  
金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(第一項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。  
第九十九條の七中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。  
(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改

より、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。  
第九十八條に次の一項を加える。  
前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。  
第九十九條の六第一項を次のように改める。  
金融再生委員会は、この法律による権限(第六十八條第二項の規定による認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く)を金融監督庁長官に委任する。  
第九十九條の六第五項中「前項」を「第五項」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。  
前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。  
第九十九條の六第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。  
金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(第一項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。  
第九十九條の七中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。  
(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改

正)

第十四条 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十五条の四を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第二十五条の四を次のように改める。

(権限の委任)  
第二十五条の四 金融再生委員会は、この法律による権限(第三條第一項の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。)を金融監督庁長官に委任する。

(水産業協同組合法の一部改正)  
第十五条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

本則(第二百二十七条第七項及び第八項を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第二百二十七条第八項を次のように改める。

8 金融再生委員会は、この法律による権限(第一一條の三第一項の規定による認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。)を金融監督庁長官に委任する。

第二百二十七条第九項中「前項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第二百二十七条に次の一項を加える。  
11 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(中小企業等協同組合法の一部改正)  
第十六条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年

法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

本則(第十一條第二項を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第二百一一条第二項を次のように改める。

2 金融再生委員会は、この法律による権限(信用協同組合、火災共済協同組合及び第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会に係るものに限る。次項において「特定権限」という。)を、同条第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会に対する第二十七條の二第一項の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除き、金融監督庁長官に委任する。

第二百一一条第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)  
第十七条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

本則(第七條及び第七條の五を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第七條第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 金融再生委員会は、この法律による権限(銀行法第二十七條又は第二十八條(免許の取消し等)の規定による解散命令その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限で都道府県の区域を越える区域を地区とする信用協同組合連合会に係るものを除く。)を金融監督

庁長官に委任する。

第七條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第七條に次の一項を加える。

5 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(船主相互保険組合法の一部改正)  
第十八条 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第五十四條を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第五十四條第一項を次のように改める。

金融再生委員会は、この法律による権限(第十七條第一項の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。)を金融監督庁長官に委任する。

第五十四條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第五十四條に次の一項を加える。  
4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(地方税法の一部改正)  
第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改める。

附則第十條第六項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の一部改正)  
第二十条 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

本則(第二二十五條を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第二百二十五條を次のように改める。

(金融監督庁長官への権限の委任)  
第二百二十五條 金融再生委員会は、この法律による権限(第六條の規定による認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。)を金融監督庁長官に委任する。

(信用金庫法の一部改正)  
第二十一条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

本則(第八十六條及び第八十八條を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第八十八條第一項を次のように改める。

金融再生委員会は、この法律による権限(第四條の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。)を金融監督庁長官に委任する。

第八十八條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第八十八條に次の一項を加える。  
4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

（長期信用銀行法の一部改正）

第二十二條 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。  
本則(第二十二條を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。  
第二十二條第一項を次のように改める。

金融再生委員会は、この法律による権限(第四條第一項の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く)を金融監督庁長官に委任する。  
第二十二條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。  
第二十二條に次の一項を加える。

4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。  
(貸付信託法の一部改正)

第二十三條 貸付信託法(昭和二十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。  
本則(第十六條を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。  
第十六條中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改める。

(中小漁業融資保証法の一部改正)  
第二十四條 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。  
本則(第八十四條を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。  
第八十四條第一項及び第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同條第四項

を次のように改める。  
4 金融再生委員会は、この法律による権限(第五十條の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く)を金融監督庁長官に委任する。  
第八十四條第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加える。  
5 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。  
第八十四條に次の一項を加える。  
7 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。  
(信用保証協会法の一部改正)

第二十五條 信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。  
本則(第三十九條の二を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。  
第三十九條の二第一項を次のように改める。  
金融再生委員会は、この法律による権限(第六條第一項の規定による認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く)を金融監督庁長官に委任する。  
第三十九條の二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。  
2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。  
第三十九條の二に次の一項を加える。  
4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に関する事務に関しては、

金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。  
(労働金庫法の一部改正)

第二十六條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。  
本則(第九十八條を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。  
第九十八條第一項を次のように改める。  
金融再生委員会は、この法律による権限(第六條(事業免許)の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く)を金融監督庁長官に委任する。  
第九十八條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。  
2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長若しくは財務支局長又は都道府県知事に委任することができる。  
第九十八條に次の一項を加える。  
4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。  
(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第二十七條 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。  
本則(第二十八條の三第五項、第二十九條の二第三項及び第八十四條第一項を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。  
第八十四條第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。  
(農業信用保証保険法の一部改正)

第二十八條 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。  
本則(第七十二條を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。  
第七十二條第一項及び第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同條第四項を次のように改める。  
4 金融再生委員会は、この法律による権限(第二十六條の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く)を金融監督庁長官に委任する。  
第七十二條第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加える。  
5 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を都道府県知事に委任することができる。  
(地震保険に関する法律の一部改正)

第二十九條 地震保険に関する法律(昭和四十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。  
第九條の二及び第九條の三中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。  
第九條の四中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「第九條の二の規定による権限のうち保険業法第三百十一條の二第一項第二号に掲げる処分に係る」を「金融再生委員会規則で定める」に改める。  
(登録免許税法の一部改正)

第三十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。  
別表第一第二十四号の二中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。  
(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

第三十一條 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。  
本則(第三十條を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

を「金融再生委員会」に改める。  
第七十二條第一項及び第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同條第四項を次のように改める。  
4 金融再生委員会は、この法律による権限(第二十六條の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く)を金融監督庁長官に委任する。  
第七十二條第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加える。  
5 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を都道府県知事に委任することができる。

を「金融再生委員会」に改める。  
第七十二條第一項及び第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同條第四項を次のように改める。  
4 金融再生委員会は、この法律による権限(第二十六條の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く)を金融監督庁長官に委任する。  
第七十二條第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加える。  
5 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を都道府県知事に委任することができる。

第三十条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)  
第三十二条 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

本則(第四十二条を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第四十二条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第四十二条第五項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第四項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第四十二条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(第一項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第四十三条中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

(農村地域工業等導入促進法の一部改正)  
第三十三条 農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する金融再生委員会の権限は、金融再生委員会規則の定めるところにより、金融監督庁長官に委任する。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)  
第三十四条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第五十九条第二項中「前条第四項」を「前条第三項」に改め、同条第五項中「前条第五項」を「前条第四項」に改める。

第六十五条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第六十八条の二第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第六十八条の三第五項中「第五十八條第五項」を「第五十八條第四項」に改める。

第七十条第一項中「及び大蔵大臣」を「大蔵大臣及び金融再生委員会」に改め、「及び第四項」を削り、「農林水産大臣及び内閣総理大臣」とし、第二十一条第三項及び第五十八條第五項(第五十九條第五項及び第六十八條の三第五項)において準用する場合を含む)に規定する主務大臣は農林水産大臣、大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「農林水産大臣及び金融再生委員会」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第三項中「農林水産省令・大蔵省令」を「農林水産省令・大蔵省令・総

理府令」に改める。

第七十二条第一項第二号中「第五十八條第五項」を「第五十八條第四項」に、「第六十五條第五項」を「第六十五條第四項」に改める。

附則第六條の七第一項中「第六十五條第六項」を「第六十五條第五項」に改める。

附則第六條の十第四号及び第五号中「第四項」を「第三項」に改め、同条第六号中「第六十五條第五項」を「第六十五條第四項」に改める。

附則第八條第三項中「第四項並びに」を削る。

附則第十二條中「農林水産大臣及び内閣総理大臣」とし、附則第七條第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六十三條第六項並びに附則第七條第四項に規定する主務大臣は農林水産大臣、大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「農林水産大臣及び金融再生委員会」に改める。

(銀行法の一部改正)  
第三十五条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

本則(第五十九條を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第五十九條第一項を次のように改める。

金融再生委員会は、この法律による権限(第四條第一項の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。)を金融監督庁長官に委任する。

第五十九條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

附則第五條第一項、第十一條、第十七條及び第十八條並びに附則第二十條の見出し中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

(貸金業の規制等に関する法律の一部改正)  
第三十六條 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

本則(第四十五條を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第四十五條第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第四十五條の次に次の一項を加える。

4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

附則第九條第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)  
第三十七條 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

本則(第五十一條の二を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第五十一條の二第一項を次のように改める。

(第二十四条第一項の規定による認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。)を金融監督庁長官に委任する。  
第五十一条の二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第五十一条の二に次の一項を加える。  
4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(抵当証券の規制等に関する法律の一部改正)  
第三十八条 抵当証券の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。  
本則(第四十五条を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第四十五条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、「規定による権限」の下に「その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第四十五条に次の一項を加える。  
4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(金融先物取引法の一部改正)

第三十九条 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。  
本則(第九十二条を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第九十二条第一項を次のように改める。  
金融再生委員会は、この法律による権限(第十四条の規定による設立の免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。)を金融監督庁長官に委任する。

第九十二条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第四項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第九十二条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項各号中「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(第一項の規定により金融監督庁長官に委任された権限を除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第九十二条の二中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。  
(前払式証券の規制等に関する法律の一部改正)  
第四十条 前払式証券の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十八条を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。  
第二十八条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

【参議院】

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第二十八条に次の一項を加える。  
4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正)  
第四十一条 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、第二章の規定による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第四十九条に次の一項を加える。  
6 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第五十条の二中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。  
(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正)  
第四十二条 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための

麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。  
第五条第一項及び第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。  
(特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正)  
第四十三条 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第七十二条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第七十二条に次の一項を加える。  
6 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第七十二条の二中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。  
(金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)  
第四十四条 金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十九条及び第二十七条中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。  
(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)  
第四十五条 協同組織金融機関の優先出資に関する

附則第十九条及び第二十七条中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。  
(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)  
第四十五条 協同組織金融機関の優先出資に関する

る法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五条の二中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改める。

(不動産特定共同事業法の一部改正)  
第四十六条 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項第一号中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第四十九条に次の一項を加える。  
6 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第四十九条の二中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

(保険業法の一部改正)  
第四十七条 保険業法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。  
本則(第百十六條第二項及び第百十三條第一項を除く)及び附則中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第三百十三條第一項を次のように改める。

金融再生委員会は、この法律による権限(第三條第一項の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く)

く)を金融監督庁長官に委任する。  
第三百十三條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第三百十三條に次の一項を加える。  
4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)  
第四十八条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。  
第九十四條の十五中「申立て」の下に「その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を加える。

(農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部改正)  
第四十九条 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律(平成八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第十條第四項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。  
第二十六條第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改める。

(日本銀行法の一部改正)  
第五十條 日本銀行法(平成九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

融再生委員会」に改める。

(銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律の一部改正)  
第五十一條 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(平成九年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。  
(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正)  
第五十二條 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

本則(第百六十二條第一項を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。  
第百六十二條第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第百六十二條に次の一項を加える。  
4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)  
第五十三條 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

附則(附則第五十八條、第百四條第四項、第百六條第四項、第百九條第四項、第百十一條第四項、第百三十二條第四項、第百三十五條、第百三十七條第一項、第百四十三條第四項及び第百五十三條を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第百四十七條第一項中「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

附則第百四十七條に次の一項を加える。

4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(特別職の職員に給する法律の一部改正)  
第五十四條 特別職の職員に給する法律(昭和二十四年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第八号を次のように改める。  
八 金融再生委員会委員  
第一条第九号の十の次に次の一号を加える。

十九の十一 株価算定委員会の委員  
別表第一中「国家公安委員会委員」を「国家公安委員会委員」に改める。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、金融再生委員会設置法(平成十年法律第 号)の施行の日から施行する。

(経過措置)  
第二条 この法律による改正前の担保付社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の

信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証券の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制等に関する法律、国際的な協力の下に規制業務に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(以下「旧担保附社債信託法等」という。)

関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証券の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制業務に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(以下「新担保附社債信託法等」という。)

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

3 旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。



平成十年十月十二日印刷

平成十年十月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〇